百人一首改観抄

百人一首改観抄

御歌所寄人小出粲先生題詠

従五位木村正辭先生序

釋契冲阿闍梨撰

百人一首改觀抄

東京　四海堂發行

とくしむこみやまくらに
奈良波の
よるしとも
まろみゆるのな
くろ川をみす

百人一首改觀抄序

百人一首改觀抄は、圓珠庵契沖師の著せるものにて、多く和漢の書を引用して、古き證據精核注釋發通せるを以て、ややく近世の頃これを潤飾してをりつゝへてけり、されども古書は後人の改竄したるものにて、此の古本にはあらず、抑古書を旨とせり、先輩の著書あれども、これを上梓して世に傳へむには、まづ清て原書に從ひて、私に改刪せざるべしきことなるに、やゝもすれば、臆斷をもて原文を

改め易かるとものゝあるは、いと/\きこゆることば
といふべし、こゝにふたゝび三好仲雄ぬしの上梓せるなれバ、難波の
圓珠庵に蔵せる、師の自筆なりけりといへば、
こはまさりてはじめて師の面目をしのぶるべく
きはでし、なや製本なかりけるより、おのれに序
をもとむ、おのれもとより師の学を学ぶにあらねど、辭しゝ、
敢て需をも辭しえで、蕪言を巻端にしるしぬ、

明治三十三年十一月

欟齋　木村正辭

凡例

一百人一首は古來種々の家傳等あり、且先哲の説紛々として決すべからず、卓拔該博なる契冲は、此等の諸説に拘らず、古書によりて自ら考へ、殊に萬葉集の古言を基として彼の衆説を排し、毫も臆見を交ゆることなくして一書を成す、百人一首改觀抄是なり、此書一度出てゝ舊説は用ひられず、紛々たる衆説を斷し去ること快刀を振ふが如し、

一往時此書を翻刻せしは延享五年にして、本著の成りし(元祿五年)より五十七年の後なり、當時の校刻者は今井似閑の門人樋口宗武にして往々に原文を削除し又は改め加へたる所も少なからず、

一今刊行する處のものは、圓珠庵珍藏の阿闍梨自筆の原本により、些の節略をも加へざるものなり、

一延享の板本には、契冲師の自序ありて元祿五年季夏撰とあり、原本には序なくして師の跋あり、元祿五年季夏と記せり、これ或は此跋によりて序を作れるにはあらざる歟、今師の自序は故らに載せず、

一板本に掲くる所の追考は、師自筆の原本にはあらねど、參考の爲め之を附記す、

一阿闍梨は、五十音圖中於乎の所屬を誤りて用ひられたれば、いかゞはしきところもあれど、そは原文によれるものなり、

一本書中他書より引用せるものは、一々其原書を參照せり、出所の不明なるは止むを得ず原本のまゝを存して記載せり、

一原書に萬葉の歌を引る處萬葉の文字によれるもあれども、多くは草假名を以て書す、板本には總て萬葉の文字を用ゆ、今讀者の便をはかり、總て寛永板の萬葉集によりて之を改む、

一原書に古歌を引くに、歌集を記さゞるものあり、今其所出の歌集を附記せり、

一原書に古歌を引くに、たとへば萬葉集第十二を萬十二、拾遺集を拾、古今集を古、新古今集を新古と記せる類少なからず、總てこれを改めず、

一原書に、まゝ清少納言の枕草子を清少納言と記し、白氏文集を文集と書けり、こは枕草子を昔時單に清少納言ともいひ、白氏文集も單に文集といひたるなり、今原文のまゝを用ふ、

明治三十三年十一月

百人一首改観抄 巻上

僧 契沖 撰

定家卿老後に小倉山莊に隱居して、百人の歌を一首づゝ色紙形に書て、障子におされけるを、百人一首とも、小倉山莊色紙和歌ともいへり、入べきがいらぬもあり、入たるも作者のむねとおもはぬもあるべければ、人のみぬ所におされけるを、後に子息爲家卿書あつめて、作者の名をつけて世にひろめらるといへり、されど其末の人々も、もてあそばで久しく埋れけるにやとおぼしき事あり、續後拾遺集に定家卿「難波なる身をつくしてもかひぞなきみじかき蘆の一よばかりは」新後拾遺集に、建保二年內裏秋十五首歌合に秋鹿を雅經卿「思ひ入山にてもまた鳴鹿のなをうき時や秋の夕暮」初の歌は元良親王の歌と、伊勢が歌とを本歌にてよまれたれど、此中皇嘉門院別當が歌に、詞も似心もかはらず、後の歌は俊成卿の歌をかすめられたり、定家卿は人の歌を犯す人にあらず、おのづからかよへるか、雅經卿は其僻有けるよし八雲御抄にも書せ給へり、二

一板本に掲くる所の追考は、師自筆の原本にはあらねど、參考の爲め之を附記す、

一阿闍梨は、五十音圖中於乎の所屬を誤りて用ひられたれば、いかゞはしきところもあれど、そは原文によれるものなり、

一本書中他書より引用せるものは、一々其原書を參照せり、出所の不明なるは止むを得ず原本のまゝを存して記載せり、

一原書に萬葉の歌を引る處萬葉の文字によれるもあれども、多くは草假名を以て書す、板本には總て萬葉の文字を用ゆ、今讀者の便をはかり、總て寛永板の萬葉集によりて之を改む、

一原書に古歌を引くに、歌集を記さゞるものあり、今其所出の歌集を附記せり、

一原書に古歌を引くに、たとへば萬葉集第十二を萬十二、拾遺集を拾、古今集を古、新古今集を新古と記せる類少なからず、總てこれを改めず、

一原書に、まゝ淸少納言の枕草子を淸少納言と記し、白氏文集を文集と書けり、こは枕草子を昔時單に淸少納言ともいひ、白氏文集も單に文集といひたるなり、今原文のまゝを用ふ、

明治三十三年十一月

百人一首改觀抄　卷上

僧　契沖　撰

定家卿老後に小倉山莊に隱居して、百人の歌を一首づゝ色紙形に書て、障子におされけるを、百人一首とも、小倉山莊色紙和歌ともいへり、入べきがいらぬもあり、入たるも作者のむねとおもはぬもあるべければ、人のみぬ所におされけるを、後に子息爲家卿書あつめて、作者の名をつけて世にひろめらるといへり、されど其末の人々も、もてあそばで久しく埋れけるにやとおぼしき事あり、續後拾遺集に定家卿「難波なる身をつくしてもかひそなきみしかき蘆の一よはかりは」新後拾遺集に、建保二年内裏秋十五首歌合に秋鹿を雅經卿「思ひ入山にてもまた鳴鹿のなをうき時や秋の夕暮」初の歌は元良親王の歌と、伊勢が歌とを本歌にてよまれたれど、此中皇嘉門院別當が歌に、詞も似心もかはらず、後の歌は俊成卿の歌をかすめられたり、定家卿は人の歌を犯す人にあらず、おのづからかよへるか、雅經卿は其僻有けるよし八雲御抄にも書せ給へり、二

首ともに千載集に出たれど、彼はひろければ兩集の撰者おぼねられざる事も有べし、此百首その比もてあそばましかば、今引所の二首選びとらるべからずや、家隆卿の歌は、寛喜元年によまれたるをこゝにとられたれば、新勅選集より後などに此百首をばえらばれけるにや、又詠歌大概などにとられぬ歌ども〻入たれば、必作者おの〳〵の秀歌の中の秀歌とて選ばれたるにも有べからず、おほくはまめやかなる歌のよきを選ばれたりとみえたり、

〔追考〕　明月記云、文暦二年五月廿七日予本自不知文字事、嵯峨中院障子色紙形故予可書之旨彼入道懇切、雖極見苦、憖染筆送之、古來人歌各一首上自天智天皇以來及家隆雅經卿云云されば定家卿のわが山荘におされたる色紙形と古よりつたへ來れど、明月記の文によるにさにはあらず、又風雅集の雜四、加茂の重保が堂の障子に、時の歌よみどもの形を書て、各よみたる歌を色紙形にかくべきよし申侍れは、我も入たるらんと尋侍けるに、位たかき人はおそれありてかゝぬよし申たりければ、色紙の形書てつかはすとて、後徳大寺左大臣「和歌の浦の波の數にはもれにけりかくかひもなきもしほ草かな」これをもて思ふに、歌人の姿を書て色紙にそのよみ歌をかゝせ障子におしてもて遊びしは、その比もはら世に行はれて優なるすさみにして、誰

も〳〵きそひたる事なるべくや、定家卿の山莊もとより嵯峨に有し事、續古今集風雅集に見えたり、爲家卿に至りても、此山莊は相傳せられし事とみえたり、夫木抄文永五年毎日一首中爲家卿「我はかり友とそ頼む小倉山おなし麓の三代の古松」是をもて思ふに、小倉山莊は俊成卿の時よりつたへられしとみゆ、又新古今集俊成卿「又たくひ嵐の山のふもと寺杉の庵に有明の月」此歌もしくは此山莊にての詠にや、此百人一首の一部の大意を古來つたへ來れるは、定家卿山莊小倉山にありしに、右にいへる中院入道の望に志たがひて、書て送られし色紙形の事を見あやまり、牽强附會して定家卿の新古今集は、花過たりとてわか本意をあらはさんがために此百首を撰せられ、山莊におされしやうにいへる古抄の說百端なれど、明月記風雅集の詞書を考ふるにはなはだ信用しがたし、

天智天皇

第三十九代諱天命開別(アメミコトヒラキワケノ)天皇、爲皇子時、御名葛城、皇子亦中大兄皇子、舒明天皇第一皇子、母皇后寳皇女即皇極天皇也、在位十年、古抄云、號田原天皇是誤也、光仁天皇諡御父志貴親王、號田原天皇、志貴親王天智天皇第五皇子也、

凡此百首作者の系圖等諸抄に委し、今皆略を存す、

秋の田のかりほのいほのとまをあらみ我衣手は露にぬれつゝ

後選集秋中に題しらずと載、六帖第二にはかりほの歌に出せり、かりほは萬葉に借廬と書り、かりいほといふべきを略せるなり、思出（オモヒイデ）をおもひでといふがごとし、刈穗といふ一説は萬葉を見ぬ臆推也、かりほのいほは例の重詞也、和名集曰、毛詩云農人作廬以便田事、（力魚切和名伊保、）又萬葉に田廬と書て、たぶせとよみたるもおなじものなり、農人のみならず、旅宿にもかりほは作るなり、是又萬葉におほし、菴の字と和訓は同じければ心は替れり、山田はかのゐのしゝのはむものなれば、萬葉に小山田之（ヲヤマダノ）鹿猪田禁（シシタモル）どよめり、それをも守り、又そこにて稲を熟（ニギ）しなどもする所なり、苫をあらみは、其廬をふく苫の薄くして透間のおほきをいふ、その透間より露のもり入て袖のかはく時なきなり、我衣手はとは、古來此我を天子のわれにして、民のうへをおぼしめしやりてよませ給へると執する故に釋し損するなり、萬葉古今等の七夕歌に、あるひは牽牛となり、或は織女となりてよめるごとく、是は土民のわれにて、天子の御身をおし下して、またく土民になりて、辛苦をいたはりてよませ給ふが有がたき

なり、管子云、王者以民人爲天、而民人以食爲天、周易云、以貴下賤、大得民也、老子云、貴以賤爲本、高以下爲基と侍るにかなへり、又これらの心にて万乘の位をもて賤にくだり給ふ御心有時は、万民ことく〱く歸伏したてまつりて天下大きにをさまるなり、天下のをさまるばかりめでたき事なし、よりて此御製を卷頭にはおかるゝなるべし、去かるを王道おとろへさせ給ふ述懷の御歌といひ、あるひは哀傷の御歌なりなどいふ、皆部立にも題にも歌にも見えぬ推量のひがことなり、述懷哀傷共に不吉の事なるを卷頭におかれなんや、是皆さきにいふごとく、我を天子の我とみるよりおこれり、此帝は大織冠と御心をあはされて、蘇我の入鹿を誅し給ひ、其外よろづ中興の君にてましませば、御國忌荷前使なども、七廟の大祖に准らへて代々除き奉らるゝ事なし、萬十、秋田苅客乃廬入爾四具禮零我袖沾干人無二同、秋田苅借廬乎作吾居者衣手寒露置爾家留、古秋下、ほにも出ぬ山田をもると藤衣いな葉の露にぬれぬ日はなし、右これらの歌今の御製の類なり、續後選集に、和泉式部、秋の田のいほりにふける苫をあらみもりくる露のいやはねらるゝ、田家時雨、法性寺關白、かりふきの草の庵の隙をあらみ時雨とゝもに山田をそもる、(續後選集)これらは今の御歌をとりてよめり、

持統天皇

第四十一代、諱高天原廣野姫天皇、初爲皇女時諱鸕野讃良皇女、天智天皇第二皇女、母越智姫、大臣蘇我山田石川麿女、初天武皇后、在位十年、

春すきて夏きにけらし白妙の衣ほすてふ天のかく山

新今古集夏卷頭題しらずとて入、もとは萬葉第一に藤原宮御宇天皇代天皇御製歌とて、第二句夏來良之、第四句衣乾有とあり、今案、夏來良之は同しき第十云、寒過暖來良之朝日指滓鹿能山爾霞輕引、此點になずらへて思ふに、夏はきぬらしと點すべし、彼集にけりといふには來の字をかけり、けらしはけるらしなればきにとにの字を讀付る上に、いかでか體ある字を讀付べき、今の點のごとくならば、來の字今ひとつ有べきなり、但是は理におきては遠ことなし、衣乾有もまさしくはほしたりと點すべきにや、是又心はかはらず、春過て夏來にけらしとは、同集第十九の長歌にも、春過而夏來向者云、文選宋玉登徒子好色賦云、是時向春之末迎夏之陽、これらと同じ心なり、白妙とは白きは本色なれば、おほく白妙の衣とも袖ともよめり、かく山は大和國

十市郡にて、高市郡藤原宮より近く見やらせ給へば、山片付て住家〳〵より、箱の中にたゝみおけりし夏衣をとり出てほせるが數多白妙に見ゆるに付て、はや春は過て夏こそ來ぬらしと、時節を感じてあそばせるなり、菅家首夏詩に、開箱衣帶隔年香と作れり、袖中抄に風俗歌を出して云「かひかねに白きは雪かいなおさのかひのけ衣さらすてづくり」是山に衣ほす證歌なり、又萬葉第十四に「筑波禰爾由伎可母布良留伊奈乎可母加奈思吉兒呂我爾努保佐流可母」下句はかなしきころがぬのほせるかもなり、かなしきはいとをしき心なり、此歌布をおほくほせるが雪のやうなるを興じてよめるか、又初雪などの所々ふれるを興して布ほせるとよめるか、いづれにもあれ、山に布ほす證なれば、衣にもかよはして證すべし、古抄に霞のはれて山のあきらかにみゆるを白妙の衣ほすとはいへり、ほすは衣の縁にいふなり、又云いかでか明に見ゆればとて、白妙の衣といふぞといふ人あり、春は霞の衣におほはれたる山に、其衣をぬぎたるやうになれば白妙の衣といへり、霞の衣をもていへる詞也といへる說は心得がたし、雲の衣霞の衣などいふは、衣の身をおほふごとくなればいふなり、されば霞の晴れたらんをば衣をぬぐとはいふべし、いかでか靑々とのみ見ゆる山を、白妙の衣ほすとはよませ給ふべき、春はかすまで夏に入て霞むものなら

ばさも釋すべし、此上霞と云文字さへなきを、とかくいふこと暗推也、但ふるく此御製を取てよまれたる歌どもをみるに、いかゞ心得られけんとおぼつかなきこと多し、又衣さらせりは、叡覧のうちつけなるを、衣ほすてふと改められたる事もと心得がたし、此故はほすていふは、ほすといふといへる詞なるを、登以切知なれば萬葉にはつゞめて知布ともあり、多知豆氐登五音通ずる中に、知と氐と二四相通じて移しててふとはいへり、然れば昔かく山に衣ほしたる山緒などのあるをよませ給ひ、又は臣下の只今香山に衣ほしてさふらふと奏するを聞しめしてあそばせるやうにて、叡慮にかなはずや侍らん、

〔追考〕　爲家卿後選抄云、いつはりをぬれぎぬといふ事は、むかし虚實をたゞさんために、大和國天香山にて、夏の日かたびらをぬらして神樂をしてみるに、すでさぬ人のきぬはやがてひるなり、すでしたるものゝ衣はさうなくひぬなりとあり、又神名帳大和國十市郡天香山坐櫛眞命神社、此神などをまつれるにや、舊事紀云、令中臣祖天兒屋命忌部祖天太玉命而內拔天香山之眞牡鹿之肩拔而取天香山之天波々迦而令占矣、

おほよそ後鳥羽院の御時より後歌の體改りて、作者おの〳〵俗を出て氣高からん

とのみよめば、勞張たる詞づかひ多く聞ゆ、されば古歌の詞を改て、時に叶らるゝも、時の好みに隨ひておぼつかなくなれるなるべし、新古今に「みねこねて雲に翅やしほるらん月にほすてふ初かりの聲」此ほすてふといへる詞も、おろかなる耳にはうけたまはり得がたし、右二首上治まれる世のみかどの御歌を初におかる、女帝の御歌を第二におかれたるは陰陽の理をふくめるにや、

〔追考〕 古今集戀二小野小町「うたゝねに戀しき人をみてしより夢てふ物は賴そめてき」此てふは上にいへるごとくといふと云心にてよく聞えたり、されど中世以來てふといへる詞をなるといへる詞の所に用ひ來れる事あり、同し古今集夏紀利貞「あはれてふことをあまたにやらしとや春におくれて獨咲らん」このてふはなるといへる詞にして用たるとみねたり、續後選集太上天皇「冬來ては衣ほすてふ隙もなくまくるゝ雲の天のかく山」是は此新古今集に入たる御製に全くよりてよめる歌とみゆ、月に干てふも衰てふの詞つかひにして、なるといふべき處にてふと詮たるとみて然るべくや、

柿本人麻呂

柹本は古事記を考ふるに、孝昭天皇の皇子天押帶日子命、是日本紀の天足彦國押人命也、是より出たり、もとは柹本の臣といひしを、天武天皇十三年に大三輪君等の五十二氏に姓を朝臣と賜ひける其内にて、夫より柹本朝臣となれり、人麻呂は父祖詳ならず、萬葉第二を考ふるに、持統天皇の初に石見國よりのぼり、文武天皇の末に又石見へ下りて死せられたり、同しき第十に、七夕歌九十餘首ある中に、初三十八首ありて、右柹本朝臣人麻呂歌集出と注す、第三十八首に「天漢安川原定而神競者磨待無」此左注云、此歌一首、庚辰年作之とあり、庚辰は天武天皇白鳳九年に當れり、おほよそ人丸の歌は、第一より第十五までに名を顯はして載たり、人麻呂家集といふは家集にはあらで當時の作者の然るべき歌を書記されたるにや、第七より第十四まで作者未詳歌ともにまじへて載たり、笠金村田邊福麻呂等が集もおなじ體なり、但又人丸の歌のまじれる事もあれば、今引七夕の歌も人丸の詠にや、玄からば天武の朝より仕へ奉りて、石見守の屬官などになりて下り、任はてゝのぼられけるにや、天武御時柹本猨朝臣、これのみ日本紀に柹本氏の人は見えたれば此親族なるべし、

あし引の山鳥の尾のしたり尾のなか〳〵し夜をひとりかもねん

拾遺戀三題しらずとて入れり、もとは萬葉第十一に念友念毛金津足檜之山鳥尾之永此夜乎此歌の左に或本歌曰とて今の歌を注に出せり、然ればさきの歌の異説の歌なり、さきの歌は、新千載集戀二に人丸とてのせらる、此兩首ともに作者未詳歌なり、おほよそ拾遺集は再治せさせ給はぬ御本のさてひろまりけるにや、同し歌の部をかへて入たるだに有、ことに萬葉集の歌をとらせ給へるには、疑をのこす事のみおほくてこれより人も多くまどへり、今の歌を人丸の歌とし給ふも其ひとつなり、人丸集にもあれど、かれは後の人のしわざにて用るにたらぬものなり、今の歌萬葉に前後鳥によせてよめる戀の歌の中にあり、あし引は山の枕詞、萬葉にはあまた足引とのみいひて山とせり、菅家の御詠にもあし引のかなたこなたに道はあれど、あそばせり、公望日本紀私記に、山行之時引足行故云といへり、又後撰にたび〳〵文つかはすに心地あしとて返事せぬ女に大江朝綱卿のやれる歌に、あし引のやまひはすともふみかよふ跡たにみぬはくるしかりけり此歌によるに女のやまひはあしのけなるべし、若さらずともあし引のやまひとつゞけてふみかよふ路だにみぬといひ、くるしといへる緣、公望が説に同じ、萬葉に足病とも足疾とも書る此ゆゑなり、日本紀の顯宗紀には脚日木と書けり、定家卿密勘に只ちはやふる神あし引の山

とつゞくとのみ知て、いはをわる足を引といふ事しらずとあれど、又家の説には蘆引を用とあれば、足引の説をきらひてしらずとのたまへり、説なきにはあらず、しかれども右の證どもあれば足引を用べし、垂柳をしだり柳とよみ、雨垂をあましだりともいへば、しだり尾のしい文字には心なし、只山鳥のたり尾といふ事なり、萬葉には亂尾と書てもしだり尾とよめり、若それはみだり尾なるを、片假名のミとシと似たれば誤れるか、山鳥の習として、雌雄は一處にをれども、夜はおの〳〵行わかれて谷をへだてゝぬるものなり、それによせて秋の夜の長き比は、夜寒もそひていよいよ獨寢の苦しきに、山鳥にもあらぬ身の猶その鳥のごとくにひとりかねんと侘たる心なり、上句は序のやうにして比なり、山鳥のひとりぬる事は萬葉第八家持歌云、足日木能山鳥許曾婆峰向爾嬬問爲云打蟬乃人有我哉如何爲跡可一日一夜毛離居而嘆戀良武云云、六帖歌にも、秋風のふきよることに山鳥の獨しぬれはものそかなしき「ひるはきてよるは別るゝ山鳥の影みる時そねはなかれける」淸少納言にも、山鳥の事をいふに谷へだてたる程などいと心くるしと書り、なべては山の尾をへだてつるといふも同し事なり、

山邊赤人

赤人は父祖未詳、時代は萬葉第六に神龜元年より天平八年までの歌見えたれば、聖武の朝の人なり、山邊氏は日本紀の顯宗紀に伊與來目部小楯といふ人に、初て山部連を賜ひけるは、山のつかさを賜りけるゆゑなり、天武天皇十三年十二月に、大伴の連等の五十氏に宿禰姓をたまひける時、山部もその內にて、夫より山部宿禰なり、續日本紀に延暦四年五月、詔曰、先帝御名及朕之諱、自今以後宜並改避、於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山、これは光仁天皇を始白壁王といひ、桓武天皇を山部王と申けるゆゑなり、此詔によれば、やまの赤人といふべき事なるを、いかで昔より今にいますず、古今にも字のまゝにかゝれけんおぼつかなし、若昔は諱にふれぬさきをばいまざりけるにや、今は淳和天皇の御諱に憚りて大伴をも伴とよめり、土佐日記にやまのやすのりと云人有、もとは山部なるが桓武の御諱をされるにや、又山部と山邊とは別の氏にて、萬葉にも、赤人の氏をば山部宿禰とのみかゝれけるを、古今眞名序に初て山邊赤人と書れたる事不審なり、これは山邊眞人にて、やまべとよむゆゑに、桓武天皇の諱にさゝず、よりて日本後紀第一延暦十二年紀にも、山邊眞人春日といふ內

舍人あり、

〔追考〕　山部と書てやまと點して、帝の御諱を避奉るは例のよみくせなり、大伴と書てよまんときにはとゝもとのみよむべし、國人と書てくにたみとよめるたぐひこゝに思ひ合すべし、

田子の浦に打出てみれは白妙のふしの高根に雪はふりつゝ

新古今冬部に題しらずとあり、もとは萬葉集第三に山部宿禰赤人望不盡山作歌一首并短歌、此短歌則今の歌にて、腰句ましろにぞ、はての句雪はふりけると有を、こゝに載ることくは、朗詠集にかくていれるより後の事歟、萬葉第三に、「晝見騰不飽田兒浦大王之命恐夜見鶴鴨」などもよみて、此浦のおもしろささらでもあかぬに、ふじの山をあふぎみれば雪白妙にふりて、天にちかくとゞくやうにみえけん折の景氣、作者の心になりて味はふべし、此歌ふじをよめるには古今の絶唱といふべし、田兒浦は駿河國庵原郡にあり、富士はすなはち富士郡也、山名富士は取郡名とぞ、都良香か記にかける、

〔追考〕　富士山を俗云孝靈の時涌出すと、されど萬葉第三赤人の歌に、「天地之分時

從神左備乎高貴寸駿河有布士能高嶺乎とあり神代より有來れる山也、又都良香富士山記云、富士山東脚下有小山、小山延喜二十一年三月雲霧晦冥十日云云、神造也、
これらをつたへあやまれるにや、

猿丸大夫

古今序云、大友黒主之歌古猿丸大夫之次也、頗有逸興而體甚鄙、是によれば猿丸大夫が歌は逸興ありて歌の體いやしからざりしにや、されど此序の外にふるきものにみえたる事なし、又猿丸は名にこそあれ何氏の人とも聞えず、大夫といふは相當の官爵ありけるにや、後にとかくいふ説あれど信じがたし、又集といふもの一卷あれど、公任卿の三十六人の歌仙えらばれし後何人のなせるにかあらむ、用るにたらぬ物なり、

おく山に紅葉ふみわけなく鹿の聲きく時そ秋は悲しき

古今秋上に、是貞のみこの家の歌合の歌讀人しらずと有、菅家萬葉集上に此歌を被らる、彼序の意、時の歌合の歌をとらると見えたり、又歌のやう古體にあらず、猿丸か

集にさへなければ尤不審の事也、奥山とは鹿のすむ所なり、萬葉集第十にも「奥山爾住云男鹿之初夜不去妻問芽子之散久惜裳」、紅葉ふみわけとは、是にふたつの心あるべし、常は鹿のふみ分ると心得來れり、菅家の此歌につきての御詩に、秋山寂々葉零々、糜鹿鳴音數處聆、勝地尋來遊宴處、無朋無酒意猶冷、此第三句に勝地尋來と云によらば、人のふみわくるにや、いづれにてもかなふべし、此もみぢふみ分といへるは、秋更はてゝの落葉にはあらず、木葉は奥山より先色付て、は山は後に色付物なる上に、山には秋のくるより一葉つゝ散初るがつもるなり、さらでも古今集に「紅葉のちりて積れる我宿に誰を松虫こゝらなくらん」とよめり、此歌もやう〳〵にちりつもれる紅葉の、ばらはぬをよめり、秋の暮にもみぢの散比は松虫はなかぬゆゑなり、古今に鹿の歌五首ある中に、今の歌は第二にありて、後の三首は萩によみ合せたる歌なり、萩は秋の中比さかりなるものなれば、秋ふけての歌ならぬ事、かれこれにつけて知べし、聲きく時ぞ秋はかなしきとは、秋はすべて悲しき中に、いたりてかなしきときといふなり、赤人の歌は大やうによみたれば、こまやかなる歌なれば次て入らる歟、

中納言家持

續日本紀云、延暦四年八月癸亥朔庚寅中納言從三位大伴宿禰家持死、祖父大納言贈從二位安麻呂、父大納言從二位旅人、家持天平十七年授從五位下、補宮內少輔、歷任內外、寶龜初至從四位下左中辨兼式部員外大輔、十一年拜參議、歷左右大辨、尋授從三位、坐氷上川繼反事、免移京外、有詔宥罪、復參議春宮大夫、以本官出爲陸奥按察使、居無幾拜中納言、春宮大夫如故、死後二十餘日其屍未葬、大伴繼人竹良等殺種繼、事發覺下獄、案驗之事連家持等、由是追除名、其息永主等並家流焉、古抄に是を引、誤りて繼人竹良等家持を射殺すといへり、又在陸奥國薨すといへるも誤なり、又大伴氏はそのかみ天孫天降給ひし時、御先に立し日臣命神武天皇の時道臣命と名を賜ひて、功勳世をおほひし神の裔なり、日本紀の說明らかなる事日月のごとし、佐伯宿禰も又此わかれたるなり、天智天皇の御孫與多王賜大伴姓などいふはか〲しからぬ說用ゆべからず、又大友と大伴とは別なり、淳和天皇の御諱大伴なるによりて弘仁十四年に勅ありて、大伴氏は大の字を除て伴となれり、後まで大友黑主などは大の字を捨る事なし、

かさゝぎのわたせる橋に置霜の白きをみれはよそ深にける

新古今冬題しらず、家集には夜は更にけりと有、鵲の橋は淮南子に七月七日夜烏鵲塡河成橋以度織女といへるよりおこれり、しからば七月七日の夜の事に限るべけれども、歌のならひはかく冬の夜のことにも用るなり、夜そふけにけるとは夜半過るころをいふ、曉がたの心と思ふべからず、なべての霜はあかつきにおくものなれども、かさゝぎの橋はそらにあれば、夜半に先霜のみゆるこゝろなり、霜は橋におけるがごとくによくみゆれば、景行紀の歌にも朝霜の御木の竿橋とよみ、溫庭筠が詩にも人迹板橋霜と作れり、まことに彼橋におく霜のみゆるにはあらねども、事の理をもてみたるやうにいひなすは歌も詩も皆かくのごとし、月落烏啼霜滿天と作れるも其折の心を得て滿天とはいへるなり、六帖に人麻呂歌とて「鵲のはねに霜ふり寒き夜を獨やわかねん君待かねて」つばさをならべて橋作るといへば、はねに霜ふるとよめるも橋といふにひとしかるべし、又六帖に「夜や寒き衣やうすき鵲の行あひのまより霜やおくらん」新古今にはかたそぎのゆきあひのまよりとて住吉の御歌とせり、大和物語に忠岑歌に「鵲のわたせる橋の霜の上をよはにふみ分ことさら

にこそ」これは今の歌をとれるに似たれど、家持集もまことには用がたき物なれば、前後知難し、伴丹か歌に、「鵲のちかふる橋のまとほにて隔る中に霜やおくらん」これは右の歌どもをとれるなるべし、千載集に基俊「ひさ木生る小野の淺茅に置霜の白きをみれは夜やふけぬらん」中比かやうに古歌をとれる事多し、家隆卿「鵲の渡すやいつこ夕霜の雲非にしろき峯のかけはし」(新勅撰集)是も此歌を取用られたり、或説に常の橋を鵲の橋にいひなせるかの心あれど、此家隆卿の歌にて然らぬ事聞え侍り、さきの歌は秋、此歌は冬なれば次第にや、

安倍仲麻呂

古傳云、中務大輔船守子、かくあれど此船守續日本紀にみえぬ人なり、安倍氏は孝元天皇第一皇子大彦命裔也、

天の原ふりさけみれはかすかなるみかさの山に出し月かも

古今羈旅詞書に、もろこしにて月をみてよみけるとありて注して云、此うたはむかし仲丸をもろこしに物ならはしにつかはしたりけるに、あまたの年をへて、えかへ

りまうでこざりけるを、この國よりまたつかひまかりいたりけるにたぐひてまうできなんとて出たりける、めいじうといふ所の海遊にてかの國の人うまのはなむけしけり、よるになりて月のいとおもしろくさし出たりけるをみてよめるとなんかたりつたふるとかけり、元正天皇の靈龜二年八月に丹比縣守（ノアガタモリ）を遣唐使に遣はさるゝ時、仲丸十六歳にて物ならひ人と成てえたがひ行、中夏の風をえたひてとゞまりて歸らざる事三十八年、玄宗皇帝に仕へて秘書監となり、姓名を朝衡と改む、或は晁卿ともいふ、其後孝謙天皇天平勝寶四年に藤原清河遣唐使にて歸る時、玄宗にいとまを申て仲丸も歸らんとす、此國より又つかひまかりいたりけるとは清河をさす、此時唐朝の詩人わかれの詩を贈る、遐右亞王維秘書包佶陸海か詩とも有、餞別序は王維かけり、唐詩訓解に送秘書晁監詩の注に出せり、此餞宴は都にての事なり、さて明州の津に出て本國に歸らんことのうれしさ限りなき折しも東海より出くる月のさま、昔ならの京に居てみかさの山に待出たりしやうにおもしろかりければ、そこにてよめりといふ義なり、貫之の注にて感情殘りなく聞えたり、土佐日記には五もじをあをうなはらとかけり、もとより兩やうにいひつたへたる歌にてかくはかけるにや、此歌よめるは廿日の夜のことゝ同し日記にかけり、こゝによるに成て

月のさし出たるをみてとかける相たがはず、此歌の初二句萬葉集中にあまたあり、ふりさけは、振放とも、振離とも、振仰ともかけり、遠く見やる心なり、みかさの山に出し月かもは、萬葉第七旋頭歌にも「春日在三笠乃山二月船出遊士之飲酒爾陰爾所見管」又第十旋頭歌に「春日在三笠乃山爾月母出奴可母佐紀山有開爾櫻之花乃可見」もろこしにて見る月のこゝにかはらぬは、同じき第十八に「都奇見禮婆於奈自久爾奈里夜麻許曾波伎美我安多里乎敝太弖多里家禮」謝希逸月賦曰、隔千里兮共明月、これらの心に通へり、さて清河と同船して彼國をば出けれども、風にあひて我國には歸ることを得ず、安南といふ所にたゞよひ、年を經て又唐に歸り、肅宗代宗兩帝までにつかへて終に彼國にてをはりぬ、はじめ舟だちして風に逃ける時仲丸は溺れ死たりと心得て、李白か悼める詩、彼か詩集に見えたり、代宗潞州大都督といふ官を贈らる、此方にても贈官あり、後に仁明天皇の承和三年に詔ありて正二位を贈らせ給へり、其詔詞の中に唯有於天之章長傳擲地之響」とは今の歌の事也、續日本紀云、我朝臣學生播名唐國者唯大臣朝衡二人而已、大臣とは吉備公なり、右二首ともに天象をよみ歌のほども似つきたるべし、新勅撰雜四、源家長朝臣「いつこにもふりさけ今やみかさ山もろこしかけて出る月影」山家集、ふりさけし人の心そしられけることよひみ

かさの月をなかめて」

〔追考〕春日なるは爾阿切奈とつゞむれば春日にあるといふことなり、萬葉集に在の字をなるとよめり、信濃なる淺間のたけに立けふりと詠せし類も信濃にある淺間のたけとなり、是も例のごとく爾阿の二字を一つにして一度に呼べば奈の音いづること音響自然の妙なり、元來文字の音は中華を以て正とせり、されば文字の正音はいづれも二字の間より出るひゞきにして、反切の法も皆二字を用てその音を知ることしかなり、

喜撰法師

橘奈良麻呂子といふ說は時代を考ざる誤あり、系圖等無所見といへる正說也、長明が無名抄云、御室戸の奥に廿餘町ばかり山中へ入て宇治山の喜撰が住ける跡あり、家はなけれど石塔などさだかにあり、これを尋てみるべし、

我庵はみやこのたつみしかそすむ世をうち山と人はいふなり

古今雜下題しらずの歌なり、都の巽とは宇治山の方角をさせり、日本紀第十應神紀に

曰、夫國樔者其土自京東南之隔山而居于吉野河上かやうに文章などにはおほくあれど、歌はこれをはじめにて、後の人都の南とも都のいぬゐとも是にならひてよめり、五畿七道も皆都をもとゝして定たる事なり、然ぞすむはさぞ住なり、萬葉第十に然而とかきてさてとよめり、さといふはかくといふにかよへり、我庵はやがて都のたつみの方遠からねど、山を便りにかく靜に住得たり、世をうぢ山と名付て、人はえ住まじき所といへどもとなり、古今序にうぢ山の僧きせんは、ことばかすかにしてはじめをはりたしかならず、秋の月を見るにあかつきの雲にあへるがごとしと判せり、文選に切の字密の字をたしかとよめり、はじめをはりといへども、喩のこゝろ只結句の切密ならぬ也、六帖に都「わたつみは都こそりていにけらしよをうち山の神もみなくに」此歌いかなる心をよめりとはしらねど、ゆゑありげにて古歌とみゆれば、世を宇治山とは是をもてよまれけるにや、古抄に天台の王舎城に付て觀心の釋に、王即心王、舎即五蘊といへるを引て、我庵は王舎城の心なり、我とは心王也などあるはこゝにかなはずして無用の沙汰なり、新拾遺雜中、紫式部「さとの名を我みにしれは山城のうちのわたりそいとゝすみうき」宇治山をよめるをもて上の三笠山に類せられたるにや、

〔追考〕玉葉集夏喜撰法師〔木の間よりみゆるは谷の螢かもいさりのあまの海へゆくかも〕續古今集をえらばれし時、此このまの歌えらびとらるべきを、中院の大納言爲家卿の貫之が心をもどかれんはいかに侍らんと申されければやみにき、

小野小町

父祖未詳、古今に小野貞樹とよみかはせる歌あり、おなじ氏なれば親族なるべし、後撰に遍昭と石上寺にてよみかはせる歌あり、僧正といはず、只遍昭と有、詞書のやう、出家の後久しからぬほどゝ聞ゆれば、文徳天皇の時まだ盛なる事しられたり、康秀が三河椽になりてあがたみにはえ出たゝじやといへる返事によめる歌は又すこし後の事なるべし、古今後撰に小町が姉の歌あり、又後撰に小町が孫の歌あり、皆小町があね小町がうまごと名をさされたるは、小町が名のたかきゆゑなり、

〔追考〕大系圖に、小野篁の孫出羽郡司良眞女とするものは、時代を考へざるあやまりなり、

花の色はうつりにけりないたづらに我身世にふるながめせしまに

古今春下題しらずと有、うつりにけりなはかやうにいひてうつりにけらしなど推量するもあれど、是は治定していへる詞なり、花のさかりは明くれ花になれてなぐさむべき春を、世にふるならひはさもえなれずしていたづらにものおもふながめせしまに、まことにながむべき花の色ははやうつりにけりとなげく心なり、又ながめは春の長雨にかけて、世にふるといふ詞も両方を兼、霖雨に又花のうつろふ心をそへたり、後撰集に人に忘られて侍ける比雨のやまず降ければ、春立てわかみふりぬるなかめには人の心の花も散けり、此外はるのものとてながめくらしつ、春のながめぞいとなかりけるなどよめる歌、皆両方をかねたり、喜撰小町は共に歌仙にとらるゝ人なれば、つらねたるやう心ある歟、

蟬丸

姓氏不詳、良岑宗貞和琴をならひにかよはれたりといひ、博雅三位琵琶を習はれたりともいふ、今案古今にも名をあらはさねど蟬丸歌あり、博雅は天暦朝の人なれば相違にや、清正集云、ある所にて琴などひきてあそぶに、夜ふけて月も入ぬ、うちの人〳〵も入ぬる音しけるに、琴をしらべていだしたるに「山の端にいりといりぬる月

なればしらべて出すこともかひなし」逢坂のせきちに年はへぬれどもけふの清水や名をはなかさん」此後の歌は清正琴を學ばれたる事の久しきを、蟬丸の故事によせて關路に年經とよまれたるか、しからば良少將の和琴正說にや、

これや此行もかへるも別れてはしるもしらぬもあふ坂のせき

後撰雜一、あふ坂の關に庵室を作りて住侍けるに行かふ人を見てとて、腰句別つゝとあり、素性集にもあるは不審なれど、それも腰句後撰に同じ、是や此とは是や此あふ坂のせきと、末をさしていへり、逢坂は都をいでゝ近江路に出る所の關なり、こゝを越て東海東山北陸等の諸國へはおもむけば往來しげきなり、行は都を出て田舍へ行なり、かへるは諸國より都へかへるをいふ、別れつゝとは蟬丸の心にゆきかふ人の見へずなるをわかるゝと思ふなり、隆信の歌に「誰としもしらぬ別のかなしきは松浦の沖をいづる舟人」(新古今集)とよめるがごとし、かくわかるれども、別るれば又かならずあふならひにて、行は歸りかへるはさらに行て、しるもしらぬも又皆あへば、あふ坂の關と名付しは是やこの故と了俤したる心なり、行も歸るもしるもしらぬも別れつゝ又みな逢といふ心を、句をへたてゝわかちていへり、古抄に會者定離の

心といふは發句と結句との首尾に遮却せり、神功皇后紀に忍熊王亂をおこして帝をかたぶけんとせしを、武内宿禰に勅して是を討しむ、此山にして兩軍あひて戰ふによりて逢坂と名づくといへり、こゝにいへるは蟬丸のあたらしくおもひ合せたるなり、蟬丸も時代等分明ならぬをもて小町に次ぐ歟、

〔追考〕源親行東關紀行に、蟬丸は延喜第四の宮なりといひ、それより四の宮河原といへるよしふるくつたへきたれど、小町が家集にかなしの宮の山風やとよみ、又信明の家集に「こよひねてあふみへ行とみし夢のかなしと袖にふるは涙か神無杜は在四宮村、諸羽大明神之旅所也、今案かなしの宮は悲しの宮と聞なさるれば、それをいみて上のふたもじをすてゝ、四の宮といひなせるなるべし、

參議篁

文德實錄第四云、仁壽二年十二月癸未參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、篁參議正四位下岑守長子也云云古事記に遠祖は柿本と同しく天押帶日子命より出たり、

わたの原やそ島かけてこぎ出ぬと人には告よあまの釣舟

古今羇旅、隱岐の國にながされける時に、ふねにのりて出たつとて京なる人のもとにつかはしける、續日本後紀第七云、承和五年十二月己亥云云是日勅曰、小野篁内含綸旨出使外境、而稱病故不遂國命、准據律條、可處絞刑、宜降死罪一等處之遠流、配流隱岐國、初造舶使造舶之日、先自定其次第名之、非古例也、使等任之各駕而去、一漂廻後大使上奏更復卜定、損其次第第二舶改爲第一、大使駕之、於是副使篁怨懟陽病而留、遂懷幽憤作西道謠以刺遣唐之役也、其詞率而多犯忌諱、嵯峨太上天皇覽之大怒令論其罪、故有此竄謫、文德實錄第四云、承和五年春聘唐使等四舶次第泛海、而大使參議從四位上藤原常嗣所駕第一舶水沃穿缺、有詔以副使第二舶改爲大使第一舶、篁抗論曰朝議不定再三其事、亦初定舶次第之日擇取最者爲第一舶、分配之後再經漂廻、今一朝改易配當危器、以己福利代他客損、論之人情是爲逆施、既無面目何以率下、篁家貧親老身亦尫瘵、是篁汲水採薪當致匹夫之孝耳、執論確乎不復駕船、近者太宰鴻臚館有唐人沈道古者聞篁有才思數以詩賦唱之、毎視其和常美艶藻、六年春正月遂以捍詔除爲庶人配流隱岐國、在路賦謫行吟七十韻、文章奇麗興味優遠、知文之輩莫不吟誦、凡當時文章天下無雙、草隸之工古二王之倫、後生習之者皆爲師摸、七年夏四月有詔特徵、八年秋閏九月叙本位、篁の配流のゆゑはかくのごとし、わだの原は海上なり、日本紀に海をわたと

よめり、又日本紀古事記萬葉等に綿の字を用たるは、波の白くたつが綿のやうにみゆればにや、八十島はおほくの島をいふ、隠岐の國までの海路をかけておもへばいくらの島〱をか經べきとおもふ心なり、只今舟だちするなにはより此島〱あるにはあらず、ひろく末をかけていへり、萬葉第二十筑紫へつかはさるゝ防人が歌に「毛母久麻能美知波紀爾志乎麻多佐良爾夜蘇志麻須義弖和加例加由可牟」是もなにはにてよめり、又第十五に「海原乎夜蘇之麻我久里伎奴禮杼母奈良能美也故波和須禮可禰都母」是は備後國長井浦にてよめり、かくりはかくれの古語なり、こぎ出ぬとは今難波の浦より出るをいふ、けふこゝに舟だちしたりといふ事を、京におもふ人にいひやるを海逬よりの使なれば、海人になずらへて、文字のたらねばあまの釣舟とそへていへるなり、伊勢物語に業平齋宮のめのわらはに對して「みるめかるかたやいづこそさほさして我にをしへよ海人の釣舟」といひかけたるも、そのわらはべを海人にことよせたるなり、是をまことのあまと心得たらんだに僻事なるに、まして釣舟とつゞけたるに迷ひて、對していふべき人もなければ、釣舟にむかひていへるさまあはれなるよしに釋せるはいふにたらぬなり、千載集戀一、花園左大臣「便あらは海士の釣舟ことつてん人をみるめに求わひぬと」新古今旅、大僧正行尊「我

ことく我を尋ねは海士小舟人もなきさの跡とこたへよ」これらのつゞけやうな同じ事なり、

右二首逢坂は東海道にておもむく初、難波は西海道にふなだちする所にて、歌るまた逢と別るゝと類したればつゞけらるゝ歟、

〔追考〕名所の八十島は陸奥なり、千載集清輔朝臣「塩かまの浦吹風に霧はれて八十島かけて出る月かけ」、

僧正遍昭

桓武天皇孫大納言良岑安世男、俗名宗貞、左近少將從五位上、嘉祥三年三月廿九日出家、仁和元年任僧正、寛平二年正月寂、

天津風雲のかよひち吹とちよをとめの姿しはしとゝめん

古今雜上に五節の舞姫をみてよめる、よしみねの宗貞とあり、宗貞の時の歌にて、ことに俗にはにつかはしからねば俗名をかけり、今は古今にて明らかなれば其沙汰に及ばず、五節のおこりにふたつのよしあり、續日本紀には天武天皇禮樂なくしては

世は治めがたしとて此舞を作らせ給ふとあり、本朝文粋に出たる三善清行の異見封事には、天武天皇吉野にまし〳〵ける時天女あまくだりて舞けるより事起れるよしをかゝる、常の説これにおなじ、十一月中の丑の日より辰にいたるまで儀式ある中に、辰は節會にて正月なり、此歌今のまひ姫をまことの天女になしてよめり、天津風は詩にも天風と作れり、空高く吹風なり、雲のかよひぢは空の名なり、それを天女のをりのぼる道にかけたり、只今舞はてゝ天上に歸らむとするを、人のちからにてとむべきやうなければ、風にあつらへいふ心なり、雲をば風の心にまかするが故なり、雲のかよひぢをふきとぢたらば、天上への道をうしなひて、今しばし下地にとゞまるべし、しばしが程もなを其姿をみむといへるなり、もとより風雲ともにうきたるものなれば、久しく吹きとづべきにあらず、よりてしばしとよめる詞よくかなへり、うつほ物語ふきあけに「朝ほらけほのかに見れはあかぬ哉中なる乙女しはしとめなん」是今の歌をとれり、後撰集に「くやしくそ天津をとめと成にける雲路たつぬる人もなきよに」若算歌に人には告よとよめるに、雲のかよひぢ吹とぢよとねがへる心をもてつらぬる歟、

陽成院

第五十七代、諱貞明、淸和天皇第一皇子、母皇太后高子二條后也、元慶元年正月即位、在位八年、天暦三年九月九日崩、八十八歳、

筑波嶺のみねより落るみなの川戀そつもりて淵となりける

後撰戀三、つりどのゝみこにつかはしけると有、釣殿のみこは光孝天皇第一皇女綏子内親王、母は女御班子なり、釣殿院は光孝天皇御所の名、六條の北、東洞院の東に有、是を綏子内親王にゆづらせ給ふがゆゑに釣殿のみことは申なり、みねより落るみなの川とは、峯よりおつる水といひかけて川の名につゞけたるなり、萬葉第十四東歌に「筑波禰乃伊波毛等杼呂爾於都流美豆代爾毛多由良爾和家於毛波奈久爾」これを本歌にてあそばせる也、歌は興なり、山水の落つもりて河となるがごとく、戀もつもりて淵のごとくそこひなき思ひと成といふ心なり、家語云、夫江始出於岷山、其源可以濫觴、及其至江津、不舫舟、不避風、則不可以渉、此御製よく相かなへり、遍昭は此時の御持僧なりければ御製こゝに有歟、

河原左大臣

源融、嵯峨天皇第十二子源氏、母正四位下大原金子、貞觀十四年八月任左大臣、寛平七年八月廿五日薨、七十三歳、河原院を作て住たまひける故に河原左大臣といふ、

みちのくのしのふもちすり誰ゆゑに亂そめにし我ならなくに

古今戀四題しらずにて第四句みだれむと思ふと有、伊勢物語に、業平のすり衣しのぶのみだれとよまれたるを、作者の注すとて、此歌をひけるには今のごとくあり、句のかはれるに付て、古今と心大きにかはれり、先今の心を注して後に古今の心をいふべし、信夫は陸奥の郡の名、かしこより昔摺衣を出すをしのぶずりといふ、もぢずりは戾摺(モヂスリ)なり、

〔追考〕登(ト)と知(チ)と通音にて又利を中略したるなり、今も俗言にもどるをもぢるといへり、

紋をたてよこともなくもぢりてすれる故の名なり、それを戀する心の、人をしのぶとて、とかく亂るゝによせてよめり、誰ゆゑにといふ詞上の句におれども下句へつゝ

くべし、誰ゆゑに亂そめたる我にあらなくにといひて、君ゆゑに亂れたりとしらするなり、みだれそめにしは、初ると染るとの心を相かねてよめるなり、さて古今集にみだれんと思ふとある心は、亂るとはひとすじにおもふ心をとかく戀ずるをいふ、戀第四に有て「紅の初花染の色ふかく思ひし心われわすれめや」といふ歌に次て載たるにても心得べし、たとひいかなる人有とも、おもひつきにし君をおきて、外に心をうつさんとは思ふ我にはあらぬに、人のさもたのまぬがうき心なり、萬葉第十四東歌云「伊豆乃宇美爾多都思良奈美能安里都追毛都藝奈牟毛能乎美太禮志米梅楊」しとそと通ずれば、亂しめゝやはみだれそめゝやなり、戀じそめんや戀せしと云也是に同じ、

〔追考〕　萬葉集第七「水底爾沉白玉誰故心盡而吾不念爾」誰ゆゑにといへる此歌と同じ心なるべくや、我ならなくにも初にいへるごとく爾阿の反にして爾阿の二音より奈の一音を生ず、中華の音皆かくのごとし、

光孝天皇

第五十八代諱時康、仁明天皇第三皇子、母贈皇太后宮藤原澤子、元慶八年二月受禪、在

位三年、仁和三年八月廿六日崩、五十七歳、

君かため春の野に出て若菜つむ我衣手に雪はふりつゝ

古今春上、仁和の帝みこにおまし〱ける時に、人にわかな給ひける御歌とあり、是はまた時康のみことておはしましける時の御歌とことはるなり、若菜たまふとは、賀を給ふといふ義あれど、然らば賀部に、春日野に若菜つみつゝといふ歌もあれば、彼つゞきに入べし、春の部にあれば、只若菜を給へるにて、其中にいはふ心はおのづから有べし、歌の心は、そこのためと思ひて餘寒を凌ぎ雪の袖にふりかゝるを打はらひ、からくして摘ためたる若菜ぞ、おぼろげに思ふなとのたまふなり、かやうに人をめぐませ給ふ仁徳のおはしければ、陽成院位をすべらせ給ふ時、諸皇子あまたおはしけれども、此みこ帝王の相にかなはせ給ふとて、昭宣公のはからひにて、位にはつかせ給ひけるなり、其御年五十四歳中〱位につかせ給はんとはおぼえさせ給はざりけれども、徳のまし〱ける故にかくはなし奉られけるなり、みこにて人ひとりをめぐませ給ふ御心の位につかせ給ひて萬民に及びけるも昭宣公の相にかなへり、大和物語に良岑の宗貞にある女の母のよみて出せる歌、君かため衣のすそ

をぬらしつゝ春の野に出て摘る若菜そ是は今の御歌よりさきなから、おのづから心のかよへるなり、

右陽成院よりこなた兩帝のおはひにとほるの大臣をまじへらるゝは、前後に各兩帝をならべ奉り、中には一所に啓奉られぬに心あるべし、初二首は筑波根陸奥の信夫を一類とせらるゝ歟、

中納言行平

平城天皇孫阿保親王子、天長三年親王上表賜在原朝臣姓諸子、元慶六年正月任中納言、寛平五年薨、

立わかれいなはの山の峯におふるまつとしきかは今歸りこん

古今離別題しらずと有、立わかれいなばの山とそへたるは、文德實錄第七云、齊衡二年春正月壬午朔丙午從四位下在原朝臣行平爲因幡守とあれは、此時相わかるゝ妻によみてあたへけるなるべし、和名集云、因幡國法美郡稲羽波伊奈とあればいなばの山此所なるべし、六帖に此歌を國の題に入たるは國と山と名を同じうするゆゑな

り、武藏の國の武藏野のごとし、古今の顯注に能因歌枕にも因幡國にあるよしなり、去かるを美濃國にもいなば山あるゆゑに、範兼卿抄には美濃に屬せられたれど、行平美濃へ下られたる事國史に見えず、上の證とも明らかなれば因幡國といふに治定すべし、後撰集に、京に侍りける女子いかなる事か侍りけん、心うしとてとゞめ置て、いなばの國へまかりければ、むすめ「打すてゝ君しいなはの露の身は消ぬばかりぞ有とたのむな」續後拾遺集におやのいなかへ下りけるに申をくりける、藤原相如、「吹風につけても悲しいなはなるいなはにかゝる露の身なれは」是因幡國の稲羽といふ事歌に聞ゆれば、詞書にいなかといひて歌にゆづるなり、躬恒集にいなばの守の下るに「ひとひたにみぬは戀しき君かいなは年のよとせをいかて過さん」これらをも思ひ合すべし、いなばの山といふより峰におふる松をつゞけて、その名に待をかねて松のときはなるごとく、貞潔にして我を待とだにきかば、今やがて歸りきてあはんずるぞ、さのみな思ひくづをれそとなぐさむるなり、萬十二「明日從者將行乃河之出去者留吾者戀乍也將有」同十三「門座郎子內爾雖至痛之戀者今還金」拾遺別「わするなよ別路におふる葛の葉の秋風ふかは今かへりこん」此歌仁和の御製に次たるは、若菜と松草木の緣あり、又仁和の御時老臣にて仕へられたる故歟、

在原業平朝臣

阿保親王第五男、母伊登内親王、從四位上右近權中將兼美濃守、元慶四年五月廿八日卒、五十六歳、業平を行平の同母弟といふはあやまりなり、別腹なり、三代實錄ニ云、業平、者故四品阿保親王第五之子、正三位行中納言行平之弟也、阿保親王娶桓武天皇女伊登内親王生業平、これ行平同母弟といはずして、伊登内親王を娶て業平をうむとわきていへるは、伊登内親王のうみ給へるは業平にかぎる證なり、さればこそ伊勢物語にもひとつ子にさへありければとは書たれ、仲平行平等の母たれといふ事をしらず、又伊登内親王を伊豆内親王と書る本おほし誤りなり用べからず、續日本後紀には伊都内親王とも書り、

ちはやふる神世もきかす立田川から紅にみつくゝるこは

古今秋下、二條の后の東宮のみやす所と申ける時に、御屏風にたつた川に紅葉ながれたるかたを書りけるを題にてよめるとて、素性法師の「紅葉はのなかれてとまるみなと」には紅ふかきなみやたつらん」此歌の次にあり、伊勢物語にはむかしをとこ

みこたちのせうえうし給ふ所にまうで、立田川のほとりにてとかけり、古今を實録とすべし、ちはやぶるは神といふべき枕詞なり、日本紀に厳忌をいちはやしとよめり、たゞはしき心なり、されば神は善神も賞罰あらたにましませば、いちはやぶるといふべきを、上略してちはやぶるといへり、此中のふもじむかしは濁りていへる證は、古事記にも萬葉にも夫の字をかけり、又萬葉に千剣破とも千盤破ともかりて書り、是又濁れる證なり、何ぶる、何めく、何だて、何びなど云詞皆心かよへり、又日本紀に殘賊強暴横惡之神と書て、ちはやぶるあしきかみとよめるは惡神のたゞはしき一遊に付ていへり、只神のみならず、日本紀古事記萬葉等にちはや人ともいへる事あり、先達ちはやふるといひては神とつゞくとのみしるとあるは強ていりほがなる説をなすを嫌はるゝなるべし、かゝる詞もいかでか義なからん、義あらばいかでか釋せざらん、ちはやふる神とつゞきたるをばたゞ枕詞なりといひてのみもありなん、萬葉第三人丸の歌に、ちはやふる人をなですともよめるごときは釋せざる事を得じ、又ちはや人宇治ともちはやふるうぢともつゞけたり、是又神とつゞけねば釋せずばあるべからず、立田川に紅葉のみちてながるゝさまひとへにから錦をながせるごとくにして、錦の中より水のくゞると見ゆるを、奇異のことゝみる故、神の代

までをたくらべていふなり、神代にかばかりの奇異なる事なきにはあらねど、是はたゞ立田川をほめんとて神代にもきかずとよめるなり、韓紅といふ事も人の世となりて、神功皇后三韓をしたがへ給ふ後、やう〳〵に渡り來れば、神代もきかずといへる歟、本歌ならの帝のわたらば錦中やたえなんの御歌をおもへるなるべし、川には錦あらふといふ事の有ゆゑ、もみぢのながるゝをばかくいふなり、華陽國志に、蜀時濯錦於流江中則鮮明也、亦譙周益州志、成都織錦成濯於江水其文分明勝於初成他水濯之不如江水也といへり、後撰に「もみちはのなかるゝ秋は川ことに錦あらふと人やみるらん」これ本文の心なり、新古今に、四月の祭の日まで花散り殘りて侍りける年、其花を使の少將のかざしに給ふ葉に書つけ侍りける、紫式部「神代には有もやしけむ櫻花けふのかさしに折れるためしは」これ此歌をおもひてよめるなり、右二首兄弟に上手なるを賞する心に一所におき、又歌にも共に名所をよめるを一類とする心歟、

藤原敏行朝臣

按察使富士麻呂男、從五位上大内記、

住のえの岸による浪よるさへや夢のかよひぢ人めよくらん

古今戀二、寛平の御時きさいの宮の歌合の歌、初の二句はよるさへやといふべき序なり、夢のかよひぢとは、思ひねの夢にこひしき方へ行とみるをいふ、夢の中にはこれを夢なりとしらざるゆゑに、なを現のごとく人めをよくるとみるがわびしきことをよめるなり、莊子に、方其夢也不知其夢也といへる心に通ずべし、よるさへやといへるにてうつゝにはまして人めをつゝむ事のしらるゝなり、萬十二、直不相有諾夢谷何人事繁、古今、小町「うつゝにはさもこそあらめ夢にさへ人めをもるとみるがわびしき」上の歌につらぬるは、業平の妹にかよはれて同時の人なる上立田川に住のえも類せる故なるべし、

伊勢

大和守繼蔭女、三代實録第四十九に、仁和二年に從五位上藤原朝臣繼蔭伊勢守となる、此時をもて名づけたるなるべし、

なにはかた短き蘆のふしのまもあはて此世を過してよとや

新古今戀一題しらず、家集にも題なし、難波かたは蘆をいはんため、蘆はふしのまをいひ、此よをいはんためなり、ふしのまといへば、すなはちみじかき心あれども、わきてみじかき蘆のとよめるは、そのみじかきが中のみじかきほどをいはんとてなり、人丸の歌に夏野ゆくをしかのつのゝつかのまもとよまれたるに同じ、又萬葉集に家持の長歌にもなびく玉藻のふしのまもとよめり、すこしばかりの對面はやすかるべきものを、ひとへにいとひてたばしばかりのあふ事もなくて、此世を過しはてよとの心かと恨むる心ふかし、新古今に津の國におはしてみぎはの蘆を見給ひて、花山院御歌「つの國のながらふべくもあらぬかな短き蘆の世にこそ有けれ」今の伊勢が歌をおもはせ給ひけるにや、

元良親王

陽成院第一皇子、母主殿頭遠長女、三品兵部卿、天慶六年七月廿六日薨、

わびぬれは今はた同しなにはなるみをつくしてもあはんこそ思ふ

後撰戀五こといできて後に、京極のみやす所につかはしける、拾遺には題しらずと有、京極御息所は本院贈太政大臣時平公女褒子、宇多法皇寵愛の妃なり、それに元良のみこ密通のこと顯れたるを、こと出來て後とかけり、侘ぬればとは、とかくいひさはがれてわびはてぬればとなり、今はた同じは此所にて句を切べし、はたはまさにの心なり、同じとは下の句の身を濫すに同じとなり、萬葉第四家持歌に「戀死六其毛同曾奈何爲二人目他言辭痛吾將爲」此心におなじ、ふるくより今はた同じ名と、なにはにいひかけてつゞけたりと心得きたれるにや、後京極殿の御歌にも、今はた同じ名とり川とよみ給ひしを、本歌取あやまり給へるよし爲家卿はのたまへり、只澪標によせて身をつくしてもといはんために難波なるとはおかれたる也、とても事出來てわびぬれば、よしや此上身をほろぼすともたゞ同し事なれば、あふべきよしだにあらば、今一たびもあはんと打ふてゝよみたまへる也、

〔追考〕みをつくしのみをは水すじ也、つは助字なり、くしは串也、串をたてゝ水をはかるゆゑなり、和名集に水脈船美乎比岐能布禰、

素性法師

良岑宗貞子、俗名玄利、一説僧時、官至左近將監、出家後住石上良因院、

今こんといひしはかりに長月の有明の月を待出つるかな

古今戀四題しらず、今こんとは、けふの暮たらばはやこんといふ心なり、さばかりたのめ置て其人は見に來らぬを我は僞ともしらず、長き夜を今や〳〵と待ほどに有明の月出きぬといひて、こぬ人のそらごとをあらはせるなり、有明は十六日より後をもいへど、かやうに待心をそへよめるは、廿日より以後の夜更て出る月なり、人丸歌に「長月の有明の月の有つゝも君しきまさは我こひめやも」(拾遺集)此歌を思へるか、顯注に、長月の夜の長きに、有明の月の出るまで人をまつとよめり、密勘云、今こんといひし人を月比待ほどに、秋もくれ月さへ有明になりぬるとぞよみ侍けん、こよひばかりは猶心盡しならずやとあれど、仲文か歌に「有明の月の光りをまつほどに我よのいたく深にけるかな」(拾遺集)とよめるやうに、一夜のことにして感情はあくまで有べし、古今の部立をみるに、此歌の前後は只待戀の歌なり、久待戀久待不來戀など

いふ題に叶べき歌は、總五に僧正遍昭の、我宿は道もなきまであれにけりと云歌、次に今こんといひてわかれし朝よりといふ歌、より十餘首あり、そこにいらぬにて一夜の事なる事知べし、續拾遺集に「有明の月にもたのむ郭公いひしはかりのちきりならねと」順徳院の御百首に「いまこんといはぬはかりそ郭公有明の月のむらさめのそら」長明無名抄「今こんとつまや契りし長月の有明の月にをしか鳴なり」是等皆一夜の事にとれり、右四首戀の歌なるをもて一類とする中に、初三首は住のえなにはによせたるをつゞけたり、

文屋康秀

字琳、先祖未詳、官位等無所見、古今云、參河掾、

吹からに秋の草木のしをるればむへ山風をあらしといふらん

古今秋下是貞のみこの家の歌合の歌とあり、是貞は光孝天皇第一のみこ母女御班子、宇多帝の同母兄なり、其家に秋の歌合ありし時の歌なり、古今序には野べの草木のと有、菅家萬葉には打吹に秋の草木のと有、六帖にはなべて草木のと有、吹からに

は吹よりといふに同じ、從の字をからとよめり、草木のしをるゝとは木葉は落ちり、
草はいろかはりをれふすさまをいふ、中頭よりしほると書て、淚に袖のしほるとい
ふと同じく通はして用るは誤也、萬葉集第十九には、梅花雪爾之平禮氐と書き、菅家
萬葉に今の歌には、芝折禮者とかゝせ給へば袖をしほるといふとは假名たがへり、
萬葉に夏草乃思志萎而とよめるはおもひに堪ぬを夏草の日にあたりてなゆるに
たとへたり、去かればかの志も助語なれば、此しをるればのしも只をるゝ也、但木竹
などのをるゝといふには違ひて、これはそこなはるゝををるゝとはいふなり、むべ
は諾の字、まてとにさりけりといふ心なり、日本紀には諾此云宇毎那利と注して牟
倍宇毎かよへり、あらきもの丶通る跡はもの丶やぶれそこなはる丶習ひなるに、今
山風の吹たる野をみれば、草木こと〳〵くしをるれば、あらしとはげにもいはれた
りといふ心なり、又嵐といふもじにも心を付たり、友則が雪ふれば木ごとに花ぞ咲
にけるとよめるも、梅の字をおもひてよめるゆゑに、爲家卿これをとりて「年のうち
の雪を木ごとの花とみて春を遲しときゐるうぐひす」(續古今集)とよみ給へり、なずらへ
て知べし、宜將愁字作秋心と作れる詩も思ひ合すべし、わざとにはあらでより來る
所にかやうによむ事きらふべきにあらず、和名集云、孫愐云嵐、山下出風也、和名阿良

之、此孫価注によれば嵐の字を作れるにも心あり、萬葉集に下風と書てあらしともおろしともよめり、同じ物なり、又荒風をもあらしとよめり、康秀が此歌に付て嵐をば先秋に用るなり、堀河次郎百首にも秋の題に出せり、古今に此歌につきて、草も木も色かはれどもといふ歌を載たり、同しく康秀が同じ歌合によめる歌なり、しかるを六帖には朝康が歌とす、是につきて不審あり、古今集に康秀が「春の日のひかりにあたる我なれどかしらの雪と成ぞわびしき」とよめるは、二條后の東宮のみやす所とておはしましける時おまへにてよめる歌なり、貞観十年の後いづれの年といふことをしらず、其後元慶八年仁和三年をすぎて、此是貞親王歌合は、寛平になりて又いづれの年にか侍りけん、かたへの作者をみれば、敏行友則忠岑千里朝康讀人不知などあり、深草の帝の御國忌の歌よめるにておもへば、此歌合の比までながらへば七十餘歳なるべければ、盛年の作者に交りてよむべしとも覺えず、しかれば六帖に今ひとつの歌を朝康とするにひかれて、是も朝康が歌にや、古今には名を書あやまれるか、但六帖にも今の歌をば康秀が歌とす、後人のためおぼろかしおくばかりなり、公任卿九品下上に是を定てわづかにひとふしあるなりとあるはおぼつかなし、秋の歌なるをもて長月の有明の月といふにつゞけらるゝ歟、

大江千里

音人男、正五位下、天穂日命十四世孫を野見宿禰といふ、垂仁天皇の御世に功ありて名をあらはせり、是土師氏の先祖なり、光仁天皇天應元年に土師宿禰古人等居地によりて菅原姓を給はらん事を請て許さる、延暦九年に正六位上土師宿禰諸士等に姓を大枝朝臣と賜ふ、外従五位下菅原宿禰道長秋篠宿禰安人等にも姓を朝臣と賜ふ、此三氏もとは皆土師氏にてひとつなり、土師氏にすべて四腹あり、桓武天皇外祖母は毛受腹なり、是には大枝を賜ひ、其外には菅原秋篠等を賜へり、大江音人卿後に表をたてまつりて大江に改らる、音人卿は阿保親王の子なり、もし大江氏に子なくして養子にせられけるにや、未考、古抄に平城天皇阿保親王等とつらねたるはしかるべからず、

月みればちゞに物こそかなしけれわが身ひとつの秋にはあらねど

古今秋上是貞のみこの家の歌合のうたとあり、千里は儒家にて文集中秀句を題としてよまれたる歌おほし、然れば此歌も燕子樓中霜月夜秋來唯爲一人長と作れる

詩を翻案してよまれたるにや、月をながむれば陰氣にひかれてかず〳〵に物こそかなしけれ、ことわりを思ひとくに、世上の秋にして我身ひとつのためにくる秋にはあらねど、有とあるちゞのかなしさの、我身ひとつに集れるやうにおぼゆるとよめる心なり、菅家の宰府にて隨見隨聞皆慘慄此秋獨作我身秋とつくらせ給へるは燕子樓の詩の心におなじ、古今に我ためにくる秋にしもあらなくに虫の音聞は先そかなしき右二首秋の歌なるを一類とす、

百人一首改觀抄 卷上

百人一首改觀抄 卷中

僧契冲撰

菅家

諱道眞、字三、參議從三位淸公孫參議從三位是善子、母伴氏、右大臣右大將正二位、正暦四年贈正一位太政大臣、

このたひはぬさも取あへす手向山もみちの錦神のまに〳〵

古今羈旅、朱雀院ならにおはしましける時手向山にてよみ侍りける、是は宇多法皇朱雀院にまし〳〵ける時ならに御幸ありし其供奉にてよみ給へる歌なり、朱雀院の事拾芥抄に見えたり、手向山は大和より山城の國に越る所の奈良山の峠をいふ、萬葉第三に長屋王駐馬寧樂山作歌に「佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不離相見染跡衣」「磐金之凝敷山乎超不勝而哭者泣友色爾將出八方」此手向山東大寺の邊にありといふは俗説なり、凡山をのぼりはつる所をいづくにてもたふげといふは手

向なり、こゝにて神に手祭して平安を祈りてかなたにこゆるゆゑの名なり、此たびは、度の字に旅の心をそへたり、日本紀には是行と書てこのたびともよめり、後撰にをとこの旅よりまできて、今なんまできつきたるといひて侍りける返事に女、草枕このたひへつるとし月のうきはかへりてうれしからなん、是兩様を兼ぬる證なり、幣も取あへずとは、こゝにて何を切と、手向山とつゞくるとの兩義あるべし、句を切る心ならば、幣は誠のぬさにて、都を出し時幣をもとりあへず出し、それは君の御供を詮と思ひて私の旅行に心なかりしゆゑなり、然かるを手向山に至れるにさいはひにして山の錦さかりなれば、是を幣とすべし、山はさながら錦なれば、神のおぼしめさんずるまゝにうけ給へとなり、又手向山とつゞくる心ならば、とりあへず紅葉を幣に手向たてまつると、ぬさといふにやがて紅葉の心ありて、手向山の名にいひかくるなり、其外はかはる事なし、まに〳〵は、萬葉に隨意とも任意とも書り、まにまといひまゝといふはみなまに〳〵の略語なり、是も秋の御歌なるをもてさきの二首につゞけらるゝ歟、

三條右大臣

定方公内大臣高藤二男、右大臣左大將、

名にしおはゝあふ坂山のさねかつら人にしられてくるよしもかな

後撰戀三、女のもとにつかはしけるとあり、上の句は相坂山のさねかづらと名におはゞと打返して心得べし、さね葛は、又はさな葛ともよめり、五味といふ物なり、五味をそなへたる故に名付たる由和名に見えたり、さねはまことなり、眞實誠信等の字人の名にもさねとよむ是なり、よりてまことの葛の心にいひかけたり、女の男による事、葛の物にかゝりてはふに似たればおほく女にたとふ、𛁈げりてはひあへば、それを女のならひかならず男にあふものなるによせて、逢坂山のさねかづらといへり、初の五もじ名によする方ならで、誠のあふ坂、誠のさね葛の上にいふにはあらず、都鳥にむかひて、名にしおはゞいざことゝはんとよめるには同じからず、よく／＼思ひわくべし、人にしられでは、人にしられずしてなり、くるよしもがなとは、來る由とよする心はなし、たゞ繰由なり、素性集に「音にのみならしの岡のさねかつら人しれすごそくらまほしけれ」是同じ心なるにくらまほしけれといへるにて知べし、人にしられでのでもじすむといふ一說のわろき事も此類歌にて知べし、かづらを切

たちてたゞるには、いづくよりともしらず末は皆我方にくりよせらるれば、そのごとく人忘れずして我心に任するよしもなどいふ心を、よそふる物の上をのみいひてあらはせり、

貞信公

忠平照宣公四男、延長八年攝政、承平六年太政大臣、天慶三年關白、天暦三年八月八日薨、贈正一位諡曰貞信公、封信濃國、

をくら山峯のもみち葉心あらは今ひとたひのみゆきまたなん

拾遺雜秋、亭子院大井川に御幸ありて行幸もありぬべき處なりとおほせ給ふに、ことのよし奏せんと申てと有、御幸行幸ともにみゆきとよめども、御幸とは院に申、行幸とは當帝に申すなり、これも中古よりのさだめなるべし、亭子の帝大井御幸は昌泰二年九月十一日なり、行幸もありぬべき所とおほせ給ふは、其あたり山川の體勢(ナリ)おもしろき中に、取わき小倉山の紅葉にめでゝのたまふ故、その心を得てよみ給へり、只今の仰ごとうけ給りて、まかり歸らばそのよし主上に奏聞すべし、さあらばさ

だめて行幸有べし、共折までけふの紅葉ちりうせずして待奉れといふ心なり、此歌をもて奏せられければ、いと興ある事なりとて大井の行幸といふ事ははじめ給ひけりと大和物語に書り、大鏡には第二の句もみぢの色もと有、萬葉第九に「白雲乃龍田山乎夕晩爾打越去者瀧上之櫻花者開有者落過祁里含有者可開繼許智期智乃花之盛爾雖不見左右君之三行者今西應有」又云「島山乎射往廻流河副乃丘邊道從昨日己曾吾越來牡鹿一夜耳宿有之柄二峯上之櫻花者瀧之瀨從落墮而流君之將見其日左右庭山下之風莫吹登打越而名二負有杜爾風祭爲奈」此兩首所もことに、花と紅葉ともかはりたれど、心はかなへる所あり、又六帖にかへでの歌に、忠房「よしの山峰のもみぢは心あらはまれのみゆきを色かへてまて」忠房が大和守なりける時に、行幸にても御幸にても催し奉りてよめるにや、今の歌によく似たる歌なり、右三首菅家もそのかみ右大臣にてまし〱ければ、大臣の歌におの〱山をよみ草木をよめるを一類とす、

中納言兼輔

右中將利基子、中納言從三位、承平三年薨、

みかの原わきて流るゝいつみ川いつみきとてか戀しかるらん

新古今戀一題しらず、家集にはなし、六帖第三川題にかねすけとて、音にのみ聞ましものを音羽川といふ古今の歌有て、其歌より第九首にあたりて此歌有、其間にある七首皆よみ人不知の歌なり、世の中はなそ大和なるみなれ川といふ歌もあり、それをば新勅撰雜四によみ人しらずとて入られたり、今こゝの歌より下に同し題の歌つゞきて廿首合せて廿九首廿首の中には萬葉の歌もまじれり、しかれば音羽川の歌のみ兼輔卿にて其餘はよみ人しらず也、六帖はかく作者をしるす事のたしかならぬにより、集どもに六帖よりとりていれられたるにはまどはれたる事多し、されば此歌もよみ人しらずなるを、新古今にあやまりて兼輔の歌とて入られたるを、今はそれにより給へる也、三香原、泉河、ともに山城國相樂郡にあり、わきてながるゝは、いづみといはむためなり、みかの原より彼川のわき出とにはあらず、かくて泉川はいづみきとつゞけんためにて、三句ながら序なり、大意は、まだみぬ人に戀の切なる心なり、その人をいつみしとてかくは思ふぞとみづからあやしむよしなり、泉川の由緒は日本紀曰、崇神天皇十年秋九月官軍進到輪韓河、埴安彦挾河屯之各相挑焉、故

時人改號其河曰挑河、今謂泉川訛也、萬葉の歌に、栖並而伊豆美乃河波とよめるその

こゝろなり、此歌も名所あるをもて上に次けり、

源宗于朝臣

光孝天皇孫一品式部卿是忠親王子、右京大夫正四位下、天慶三年六月十日卒、

山里は冬そさひしさまさりける人めも草もかれぬとおもへは

古今冬部に冬の歌とて讀るとあり、山里のならひはいつもさびしきものなれど、春秋は花紅葉のたよりにおのづからまれの人めもみるを冬にいたれはそのまれの人めもいとゞ草木とともにかれそひてさびしさつねにまされりとよめるなり、草もといへるはかならず草のみには限らず草木にわたるべし、古今に「世の中をいとふ山邊の草木とやあなうの花の色に出にけん」とよめるは、草木とひろくいひてうの花をのみよめるになずらへて知べし、爲家卿の歌に「いつとてもかるゝ人めの山里は草のはらにそ冬をしりける」（新後撰集）是今の歌をとりてよみ給へり、此心によらば人めは冬よりさきも常にかるゝを、冬は草さへ枯れていとゞさびしきをいはんと

て人めも草もとよめるやうなれど、本歌をとる事まち〳〵なれば冬になりて人めのかるゝにはあらずとことはるやうによまれたるにはあるべからず、只大かたの人めは常もかるゝを、冬になりていとゞかれはつる心を人めも草もとはよめると心得べし、夫木集第十四に惟貞親王歌合興風歌に「秋くれは虫とともにそなかれぬる人も草葉もかれぬと思へは」此下の句は今の歌と相似て是は秋もかるゝとよめり、秋の末冬の初相似たる事なり、右ふたり人がらと歌のほどにて一類とする歟、

凡河内躬恒

先祖不詳、經甲斐少目御厨子所預淡路掾等、神代紀云、天津彥根命、是凡河内直山代直等祖也、古事記云、天津日子根命、凡（オホ）河内國造等之祖也、昔は此氏の人後の河内守のごとくにて、代を經て河内國を治けると見ねたり、又日本紀に大河内ともあり、今も大河内といふ氏世に聞ゆ、おほかふちといへば、躬恒が氏をもさてそいふべきを、いかで昔よりおふしかふちとはいひ來りけん、和名集に丹後國加佐郡凡海（オフシアマ）於布之安万、これになずらへて假名には書べきなり、

心あてにをらはやをらん初霜の置まどはせる白菊の花

古今秋下、白菊の花をよめるとあり、心あてにとは、たとへばひる置たるものを夜に入てくらきに尋るにそこのほどゝおぼへて尋ぬるがごとし、をらばやをらんは願ふ詞にあらず、をらばをらんやといふなるを、それは歌の詞ならねばやの字を中に置たるなり、初霜は、月令に季秋之月、是月霜始降といへり、和名集ニ云、説文ニ云、霰早霜也、丁念反、和名八豆之毛、置まどはせるとは、亂の字をまよふともまがふともよめり、まどふも同し、又木の葉のちりみだるゝを、散まよふともちりまがふともいふになずらへて心得べし、白菊に霜の置て、人をまどはすといふにはあらず、菊の咲く比初霜もまたふりて、白き色のおなじく出あひてまぎるゝを、心あてしてをらばをらんや、猶折得がたかるべしとよめる心なり、これ菊と霜とをともに興じてよめるなり、後撰に「心あてに見はこそわかめ白雪のいつれか花のちるにたかへる」時節相似たるをもて上の歌につらねらるゝ歟、

壬生忠岑

先祖不詳、右衛門府生、三代實錄第五十云、仁和三年正月七日授左近衛將監兼播磨權少掾壬生直益成等外從五位下、此益成が子などにや、

あり明のつれなく見えし別より曉ばかりうき物はなし

古今戀三題しらずなり、顯昭注云、是は女のもとより歸るに、我は明ぬとて出るに、有明の月は明るもしらでつれなくみえしなり、其時より曉はうくおぼゆとよめり、只女にわかれしより曉はうき心なり、定家卿密勘云、つれなくみえし此心にこそ侍らめ、此ことばのつゞきはおよばずえむにをかしくもよみて侍る哉、是ほどの歌ひとつよみ出たらん、此世の思ひ出に侍るべしとかゝる、かゝれば顯昭の說之かるべしと定家も思ひ給へり、然れども古今集を考ふるに、此歌あはずして明たる歌どもの中にはさまれて侍り、六帖にもくれどあはずと云題の所に出せり、さればうたがひなく不逢歸戀とみるべし、つれなくみえしの心は顯注のごとく、月の貌の明るもしらぬこゝろにして、それにあはずしてかへす人のつれなきさまを相兼て戀はさまぐうき事おほき中に、あはずして歸る曉ほどうきものはなしとおもひなりぬとよめる歌なるべし、是は作者のほどにて上の歌につゞけちる、

坂上是則

田村麻呂四代孫好蔭男、大内記従五位下、

朝ぼらけ有明の月と見るまでによしのゝ里にふれる白雪

古今冬部、やまとの國にまかれる時に、雪のふりけるをみて讀ると有、朝ぼらけは、朝(アサ)開(ヒラキ)と云詞に同じ、ほとひと、けときと、五音通せり、萬葉集には朝開(アサビラキ)とのみよめるを後にかくは讀かへたり、夜のあけはなれたる事をいふ、有明の月は光をおさめたる朝ぼらけに、なを其影かとみるばかりに、夜のまに吉野の里に雪のふれるを興じてよめるなり、此歌有明の影にたとへけるに付て、薄雪のよしふるく注せれど、古今集に雪の歌十七首ある中に、是は十六首にあたりて「けぬかうへに又も降しけ春霞たちなはみゆきまれにこそみめ」と云歌の右にあれば、只朝にみる雪をかくはよめるなり、後撰に「よるならば月とやみまし我宿の庭白妙にふれるしら雪」庭はたひらかにて一面につもれば中天の月かげにまがふべし、吉野の里の雪はつもりつもらぬ方あれば、有明の影のさしさゝぬ方あるにまがへたり、又後拾遺集に、源道濟「あさぼら

け雪ふる空を見わたせは山のはてとに月そ殘れる」爲家卿もこれを取て「さらぬたにそれかとまかふ山のはの有明の月にふれる白雪」此歌にて今の歌の雪は有明の月にはふらずと知べし、忠岑が歌に次て載られたるは、共に有明の月といふ事ある故なるべし、

春道列樹

從五位下雅樂頭新名宿禰一男、文章博士正六位上壹岐守出雲守、

山川に風のかけたるしからみはなかれもあへぬ紅葉なりけり

古今秋下、志賀の山ごえにてよめると有、顯昭云、しがの山ごゑとは北白川の瀧のかたはらより上りて如意か嶽越にしがへ出る道なり、むかししがの寺へまうづとて都の人の往來しげかりし所なり、しがらみとは、川水のつよき所をふせがんとて、井ぐひといふ物を打つゞけて横さまに竹柴などをからみつくる物なり、今見る山川のしがらみは人の作りて、かけたるにあらず、ながれあへぬまでちりかゝるもみぢをもて風のかけたるしがらみなりといふ心なり、川の面にみちたる紅葉にあらで、淺

き瀨にせかれたる木の葉のちりかさなるをよめるなり、

紀友則

一說宮內權少輔有友子、大內記、又一說有常子、紀氏、遠祖武內大臣子紀角宿禰也、

久かたのひかりのどけき春の日にしつ心なく花の散らん

古今春下櫻の花のちるを見てよめると有、六帖には第二句光さやけきと有、久堅は萬葉に久方ともかけり、天とも空ともいふべき枕詞なり、天先成而地後定と云ことはりなれば、つちに對して久しき方といふか、又天は陽にして健剛なれば、久しく堅しと云心歟、又續日本後紀には瓠葛とかゝれたり、是によりて思ふに、延喜式鎭火祭祝詞に、伊弉冊の命火の神を生給ひてそれにやかれて黃泉におもむき給ふとて、中途にて火の神のあれん時鎭むべきやうをはからひおかんと思しめして、立歸り四種のものを生み給ふひとつ瓠也、神代紀に天吉葛と書てあまのよさ（かと同韵）づらといへるもの是なるべし、されば大そらのあを〳〵とみゆるは瓠の葛のはへるやうなれば其心にや、いづれにもあれ天とつゝくるよりおほよそ天象の物には皆枕詞に

用るなり、ひかりのどけきとは、日のあたゝかになごやかなるをいひ、春の日にとはながき心なり、のどかにて日もながくある時なれば、なにわざするものもいそがはしき心なき折ふし、花ばかりあはたゞしくちるをとがめていふなり、永日を時としてさく物なれば、一しほに心ながゝるべきにいそぎてちるがあやしとなり、後撰に深養父の歌にも「打はへて春はさはかりのどけきを花の心や何いそくらん」これおなじ心なり、

藤原興風

参議濱成曾孫正六位相模椽道成子、正六位上治部少亟、或說下總權守、

たれをかもしる人にせん高砂の松も昔の友ならなくに

古今雜上題しらずなり、此歌は興風老ひ果て昔の友のひとりも殘らざる事をわびたる心也、誰をかもは何をかもといふ心、人の上にかぎらず、万物の上にて何をか友にせんといふ心なり、万物の中には高砂の松のみ色もかへず、所もさらず、よはひも久しき物なれば、せめてかれをとおもへど、かれも昔の友にあらねば、外に又誰かあ

らむといふ事なり、あまりに我身の老たりといはんとて松さへ我にくらぶれば猶此比の物なりといふ心なり、貫之の歌に「今みてそ身をはしりぬる住の江の松よりさきに我はへにけり」此心同し、古今に此輿風が歌のまへに「かくしつゝ世をや盡さん高砂の尾上にたてるまつならなくに」顯注に、是ははりまの高砂尾上の里といふ所の濱に松のあるを高砂の尾上の松といふ、總して山を高砂といひ、尾の上を尾上といふにはあらずと注せらる、是にて心得べし、鴨長明此うたをとりて「いかにせん鋭の底にみつわくむ影もむかしのともならなくに」

紀貫之

古傳先祖不見、木工頭從五位下、天慶九年卒、

人はいさ心もしらすふるさとは花そ昔の香ににほひける

古今春上、詞書に、云、はつせにまうづるごとにやどりける人の家に久しくやどらでほどへて後にいたれりければ、かの家のあるじ、かくさだかになんやどりは有といひ出して侍りければ、そこにたてりける梅の花ををりてよめるとあり、昔然るべき

人おほく泊瀬にまうでけるは、彼の觀音靈驗あらたなる故なり、續日本後紀第十七云、承和十四年十二月壬辰朔丙辰勅、大和國城上郡長谷山寺、高市郡壺坂山寺、元來靈驗之蘭若也、宜付所由綸爲定額永以官長令檢校也、三代實錄第二十八云、貞觀十八年五月廿八日甲辰先是律師法橋上人位長朗申牒僻、大和國長谷山寺是長朗先祖川原寺修行法師位道明實龜年中奉爲國家所建立也靈像殊驗遐邇仰止云云、これその緣起なり、かくさだかになんやどりは有とは、あるじの昔のまゝにかはる事なしといふよしにて、貫之の久しく音づれざりけるをいぶかる心にもれり、貫之家集にはたまさかになん人の家はあるといひ出したりしかばとあり、腰句ふるさとのと有、たてるは神代下云、其雉飛降止於天稚彥門前所植〔此云多底婆〕湯津杜木之杪、此植の字なり、人はいさ心もしらずとは、人は心もいさしらずといふ事を、詞をまじへていへるなり、そのことばにてそかはる心なしとはうけ給はれ、人の心は言の下にも變ずる物なるに、まして年比有てあへるには、いよ〳〵おぼつかなからぬにはあらず、只此宿の梅か香そ昔ながらに匂ひ侍る、よりて是をなつかしと思ひて尋ねまゐれりと讀る心なり、此時あるじかへし有、花たにも同し心に咲物をうゑけん人のこゝ

の梅の花昔の香にそなを匂ひける此下の句今の歌と心おなじ、又おなじ日記の内に山崎の小櫃の繪もまがりのほらのかたもかはらざりけり、うる人の心をぞしらぬとぞいふなるとかけるは、うる人のといふよりは今の上句の心、かはらざりけりといふまでは下句の心におなじ、貫之の秀歌いくらもあるべき中に、是は當座によめる歌のめでたきを出さる、下に女の歌どもにおほく當座の秀歌を出さる、上手なる上に心にかけざれば、ふとは秀歌はよまれぬ故なるべし、列樹よりこなた四人の歌、紅葉櫻松梅をよめるを一類とす、其中に初二首は紅葉と櫻と同しく隙なく散事をよめるを一類とし、興風か歌と貫之の歌は心の似たるをもてつらねらるゝ歟、次の兩首は季の次第なるべし、

清原深養父

先祖不見、内藏頭従五位下、清原姓は國史を考ふるに、舎人(トネリ)親王の子孫のみならず、外の諸皇子の末にも賜りたれば系圖たしかならず、いづれの皇子の裔といふ事定がたかるべし、

夏の夜はまた宵なから明ぬるを雲のいつこに月やごるらん

古今夏詞書に月のおもしろかりける夜、曉かたに讀ると有、夏の夜はもとより明やすきに月をおもしろく思はゝいよ〳〵みしかゝるべし、よりてまだよひながらといへり、萬葉集に初夜と書てよひとよめり、常はよひ夜中曉と次第し、て明る、其時は月も思ふまゝに空をわたりて西のとまりに至るべし、然るに今宵の空はまだ宵にて明たれば、月も常のとまりには至らずして中空にやどりてぞいますらんとおもひやりてよめる心なり、雲のいづこは、雲は物をへだてかくすものなればいへり、たゞいづこの空にかといふ心なり、六帖に「明るまで有たにあかぬ夏の夜をまた宵ながらこしか侘しさ」このまだよひながらは詞おなじくして心かはれり、

文屋朝康

先祖不見、一説康秀男、

白露に風の吹しく秋の野はつらぬきとめぬ玉そ散ける

後撰秋中に、延喜の御時歌めしければと有、是に付て不審有、菅家萬葉集上に秋歌三十六首有中の第二首此歌なり、寛平五年に撰ばせ給ひて、后宮歌合、是貞親王家の歌合の歌どもを載らる、古今秋上に、同し人是貞のみこの家の歌合によめる「秋の野におく白露は玉なれやつらぬきかくるくもの糸すぢ」是又菅家萬葉下にあり、同時の歌にやとおぼし、秋の野の露を見るに、風のたゝぬほどは草を糸にて玉をつらぬきたりと見しに、風にあひて殘なく散うするを見ればまことにはぬきもとめざりといふ心なり、後撰の歌に「草の糸にぬく白玉とみえつるは秋のむすへる露にぞ有ける」草の糸は草葉の細きをいふ、樂天か詩にも草纓茸々雨剪齊と作る物なり、右二首月と露と緣ありて又おもしろく見たる心を一類とす、

右近

右近少將藤原季繩女、仍號右近

わすらるゝ身をは思はすちかひてし人の命の惜くも有かな

拾遺集戀四題しらず、大和物語にはをとこのわすれじと萬の事をかけてちかひけ

れど忘れにける後にいひやりけると有、男にわすらるゝ女の身ほど悲しき物なけれど、それをも猶思はぬは、それよりまして歎くべき事のあればなり、いかにとなれば我を忘れじとよろづの神かけて誓ひし男の、そのちかひを背きて忘つれば、諸神のにくみを得てかの命を絶やしなんと惜む故なり、よはにや君がとよみしにひとしく貞女の心なり、後撰に人のかはりにければとて此右近思はんと頼めし人は有と聞いひしてとの薬いつちいにけん是も同じ男によめるにや、又後撰に信明侘しさを同じ心と聞からに我身をすてゝ君そかなしき此下句今の心に似たり、定家卿今の歌をとりて「身をすてゝ人の命ををしむとも有しちかひのおほえやはせん」てれより好忠が歌まで九首は、戀をよめるをもて一類とす、

参議等

大納言源弘孫中納言希子参議正四位下右大辨、天暦五年三月十日薨、七十二歲、

あさちふのをのゝ篠原しのふれどあまりてなどか人の戀しき

も人志るらめやいふ人なしに此歌六帖淺茅の題に人丸歌とあれば、これを本歌にてよまれたるなり、共に序歌なり、萬葉第十一十二にも淺茅原小野とよめり、野には、淺茅のおふるものなれば、淺茅生は野の枕詞なり、此小野名所にあらず、あまりてなどかとはしのぶ思ひのおもひあまるをみづからとがむる心なり、ある人歌に「淺茅生のをのゝしの原風そよき人しるらめや秋たちぬとは」といふを引たれど、それは古今の歌をこそとられたれ、

平兼盛

従四位上平篤行男、従五位下駿河守、

忍ふれど色に出にけり我戀は物や思ふと人のとふまて

拾遺集戀一、天暦御時歌合にと有、實は天徳歌合の歌にて、次の忠見か歌とつがひて兼盛は左なり、拾遺には忠見か歌を巻頭として次にのせらる、天暦の御時といふは村上帝の御時といふ心にて、天暦と天德と相違せるにはあらず、此歌も忍ぶる戀の年月へて思ひあまる色の人目に立てあやしめらるゝとなり、奥義抄に古歌を盗む

證の所に「戀しきをさらぬかほして忍ふれは物や思ふとみる人そとふ」といふ歌を、今の歌はぬすめる證に出されたれど、古歌にはさる事多し、後の人の垣を越壁を穿つ心とは同しかるべからす、萬葉第十八に「安必意毛波受安流良牟伎美乎安夜思苦毛奈氣伎和多流香比登能等布麻泥」(アヒオモハズアルラムキミヲアヤシクモナゲキワタルカヒトノトフマデ)

壬生忠見

忠岑男、忠見家集御厨子所預、天徳二年任攝津大目、

戀すてふ我名はまたき立にけり人しれすこそ思ひそめしか

拾遺に入、上の兼盛歌にいふがごとし、まだきは日本紀に豫の字をよめり、同し字をあらかじめとも、かねてともよめり、皆心通へり、歌の心は、我こひするといふ名の思ひもかけずはやく世にもれぬるに驚きて、いかにして名には立つらむ、人しれぬおもひにてこそは有し物をといふ心也、此左右ともに秀歌にて、判者小野宮殿勝負を定かねて、天氣をうかゝひ給ひけるに、帝微音に兼盛か歌を吟せさせ給ひければ、天氣左に有とて兼盛勝にけり、彼歌合判詞に見えたり、沙石集には此歌合にまけて忠見

はそれより不食の病つきて死したるよし書り、されど其後もながらへたるよし家集にも見ゆればおぼつかなし、家隆卿「人忘れす忘のふの浦にやく塩の我名はまたきたつ煙かな」(新勅撰戀)

右三首は九首が中に忍戀をよめるを一類とし、三首の中に後二首は同時の歌をもて一類とす、

清原元輔

深養父孫下總守泰光男、肥後守從五位上、永祚二年六月卒、八十三、

契りきなかたみに袖をしほりつゝ末の松山波こさしとは

後拾遺戀四、心かはりて侍りける女に人にかはりてよめるとあり、古今陸奥歌に「君をおきてあだし心をわがもたば末の松山波もこえなん」これを本歌に取てよめり、先本歌の心は君をおきて我こと心出來らばあの松山に浪こゆべし、然るに山を波の越る世絡に有まじければ我も心のかはる世あらじとおもへといふ義なり、これより人の心のかはるを松山になみこゆるとは譬ならはせり、契りきなは契りて有

きなと、結句よりかへりて有つる契りを治定して、人にかへりみ思はしむるなり、たがひに袖をしぼりつゝとは、波にはぬるゝ物なれば下に波をいはむための緣語なり、我は今も更にかはる心なし、人も同し心にてこそかはらじと契りしが、其ことの葉をばいかにしつることぞとなり、波こさじとはのはの字除て心得べし、

權中納言敦忠

本院左大臣時平公三男、母筑前守在原棟梁女、初爲大納言國經妻、時懷妊後嫁時平公生敦忠、仍實國經子也、天慶五年三月敍從三位任權中納言、同六年三月薨、三十八、

あひみての後の心にくらふれは昔は物もおもはさりけり

拾遺戀二、題しらず、昔とはあはぬさきをいふ、あひ見ぬさきはあはれ一度相見ば、わが戀しき心はなぐさむべしとこそ思ひつれども、相見て後はいとゞ見まくほしさもまさり、いかで我物と領せまし、人はいかに思ふらん契りし事のかはりやせまし世の人はいかにいはむなど、更に物思ふ心のいとまなければ、そのさき有し物思ひは數にもあらずといふ心なり、六帖には後のあしたの歌とせれば、あはざりしきの

ふまでを昔といひ、後の心とは今朝をいへど、彼は心を得て轉して用たるにや、昔はといへる所後朝の歌にはあるべからず、萬四「相見者須臾戀者奈木六香登雖念彌戀益來」同十二「相見而者戀名草六跡人者雖云見後爾曽毛戀益家類」古今「石上ふるの中道なか〳〵に見すはこひしとおもはましやは」同「あひみすは戀しき事もなからまし音にそ人をきくへかりける」拾「我戀は猶あひみてもなくさまんいや增りなる心ちのみして」これら皆今の歌に心通へり、

中納言朝忠

三條右大臣二男、從三位中納言、康保三年十二月薨、五十七、

あふ事の絶てしなくはなか〳〵に人をも身をも恨みさらまし

拾遺戀一、天暦の御時歌合にと有、ひとたび人に相見て後又あふ事の心にまかせぬより、人を恨る心も、かへりてあはぬさきの恨にまさり、身をうしと思ふ事も、其はじめにはまさるが故に、中〳〵に世に逢といふ事の絶てなくば、かゝる歎はせじ物をといふ心なり、業平朝臣の「世の中に絶て櫻のなかりせは春の心はのとけからまし」

（古今集）此歌櫻をいとふにはあらず、心にまかせずしてとくちる故にかくはよめり、是に同じ心なり、右二首官位のほど人のほど又歌の心も似たるを一類とす、

謙徳公

あはれともいふへき人はおもほえて身のいたつらに成ぬへきかな

一條攝政伊尹公、九條右大臣師輔公一男、天祿三年十一月一日薨、三十九、謚曰謙徳、

拾遺戀五、物いひける女の、後につれなく侍りて更にあはず侍りければといへり、歌の心初ねんころに相かたらひたる女の、後つれなくなりて相見ることなき間、われは戀死ぬべき身と成たれども、あはれとだにいはむ人おぼえずして、淺ましく死ぬべきかなといへる心なり、死なばともにとも思ふべき女だにつれなふなりてかへりみせぬうへは、まして誰有てか我死をあはれふべきと、心かはれる女にうらみたることばはなくしてよめる感情淺からず、伊勢物語に「あひ思はてかれぬる人をとゝめかね我身は今そ消はてぬめり」と書てそこにいたづらになりにけり、躬恒集にひらの山「かくてのみ我思ひらのやまさらは身もいたつらに成ぬへらなり」元眞集

に「戀わひて身のいたつらになりぬとも忘るな我によりてとならは」これらいたづらなるとは死ぬる事なるを、伊勢物語の古き抄にはことやうに注せり、

曾禰好忠

先祖不詳、丹後掾、

ゆらの戸をわたる舟人梶をたえゆくへもしらぬこひの道かな

新古今戀一、題しらず、家集にもあり、此歌の上句こと〳〵く比なり、男の身をば舟になずらへ、女を津泊になずらふ、梶は媒によせ、迫門のこしがたき所をばいひよるあたりの難義なるにたとへたり、こしがたき門をも梶を便にこゆればこえすます事あるがごとく、媒の方便に立たがひてあひがたきにもあふ習なり、今いひよるかたの難義なるにわびて、中立の見捨たれば梶を失へる舟のごとく、わが戀路も行衛定むべき方なしとなり、又ゆらのとゝいふは波にゆらるゝ舟のやすからぬを兼たるか、此由良の門紀伊といふ、きの國に由良ある事勿論なれど、曾丹集をみるに、丹後掾にてうづもれ居たる事を述懐してよめる歌おほければ此由良は丹後の由良にて

樂天が太行路に太行山の道の艱難なるを以て男女の中にたとへ、又男女の中をもて君臣の間にたとへたるがごとく、此歌もおもては戀の歌にして、我一才ある事を吹擧してみかどに奏する人なくて、召上られて然るべき官爵を授らるゝ事もなきをたとへ出せるにや、夫木第廿三に神祇伯顯仲卿の家集の歌を出して云「曉やをしまか磯の松風に衣かさねよゆらの浦人」此由良浦丹後國與謝郡に有、新拾遺集羇旅部に大納言通具「とまりするをしまか磯の波枕さてそはふかめよさの浦かせ」此歌に與謝浦にをしまをよみ合たるに顯仲の歌を引合てみるに明らかなり、又紀伊の國の由良は萬葉にゆらのさきゆらのみさきなどよみてゆらのとゝよめる歌なし、隱岐、國知夫郡淡路國津名、郡にも由良はあるなり、男を舟によせ女を泊になずらふる事は、萬葉集をはじめて其言數ならず、五六首をこゝにあぐべし、萬葉「大船香取海慍下何有人物不念有」同「湊入之葦別小舟障多見吾念公爾不相頃者鴨」古今「白波のあとなきかたに行舟も風そたよりのしるへなりける」同「いて我を人なとかめそ大舟のゆたのたゆたにものおもふころそ」同「堀江こくたなゝし小舟こきかへり同し人にや戀わたりなん」後撰「身のならん事をもしらす漕舟は波の心もつゝまさりけり」續古今「すまのあまの浦こく舟のかちをたえよるべなき身そ悲しかりける」右二首

心のかよへる所あるを一類とす、

〔追考〕中華のかぢは柁字にて柁は以正船と注し、柁取を柁工といひ、一船の司命也と注せり、此國にては海川をいはず櫓櫂の類すべてかぢと訓せり、萬葉集第七「浪高之奈何梶取水鳥之浮宿也應爲猶哉可榜」又梶棹母無などよめり、中古に至りても猶通してかぢといひしとみゆ、新撰六帖信實朝臣「うきねして枕とたのむ舟はたに貫ならへたるかぢも有けり」これらによれば柁とはすべて行舟ものをいふ通稱にして、今俗にいふ柁のごとき一物をさして云にあらず、後世此歌によめるゆらのとを紀伊と心得て、紀の國の由良をゆらのと共よめるにやとおぼしき事あり、寛元元年結縁經百首大納言爲家「紀の海のゆらのとあるゝわたり舟わかみさきより出かひもなし」、

惠慶法師

先祖不見、寛和之比人也、兼盛時文重之などゝ交はれる人也、

八重葎しけれる宿のさひしさに人こそ見えね秋はきにけり

拾遺秋、河原院にてあれたる宿に秋來るといふ心を人々よみ侍りけるにと有、貫之の歌に「とふ人もなき宿なれどくる春は八重葎にもさはらさりけり」これを取れる歟、同じ心なり、河原院はむかし源融公の家なり、みちの國の鹽がまの浦をうつされし所にて、都にたぐひなき家所なりしかども、今荒廢して人氣も見えぬ所に、時節の所をきらはずして秋のくるを感じてよめる心なり、後拾遺秋上、河原院にてよみ侍ける「すたきけん昔の人もなき宿にたゞ影するは秋のよの月」續古今秋上、河原院にてよみ侍ける「草しけみ庭こそあれて年へぬれ忘れぬものは秋のしら露」ともに同し法師の歌にて、心もまた相似たり、右一首はあまりに戀の歌のつゞけば戀ならぬこれをはさみて、次より又端をあらためらるゝ心にや、

源重之

參議益忠男、貞固親王孫、從五位下相模守至長保、

風をいたみ岩うつ浪のおのれのみくだけて物を思ふ比かな

詞花集戀上、冷泉院東宮と申ける時百首の歌奉りけるによめると有、六帖に「いかに

して岩うつ波の立かへりくたくとたにも人にしらせん」此歌もし重之よりさきの古歌にて本歌とせるか、風をいたみとは風をつよみといふに同じ、波の風をいたむといふにはあらず、風のつよきをもて戀の切なるになずらへ、岩をつれなき人にたとへて、其人故に心をくだく事を波のくだくるによせたり、おのれのみとはかく心なき人を思ひかけておのれと心をくだくが何のかひなしといふよしなり、千載集に堀河か歌に「荒磯の岩にくたくる波なれやつれなき人にかくる心は」この歌を本としてかくれたる義をよみあらはせり、此歌より下七首又皆戀なるをもて一類とす、

大中臣能宣朝臣

祭主頼基男、祭主四位、諸抄にト部家説とてト部と大中臣とを混ずるは、國史等を考ず僻説を信ずる故なり、大中臣とト部と大きに別なり、先大中臣はもとは中臣にて天兒屋根命の裔なり、大織冠藤原氏を賜はりける時、意美麻呂も同姓を賜はる、よりて日本紀第三十持統紀には、藤原臣麻呂とあり、臣麻呂は意美麻呂なり、此意の字、假名に用るとき、日本紀にも萬葉にも音於なり、然るを常に音伊なるにならひて伊美

麻呂と云は誤なり、文武天皇の御時神職をつかさどるものは本姓中臣にかへるべき由勅有て、意美麻呂それより又中臣となる、意美麻呂の子清麻呂只神職に達するのみならず、國政等にも熟練したる人にて、稱德天皇の御時慶雲三年に姓を大中臣朝臣と賜はり、光仁天皇寶龜三年三月に右大臣となり從二位を授らる其後正二位に至り、延曆七年七月に八十七歲にて薨せらる淸麻呂子諸魚等相次て日本後紀續日本後紀等にみえ、其外淵魚逸志等代々記錄に其人少からず、凡神職は大中臣朝臣第一にして齋部宿禰是につげり、卜部は天武天皇十三年に天下の氏をば八姓に分ち給ふ時も、眞人朝臣宿禰等は云に及ばず、忌寸以下をも給はらず、令にも凡灼龜占吉凶者是卜部之執業とあり、もと貴姓にあらざる事知べし、延喜式等にも神事の時、大中臣齋部の下に屬するよしみえたり、文德實錄第八云、齊衡三年九月庚戌宮主外從五位下卜部雄貞神祇少祐正六位上業基等賜姓占部宿禰、これ雄貞業基は姓を占部宿禰と賜れり、その外は只もとの卜部なる事知べし、三代實錄第七云、貞觀五年九月七日丙申壹岐嶋石田郡人宮主外從五位下卜部是雄神祇權少史正七位上卜部業孝等賜姓伊伎宿禰、其先出自雷大臣命也、今の卜部氏も雷大臣裔といへば是に同じ、是又伊伎宿禰となる、是雄業孝が子孫の外はたゞ卜部なる證也、又第廿一云、貞觀十

四年夏四月廿四日癸亥宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒、是雄者壹岐島人也、本姓卜部、改爲伊伎、始祖忍見足尼命始自神代供龜卜事、厥後子孫傳習祖業、備於卜部、是雄卜數之道尤究其要、日者之中可謂獨歩、これにて大中臣と卜部と遠祖各別なる事日月の明らかなるごとく知れたり、忍見足尼命は顯宗紀に押見宿禰とある人なり、又さきには雷大臣命の裔といひて、こゝには又忍見足尼命を始祖といへる事いかゞ、もし始祖は忍見足尼にて、其後雷大臣命といふ人より其家ことに顯はるゝ故に影略互顯して書る歟、雷大臣も又日本紀等にみえざる人なり、又足尼といふ事も神代にはなくて人皇となりて後の事なり、舊事本紀にみえたり、三代實錄には蘇我稻目を推古天皇時の人とせる誤もあれば、もしは是も昔の卜部家の說にまかせてかゝれけるにや、勅撰の歌集に卜部氏の人みえたるは新勅撰に卜部兼直の歌初て入れり、末の集まで大中臣氏と卜部氏の人の歌と別に入られたり、披てみるべし、かゝる混亂あれば、允恭天皇の御時甘檮岳にして探湯をして、諸氏の虛實を定められしもまことにことはりなり、

みかきもり衛士のたく火のよるはもえて晝は消つゝ物をこそ思へ

詞花集戀上、題しらずなり、能宣家集にはなし、左右の衛門は禁裏の御門を守る故に衛門をみかきもりとよめり、宮門は築墻につゞけば此名あり、衛士とは其下に夜は火を燒て守るものゝ名なり、令義解宮衛令云、凡理門至レ夜燃レ火、（謂内及中外三門、皆衛士燃火也、）並大器ニ貯レ水監ニ察諸出入者ヲ、延喜式第十六左右衛門式云、凡黄昏之後出ニ入内裏ニ、五位以上ハ稱レ名ヲ六位以下ハ稱ニ姓名ヲ、然後聽ルスレ之ヲ、其宮門皆令ニ衛士炬タカレ火ヲ、閤門亦同ジ、又云、凡宮城門者並令ニ衛士衛ラレ之ヲ云云、よるの思ひのさかりにして身のこがるゝ心を是によせていふなり、ひるは消つゝとは、彼衛士の火もひるはたかねば、夜のおもひにもたえ明してひるはいける心ちもせぬをよせていふ、ふるき歌どもに消て物思ふとよめる皆此心なり、諸抄に昼は消つゝといふ所をさま〴〵に皆わろく釋せり、朗詠に「みかきもり衛士のたく火にあらねども我も心の内にこそたけ」定家卿今の歌をとりて「くるゝ夜は衛士のたく火をそれとみよ室の八島も都ならねば」右二首よるはもえひるは消つゝといふをもて、おのれのみくだけてといふにつらねらる、

〔追考〕六帖の火をよめる歌の中に第五首めに此歌入れり、腰の句ひるはきえよるはもえつゝとあり、六帖はすべて打聞のやうに書て別て作者をしるすことたしかならず、もしは作者は後人の書き加へけるにやともみゆ、然るに能宣朝臣は

正暦三年八月九日七十一歳卒すとあれば、延喜二十二年に生れたりとみゆ、六帖にも忠峯みつね友則など貫之同時代の人の歌は大かた誤なく作者をつけたり、されど天慶以後の歌人の歌一つもみえぬに、能宣朝臣の歌のみえらばるべきもいかにぞや、貫之は至老にて天慶の比までありといへども、天暦のはじめにはもはや卒せられしなるべし、六帖の歌の中に土左日記の中の歌のこりなくえらばれたれば、げにも承平の末天慶のはじめなどまでの歌ども入たりとみゆ、されど其比能宣朝臣二十歳ばかりなるべければ今すこし不審なきにはあらず、今は詞花集に能宣朝臣とて撰びとられたればうたがふべきならねど、泉川の歌を兼輔卿といへるたぐひになずらへて後人の耳をおどろかしおくのみ、

藤原義孝

諱徳公三男、従五位上右近少將春宮權亮、

君かため惜からさりし命さへなかくもかなと思ひける哉

後拾遺集戀二に、女のもとより歸りてつかはしける、是はあひがたかりける人にあ

ひてのちの心をいへるなり、きのふまではあふ事にかへん命の何ともおぼえざりしかども、相みてけさの心は一夜にかはりて、返りて長き命を得てあくまで相見ばやと思ふ心をよめり、司馬遷がことばに、人固有二一死一、或重二於太山一或輕二於鴻毛一といへるこゝにかよへる歟、逢事にかへむと思ひし命は鳥の毛よりも輕くして、後の命は太山の重きがごとく惜まるゝ也、家隆卿歌に「あふ事は虎ふすのへを分來ても歸る朝に身をやをしまん」此心同し今の心を取てよめる也、又新古今戀三に、人のもとにまかりそめて朝につかはしける、廉義公「きのふまて逢にしかへはと思ひしをけふは命のをしくも有かな」これは古今に友則か歌に「命やは何そは露のあた物をあふにしかへは惜からなくに」是を取てよみ給ひて今の類歌なり、なかくもがなのがなは願ふことばにて、萬葉に欲得とも欲成とも書き、歟の字願の字これらをよませたり、がもなも同じ詞なり、下のけるかなのかなとは其義全く別なり、

藤原實方朝臣

小一條左大臣師尹孫侍從定時子、右中將正四位下陸奥守、

かくさたにえやはいふきのさしも草さしもしらしなもゆる思ひを

後拾遺戀一、女にはじめていひつかはしけると有、歌の心は我はじめて思ふ心のほどを人にいひきかせんと思へど、詞はかぎりあるものにておもふ心は限りなければ、かくとだにえやはいふ、えいひやらぬなり、しかあれば人はたゞ詞の上にのみ心得ておもひの切に身ももゆるばかり有と云事をばえしらじといふ心なり、周易繫辭に書ハ不レ盡レ言ヲ言ハ不レ盡レ意ヲとあるにかよふべし、さてえやはいふきとは山の名をかりてつゞけ、思ひにもゆるといふ事をばさしも草によせたり、六帖に「春きぬと今はいふきの山へにもまたしかりけり鶯のこゑ」なをさりにいふきの山のさしも草さしも思はぬことにやはあらぬ」これらもいふをいぶきとつゞけたり、萬葉第四第十一にいぶかしといふに言借(イフカシ)とかりて書るも清濁をかよはせる事今とおなじ、玉だれのみすはこひしと思はましやは、白川のみつはくむまてとつゞけたるも又同じ、顯昭云、此いふき山美濃と近江のさかひなる山にはあらず、下野國のいぶき山なり、能因坤元儀出也考六帖云「あぢきなやいふきの山のさしも草おのか思ひに身をこかしつゝ」「契りけむ心からこそさしも草おのか思ひにもえ渡りけれ」「なをさりにいぶ

きの山のさしも草さしも思はぬ事にやはあらぬ「下野やしめぢの原のさしも草おのが思ひに身をややくらん」今案賀方歌は六帖のいふきの山のさしも草と云歌に付て詠るなり、彼歌におのがおもひに身をこがしつゝとあれば、此歌にはもゆると讀るなるべしといへり、又清少納言が枕草子にまことや下野へくだるといひける人に「思ひたにかゝらぬ山のさせも草誰かいふきのさとはつげしぞ」ともよみたれば、さしも草とよめるいぶきは下野國に有山の名必定也、猶近江美濃のさかひなる山といふ説は、誠にいふ榎の質ならばなれ木は椋の木といふに同じ、さしも草させも草五音通ひていふなり、六帖に雜の草といふ所にさしも草とてさきの歌どもを出して、よもぎは後に別に出したれど、なべて蓬の事といひならへり、俗によもぎを灸治に用るにもぐさといふはさしも草の略にや、奥義抄にいぶきのたけは常に火のもゆればかくよむなりとあれど、さきの歌の中に伊吹山なくしてもゆともやくとも讀てければ、只さしも草のもゆるものなれぱいふとみえたり、新古今、和泉式部「けふもまたかくやいふきのさしも草さらは我のみもえや渡らん」

藤原道信朝臣

恒徳公四男、左中將從四位上、正暦五年卒、廿三歳、

明ぬれはくるゝ物とは知なから猶うらめしき朝ほらけかな

後拾遺戀二、女のもとより雪のふり侍りける日歸りてつかはしける「歸るさの道やはかはるかはらねとゝくるにまとふけさのあわ雪」次に此歌ならべて入たり、歌の心明るはくるゝもとなれば、けふくれば又ゆきてあはんのたのみは今朝よりかねて有といへども、當意のなぐさめがたきにつけて猶たゞ朝ぼらけを恨めしきものに思ふと也、さしあたりてうきことのあれば、後嬉しかるべき事をもいはずしてかなしふ事人の心のならひ皆然なり、新後拾遺に「つらかりし君か心は忘られて明ぬる空のうらめしき哉」右三人同時なるをもてつらねらる歟、

右大將道綱母

兵衛佐藤原倫寧女長能妹、道綱法興院入道兼家四男、大納言東宮傅、

歎つゝ獨りぬる夜の明るまはいかに久しき物とかはしる

拾遺集戀四、入道攝政まかりたりけるに、門をおそくあけゝればたちわづらひぬといひ入て侍りければ讀て出しけると有、入道攝政は兼家公也、歌の心は門をあくるまの久しかりつるといへるにあたりて、さらばわが獨寢の明るまをば猶いかばかり久しき物とか思ひ玄るといひて、こぬ夜の有を事の次に恨たる心也、獨ぬる夜の久しきにくらべば、門をあくるま何ほどか待うからんといへるなり、初の五もじに心こもれり、兼家公の返し「げにやげに冬の夜ならぬ槇の戸も遲く明るはくるしかりけり」此返しかげろふの日記にみえたり、件の日記は、かの兼家の玄のびてかよふ間のことゞもを、道綱の母のかける也、

儀同三司母

従二位高階成忠女、後拾遺高内侍、儀同三司中關白道隆公息伊周公内大臣正二位、長德二年四月有事左遷太宰府、同三年四月歸京、號帥内大臣自號儀同三司、非從一位唐名、

わすれしの行末まてはかたけれはけふを限りの命ともかな

新古今戀三、中關白かよひそめ侍りける比と有、中關白は道隆公なり、男の心のならひ、打つけのほどはあかぬ思ひ有ゆゑに、行末かけてわするまじきよしいひちぎれども、後にはうつろひやすき事世の中の例なり、よりて今我中のためも末うたがはしければ、只今人の心のかはらぬうちに死なばやとよめるなり、命ばかり惜かるものなけれど、人の心のかはる世をみむことのうきによりてかくはいへり、後拾遺集に、和泉式部「こよひさへあらはかくこそ思ほへめけふ暮ぬまの命ともかな」赤染衛門「あすならは忘らるゝ身に成ぬへしけふをすこさぬ命とも哉」此二首似たる歌なり、新古「わすれしの言の葉いかに成ぬらんたのめし暮は秋風ぞ吹く」同「わすれしの人たにとはぬ山路哉櫻は雪にふりかはれとも」右ふたりの歌は人のほど歌のほど事につきてよめるやうも似たれば一類とす、

大納言公任

小野宮太政大臣實頼公孫、三條太政大臣頼忠公子、大納言正二位、

瀧の音は絶て久しく成ぬれどゝ名こそ流れて猶聞えけれ

拾遺集雜上、大覺寺に人々あまたまかりたりけるに、ふるき瀧をよみ侍りけるとて初の句瀧の糸はとあり、千載集雜上にはあやまりて入られたるも詞書同じさまにて五文字今の如し、河海抄云、大覺寺事舊記曰、正子内親王、嵯峨皇女淳和后、承和七年十二月入道、依淳和崩也、貞觀十八年二月廿五日以嵯峨院爲大覺寺、奉淳和太后命旨請嵯峨院爲大覺寺之由奏狀見菅家御集、應和四年二月廿三日御記曰、召左大臣於前定諸寺別當、參議重信朝臣爲大覺寺別當、元亨釋書云、釋恒寂者天長帝第二子也云云、晩以莊田資產捨大覺寺、大覺寺者弘仁帝之故宮也、天長太后改爲佛寺、寂造丈六彌陀像、又度諸經論等、寺供僧額皆寂之所置也云云、恒寂は恒貞親王なり、大覺寺は昔嵯峨天皇のましましゝて瀧を作らせ水をおとして叡覽有し所なり、貞觀の末寺となり、公任卿の時までは猶其瀧のかたは殘りて水の流れは絶しによりてかくよまるゝなり、水のながれかれはてぬれば瀧の音こそ絶たれども、そのかみさがの上皇にもてはやされたてまつりし名ばかりは今にながれて聞ゆる事を感じたる心なり、ながれてといひ聞ゆるといふ皆瀧の緣なり、瀧さへかくあれば人として死後のよき名を殘さゞらんやの心こもるべし、後拾遺にも大覺寺の瀧殿を見てよみ侍りける、赤染衞門、あせにける今たにかゝる瀧つせのはやくぞ人はみるへかりける」山家集に大覺寺の瀧殿の

石、閑院へうつされて跡なくなりぬと聞て、見にまかりて赤染が今だにかゝりとよみけんをりおもひ出られて「今たにもかゝりといひし瀧つせのその折まてはむかしなりけん」又後拾遺集にみまさかの守にて侍時、瀧のまへに石たて水せき入てよみ侍ける、藤原兼房朝臣「せき入たる名こそなかれてとまるとも絶すみるへき瀧の糸かは」右此卿をこゝにおかれたるは前後あまり女がちなる故なるべきにや、又此比歌の道を知人において又なき故歟、

和泉式部

大江雅致女、上東門院女房辨内侍、後爲和泉守道貞妻、仍號和泉式部、

あらさらん此世の外の思ひ出に今ひとたひのあふよしもかな

後拾遺戀三、心地例ならず侍りける比人のもとにつかはしける、あらざらんはなからんといふにおなじ、此世の外は來世なり、今の世を昔になして、過にしかたを思ひ出んに思ひ出てうれしからむ事は、おもふ人に今一たび相みむことのみなり、其人にあはずして死なば殘おほくかなしからんといふ心にてよめり、陸士衡歎逝賦云

精浮神淪忽在世表寤大暮之同寐、おらざらん此世の外めつらしくよめり、新古今「あらさらむ後忍へとや袖の香を花橘にとゝめおきけん」

紫式部

中納言兼輔曾孫、越前守從五位下藤原爲時女、上東門院女房、後爲右衛門佐宣孝妻、生大貳三位、

めくりあひてみしやそれともわかぬまに雲隱にしよはの月影

新古今雜上、はやくよりわらは友だちに侍りける人の、年比へて行あひたるが、ほのかにて七月十日比月にきほひて歸り侍りければと有、本歌忘るなよほとは雲井になりぬとも空行月のめくりあふまて（拾遺集）これにてよめり、わらは友だちに年比へてあひたる、誠に空行月のふたゝびめぐりあひたるがごとし、されどしばしの對面にてわかれければ、かれはもとみし人かあらぬかと見もさだめぬ心を、其夜の月折しも十日頃にてよは過る比雲隱れして入行くによそへたり、わらはなるがをとなになりぬれば、面影もかはる物なればかくいふ心も有べし、月のめぐるとよむは須

彌の半腹をめぐりて又東方に出と說ける經文に依れり、右兩女は人のほどゝ又歌
も心のかよふ所あれば一所におかるゝ歟、

大貳三位

賢子、後一條院御乳母、故叙三位、爲大貳成章妻、仍號大貳三位、

有馬山猪名のさゝ原風ふけはいてそよ人を忘やはする

後拾遺戀三、かれ〴〵なるをとこの、おぼつかなくなどいひたりけるによめると有、
有馬山は有馬郡、猪名野は河邊郡にてともに津の國なり、萬葉に「志長鳥井名野乎來者有間山夕霧立宿者無爲」これを本としてつゞけよめるか、此歌有馬山を男によせ猪名野の篠原を我身になずらへて、男の物いひおこせたるを有馬山より風の吹おろすにたとへ、風にもよほされて篠のそよぐ心をもて、いでそよとつゞけたり、心はいでそれよと同心したる詞なり、人をわするゝ心はなけれども、久しうあひみねばおぼつかなきはこなたにも同じ事ぞといふ心なり、萬葉集に欝悒をおぼつかなしとよめり、人におはでむねのうちのおもふことはれぬをいふなり、男を山にたとへ

たる歌萬葉におほし、此歌もあしく注し來れり、曾根好忠が歌に「すはへする小笹か原のそよさらに人わするへきわか心かは」六帖「ことはりや恨ることとも秋風のそよ〱荻のはにぞおとろく」古歌袖中抄「信濃なるほやのすゝきも風吹けはそよ〱さこそいはまほしけれ」そよといへる事これらも同じ心なり、右大貳三位は紫式部がむすめなるをもて、次におかる、

赤染衛門

大隅守赤染時用女、仍號赤染衛門、實兼盛女云云、

〔追考〕紫式部日記に云、擧周(タカチカ)は史記の文帝のまきをぞよむなるべしとかけり、是後一條院降誕の時にして寛弘五年也、此擧周は大江匡衡朝臣の子にして即母は赤染衛門なり、寛弘の比はや中年の女なる事明けし、後拾遺集俳諧めのとせむとてまてきたりける女の乳のほそく侍りければよみ侍りける、大江匡衡朝臣「はかなくも思ひける哉ちもなくて博士の家のめのとせんとは」返し赤染衛門「さもあらはあれやまと心しかしこくはほそちにつけてあらす斗そ」此歌は擧周朝臣のうまれける時にや、彼榮花物語第三十つるのはやしの巻の終に云、つき〱のあ

りさまともまた〳〵有べし見聞給ふらん人も書つけ給へかしと、此詞跋に似て萬壽五年二月までを記して、赤染衛門はこの巻にて筆を絶けるなるべし、第三十一殿上花見巻は萬壽五年と長元二年と三年の記をもらして長元三年より書はじめしとみゆ、赤染此巻にいたりてもつゞけてかゝば年記さだかなるべき事也、さるを此巻より出羽ノ辨の歌初て出たれば、もしくは以下十巻は出羽ノ辨のつゞけかけるにや、されど赤染衛門は猶も長久の頃までながらへ有しことはみゆること有、後拾遺集賀匡房朝臣うまれて侍けるにうぶぎぬはせてつかはすとてよめる、赤染衛門「雲の上にのほらんまてもみてし哉つるの毛衣年ふとならは同し七夜によみ侍りける「千代をいのる心のうちのすゝしさは絶せぬ家の風にそ有ける」

やすらはてねなまし物をさよ更てかたふくまての月をみしかな

後拾遺戀二、中の關白少將に侍りける時、はらからなる人に物いひわたり侍りけり、たのめてこざりけるつとめて女にかはりてよめると有、衛門が妹にかの少將のかよふ事ありしほどの事なり、袋草子にみえたり、やすらふとは物をうたがひて云ば、

したゝめらふ心なり、猶豫と書きてやすらふともたゆたふともよめり、たゆたふといふもためらふ心なり、爾雅云、猶獸名、形如麂善登木、註云、性多疑慮常居山中、忽聞有音即恐且來害之、毎豫上樹久之無人然後敢下、須臾又上如此非一、故今不決者稱猶豫焉一曰隴西人謂犬子爲猶、犬隨人行毎豫在前待人、不得又來迎候也、これに兩義あれども心はおなじ、歌の心たのめ置きてこざりし人の言を、始より僞と云らば中々猶豫せずしてねぬべきものを、まこと僞定かねたるまゝにさもえねずしていたづらに月を見あかしつるよといふ心なり、素性が有明の月を待出づる哉とよめるに相似たる也、右二首、かれ〳〵なる男とたのめてこぬ男とに讀てつかはす心似たるをもて一類とす、

〔追考〕　馬内侍集云、こよひかならずこんとてこぬ人のもとへ「やすらはてねなましものをさよ更てかたふくまでの月をみしかな」又同し集に人かたらふと聞給ひて、中關白「ゐやしきはぬれぬ人なき染川のかゝらぬ袖もくちはてぬべし」又中關白おはせんとの給ひてまへわたり橘のかきりをらせ過給ひぬれば「こち風にこのみ云るくて橘のたのめし事のすきぬめるかな」後拾遺集戀二、中の關白女の許より曉にかへりて内にもいらでとにゐながら歸侍りければ、馬内侍曉の露は

枕に設けるを草菜のうへとなにおもひけん」また雜二、中關白かよひはしめける比よがれして侍りけるつとめて、こよひはわかしがたくてこそなどいひて侍りければよめる、馬内侍「獨ぬる人やしるらん秋のよをなかしとたれか君につけつる」これら皆中關白の馬の内侍に通ひ給へる證なり、赤染馬内侍ともに一條院皇后宮にまゐりつかへし人の中に、内侍も名たかき歌人なれど、さはる事あるあしたなどにかはりて此やすらはでの歌よめるか、系圖に赤染が妹を玄るせるはこの詞書につきて書たるなれば覺束なし、はらからといへるは女友達のへだてなきをいへるかたもあるべくや、其うへ後拾遺集雜一、中關白少將に侍りける時内の御ものいみにこもるとて、月のいらぬさきにと急出侍りければ、つとめて女にかはりて遣はしける、赤染衛門「入ぬとて人の急し月影は出ての後も久しくそみし」もし眞實の妹ならば、此歌の詞書も同し人のやうに聞ゆればはらからと書くべきに、さもなければおして妹とさだめんもいと心得がたし、猶後の人深く考ふべし、

小式部内侍

和泉守橘道貞女、母和泉式部、仍號二小式部一、上東門院女房、

大江山いく野の道の遠ければまたふみもみす天のはしたて

金葉雜上、和泉式部保昌にぐして丹後の國に侍りける比、都に歌合の有けるに、小式部内侍歌よみにとられて侍けるを、中納言定頼局のかたにまうできて、歌はいかゞせさせ給ふ、丹後へは人つかはしけんや、つかひはまうでこずや、いかに心もとなくおぼすらんなどたはふれて立けるを引きとゞめてよめると有、歌よみにとらるとは歌よみにえらび取て人數に入れらるゝなり、是は常に小式部内侍が歌のよきは母のよみてえさするなど世中にいふことの有し故に、定頼卿たはふれごとにかくいへるなり、そこにしてかくよみたる歌のかく出來ければ、乘て世の人のうたがひいへる口をやめしめいぼくいふばかりなき物なり、定家卿云、小式部内侍和泉式部が一子にてかたち世にすぐれ、またいく野の道とよみけん時のおぼえさこそ侍けめといへり、歌の心は都より丹後國へ下るには丹波路を經るなり、丹波國に大江山あり、幾野あり、大江といへば大きなる山と聞え、幾野といへばいくばく遠き野と聞ゆるなり、此二つの所の丹波路にしも有けるは、内侍が爲にかねて天のなせるやう

なり、かやうに遠きさかひなれば、母の彼國に下りし後、未だ文のかよひさへなしと云心を、やがて彼所のはし立によせていひかけたり、橋立の名さへ又相叶へる事奇異なり、風土記云、丹後國與佐郡艮方有速石里、里中有長大崎長二千二百二十九丈、廣九丈二尺、是名天橋立、所謂陰陽二神立於天浮橋之上、是故得此名、又名久志濱、又名久志之渡、然れば陰陽の二神の空にふみ給ひし橋立なる故に、凡人のふみみむ所にあらず、よりてまだふみも見ずとよめる橋立の由緒にさへ相應せるもの歟、

伊勢大輔

大中臣能宣孫祭主輔親女、仍號伊勢大輔、上東門院女房、

いにしへのならの都の八重櫻けふこゝのへににほひぬるかな

詞花春、一條院の御時、ならの八重櫻を人の奉りけるそのをり御前に侍りければ、其花を題にて歌よめと仰事有ければとあり、拾遺に、源寛信朝臣折てみるかひもある哉梅の花けふ九重に匂ひまさりて、これを本歌としてよめり、いにしへといふに對してけふといひ、八重に九重を對してよみたり、さていにしへの花よりも今の匂ひ

ゝけれども、今上の德それにはまさらせ給ふが故に、此御前に來りては花も昔よ
り匂ひまされりといふ心を下にこめたるなり、此句ひは香にはあらず、色の匂ふ也、
後拾遺に後冷泉院御時后の宮にて人々砌庭菊と云題にてよみ侍りける、大藏卿長
房、朝まだき八重咲菊の九重にみゆるは霜のおけるなりけり」

のまされりといふ心を、けふ九重にゝとよめり、昔ならのみやこにみかどあまたまし

清少納言

清原元輔女、一條院皇后定子女房、新拾遺集釋敎に法花經序品、清少納言女「白妙の光
にまかふ花みてやひもとく花をかねて知らん」此むすめの父は行成卿にや、

夜をこめて鳥のそらねははかるともよにあふ坂の關はゆるさし

後拾遺雜二、大納言行成物がたりなどして侍りけるに、內のものいみにこもればと
ていそぎ歸りて、つとめて鳥のこゑにもよほされてといひおこせて侍りければ、夜
ふかゝりけん鳥の聲は、函谷の關の事にやといひつかはしけるを、立かへりこれは
逢坂の關といへりければ、つかはしけると有、後撰に「天の戸を明ぬ〳〵といひなし

て空なきしつるとりの聲かな是を本歌とせり、歌の心は行成卿夜ふかく鳥もなかぬにかへりしかども、つとめての文に、鳥の聲にもよほされてといへるにつけて、夜ふかき鳥とうけたまはるは、函谷の關の事にこそといひおくりしかば、又使をおこせて、さにはあらず是はあふ坂の關の事なりといへる心は、あふ夜の鳥の聲によりて我は歸りぬとの心なり、よりて鳥のそらねになずらへて、人のそらごとするをいへり、彼函谷の關守こそは心おろかにして、鳥のそら音をもえ聞しらず、いたづらに關の戸明て人をゆるしつらめ、今爰元には人のたばかり言によりて、あふ坂の關をばえゆるすまじきといふ義也、おろかなる女は男のことよきにたばかられて、あふまじき人にあふものもあれども、我はさやうに空ごとする男などにははからるまじとなり、枕草子にいと夜ふかく侍りける、鳥の聲はもうさう君の事にやときこえたれば、立かへり孟嘗君がには鳥はかんこくくわんをひらきて、三千の客わづかにされりと、今云はあふ坂の關の事なりとあれば、夜をこめて鳥のそらねは云云、「逢坂は人こえやすき關なれば鳥はなかねど明てまつとか」これ返歌也、此行成のかへしをもて今の歌の心を斟酌すべし、史記に孟嘗君は齊國の人なり、秦に行て昭王の相となりしを、或者之を讒言して殺されんとせしかば、秦の國をにげ出むとて夜深く函

谷關にいたる、彼關の習に雞のなかぬ限りは關の戸をひらかず、こゝに孟嘗君が客三千人したがへる者の中に、よく鷄をまねぶもの有て、鳥のなくまねをしければ、外の鷄こと〳〵く鳴けるに、關守まことに夜は明たりと思ひて、關の戸をひらきて孟嘗君をにがしぬといへり、文選西征賦ニ曰、函谷ハ、谷名其谷、似タリ函ニ、右三首當座によめる名歌を一類とせり、

左京大夫道雅

師内大臣伊周公男、從三位、

今はたゞ思ひ絶なんとはかりを人つてならていふよしもかな

後拾遺戀三、伊勢の齋宮わたりよりまかりのほりて侍りける人に、しのびてかよひける事を、おほやけもきこしめして、まもりめなどつけさせ給ひてしのびにもかよはずなりにければよみ侍りける、齋宮わたりよりのほりて侍ける人とは、すなはち三條院第一皇女當子内親王なり、後撰致忠歌に「いかにしてかく思ふてふことをたに人つてならて君にかたらむ」此歌をとれり、かく事顯れて守る人など付らるゝ上

はむひ奉る事は思ひもよらず、今はいかゞせん、たゞいかにもして思ひたえなんといふ一言をだに、人傳にあらずして申すよしもがなと也、それだに人傳ならでは聞えさすべきやうなく、今一たび御聲をだにきかぬが殘りおほく悲しきよりかくはよめる也、此人この御事につきてよまれし秀歌ども數首集に入て見えたり、いたく思ひ入られける故なるべし、詞花集に「よそながらあはれといはむことよりは人傳ならていとへとぞ思ふ」是は今の道雅の歌をおもひてよめるなるべし、

百人一首改觀抄 卷中

百人一首改観抄　巻下

僧　契沖　撰

權中納言定頼

公任卿一男正二位、

朝ほらけうちの川霧たえ〴〵にあらはれわたるせゞのあしろ木

千載集冬部、宇治にまかりて侍りける時よめるとあり、あじろは冬川に氷魚と云ものとらむとて木をたて、ぬきを入れ、あじろ簀といふ物をあてゝ、夜々はかゞり火をともしてかのひをゝよせてとる物なり、田上宇治尤是に名ある所也、延喜式の内膳式云、山城近江國氷魚網代各一所其氷魚始九月迄十二月三十日貢之といへり、宇治は山も川も興ある所なるに、夜のほどの霧も朝ぼらけにみればやう〳〵たえ〴〵に成行隙より、せゞにかまへたる網代木のあらはれ出てみゆるさま、さびしうもお

かしうも見ゆる眺望をみるまゝによまれたり、霧は秋をもとゝすれども四時にたつものなり、ことに冬は秋の名殘にて猶ふかくたつ故に、紀友則は「ゆふされはさほの川原の河霧に友まとはせる千鳥鳴なり」(拾遺集)ともよめり、いはむや宇治は山のふところに水ながれて霧の外よりふかき故に、源氏物語宇治の巻にも、嶺の朝ぎりはるゝよなくてなどかけり、萬葉第三云、柿本朝臣人麻呂從近江國上來時至宇治河邊作歌一首「物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不母」是を取られけるなるべし、右兩人は前後又あまりに女がちなれば隔らるゝ必歟、

〔追考〕霧は春夏にもわたりてよめり、萬葉集第十春雜歌、又風雅集春中人丸「朝霧爾之怨怒爾所沾而喚子鳥三船山從喧渡所見」新拾遺集夏後宇多院御製「鵜飼舟うきて篝の見えゆくやたつ川霧の絶間成らん」、

相模

源賴光女、本名乙侍從爲大江公資妻、公資爲相摸守、依之號相摸云云、

恨わひほさぬ袖たにある物をこひに朽なん名こそをしけれ

後拾遺戀四、永承六年内裏の歌合にといへり、後冷泉院の御時也、歌の心、うらみわび
はつれなき人をかへす〳〵恨て後佗はてぬといふ義也、是に年月へたる心こもれ
り、年月ほさぬ袖のいたづらに朽るだにあるに、名をさへ戀にくださんことの惜き
と也、つれなきに戀死たりと人にいはれん、まことに名を朽ず理りなり、袖さへある
ものをとよめるを袖は朽やすきもの成にそれさへ朽ずして有をと心得たる注あ
り、用ゆべからず、是より四首は又歌のやうも人もかはれるをまじへらるゝ心歟、

大僧正行尊

三條院曾孫、小一條院孫、参議従三位源基平子、三井寺圓滿院第一世、天台座主、

もろ共にあはれとおもへ山さくら花より外にしる人もなし

金葉雜上、大峰にておもひかけず櫻の花のさきたりけるを見てよめると有、大峰に
行者のいたる峯入を順の峯といひ、秋入をば逆の峯といふ、是は順の峰の時なり、此
思ひかけずと有を、卯月ばかりのことかといふ説よからず、是は深山木はおほかた
常盤木にて有中に、櫻のまれに有をいふなり、されば此み山木の中に櫻のひとりた

てる花も友とすべき物なければ我より外の知人あらじ、われもまた見らるゝ草木さへなければ、花より外の知人なきことを、諸共にあはれとおもへとはよみ給へり、上の與風が歌に、誰をかも知人にせんとよめるを思ひ給ひけるにや、定家卿「たのむかなその名もしらぬみ山木に知人えたる松と杉とを」是此大僧正の歌をふみて松杉を知人とよみたまへり、草木鳥けだもの歌のやうによりて皆人といふべし、源氏物語にかしは木の右衛門が女三宮のねこをさしてもいづら此みし人といへり、

周防内侍

仲子、後冷泉院女房、葛原親王八代孫、周防守平繼仲女、故云周防內侍、

春の夜の夢はかりなる手枕にかひなくたゝむ名こそ惜けれ

千載雜上、きさらぎばかり月のあかき夜、二條院にて人々あまたゐあかしてものがたりなどし侍りけるに、周防の內侍よりふして、枕もがなとしのびやかにいふを聞て、大納言忠家これを枕にとてかひなをみすの下よりさし入て侍りければよみ侍りけるとあり、春のよの夢は夢の中にもはかなきに、只今のたはふれたゞその夢の

ごとくなりといへども、世の人の口のさがなければこれより名をもたてらるべし、實事なくしてあだ名のたゝんがかひなきよしなり、かひなくといへるすなはち肘(カヒナ)をこめてよめるなり、或説之か心得るは優ならずといふはいかにぞや、それとなく物の名にいへるかへりておかしく聞ゆるものを、源氏物語常夏に、あふぎをもたまひながらかひなを枕にてうちやられたる御ぐしのほどいとながくこちたくはあらねどいとおかしきすそつきなり、總角(アゲマキ)に、姫君物おもふ時のわざと聞しうたゝねの御さまのいとらうたけにてかひなを枕にてねたまへるに云々、浮舟に、君はかひなを枕にて火をながめたるまみがみのこほれかゝりたるひたいつき云々、これら歌ならねど、うたてあらばたひ〳〵いふべからず、いはんや今は立いれたるをや、忠家卿かへし「契りありて春のよふかき手枕をいかゝかひなく夢になすべき」詞書に手をさし入といはずしてかひなをさし入といへる、二首のかひなくに肘を立入たる事を顯すと也、右二首春の歌なるをもてつゝけらるゝ歟、

三條院

第六十七代、諱居貞、冷泉院第二皇子、母贈皇太后超子、寛弘八年十二月即位、在位五年、

長和五年正月讓位、寛仁元年二月出家、法名金剛淨、同五月九日崩、四十二歲、

心にもあらてうき世になからへは戀しかるへきよはの月かな

後拾遺雜上、れいならずおはしまして位さらむと思しめしける頃月のあかゝりけるを御覽じてと有、心にもあらでとは、今御なやみによりて位をさらせ給はゝ、やがても空しくならせ給はんと、おぼせど、さもなくて思の外にながらへたまはゞと有心なり、御心のうちに位をさらせ給はんとおぼしよりたれば、禁中の月を又はえ御覽ずまじきと思召さるゝ故に、戀しかるべきとはよませ給ふなり、おりゐたまふ後寛算供奉といふ僧の靈つきまゐらせて、御目も御覽せられざるよし大鏡にみえたり、然るに月を戀しかるべき物に兼てもよませ給ふは、其前表めきてまことにかなしき御製なり、又詞花集秋部に、月を御覽して讀せ給けるとておなじみかど「秋にまたあはんあはしもしらぬ身はこよひはかりの月をたに見ん」是もまた御心地例ならぬほどかくのごとくおぼしめしいりてよませ給へるなるべし、右二首共に月のおもしろき夜につきての歌なればかくつらねらるゝ歟、此御製詞書にも秋といはねど秋と聞ゆれば、次の歌もまたその心にて來る歟、

〔追考〕榮花物語玉のむらぎくに云、うへはよろづのことの中に覺しめさるべし、おりさせ給はんこともうちなど作り出られば、そのさはうにてと思召しつるに、かへすく\くちをし云云、いとなやましく思しめさるゝにぞ、いかにせましと思しやすらはせたまふ、しはすの十よか月いみしうあかきに、うへの御つぼねにて宮のおまへに申させ給ふ「心にもあらでうき世になからへは戀しかるへき夜半の月哉」長和五年正月十九日御讓位、東宮には式部卿宮ゐさせ給ひぬ、二月九日御即位なり云云、清輔朝臣袋草子に山科抄を引て云、三條院御心地よろしかりけるひまに月を御覽して、心ほそきことゝも聞えさせ給ひければ、皇后宮のよませ給へる御歌と云云、是は宮の御まへに申させ給ふといへるを見あやまり給ふにや、榮花物語のことばをもて思ふに、ふるく冬の月はいむといひならへるしはすの十よかにしも、月を御覽じて、心にもあらでうき世にとよませ給ふて宮の御まへに申させ給ふ、誠に心有べし、帝の御國ゆづりは御心より出たるにはあらぬ事あらはにしられて悲しき御述懷の御製なり、後拾遺集雜部に入て、詞書に例ならずおはしまして位などさらんと思召しけるとかゝれしは、通俊卿もふかく心を用ひられたると見えたり、大鏡に花山院の御遁世を始終いへるも此類也、高倉天皇升遐記

源通親作月いとくまなかりける夜、昔を志のぶ心も忍びがたくて、法花堂へまゐると
て昔の秋南殿へ出させ給ひて、月なんど御覧じてへがたくみゆると御口ずさみ
のありしもみゝにたちて、三條院の御歌など思ひ出られて、哀に覺えしもはかな
く世を思し召けるにやとかなし、

能因法師

肥後守橘元愷(ヤス)子、俗名永愷、

嵐ふくみむろの山のもみち葉は立田の川のにしきなりけり

後拾遺秋下、永承四年内裏の歌合にと有、是は人丸のみむろの山の時雨ふるらしと
よめる歌と、ならのみかどのわたらば錦中やたえなんの御歌とを思ひ合せて、立田
川の錦となるもの、もとは嵐の吹おろすみむろの山の紅葉なるよしやすらかによ
めり、人丸の歌立田河もみち葉ながるといへるを、古今に又はあすか川もみぢばな
がると注す、案ずるに、三諸山は雷岳(イカヅチノヲカ)ともいひて高市郡にあり、雷岳といふ
由緒は國史の雄略紀に見えたり、明日香川其ふもとにながるゝ故と萬葉に神な

のみむろの神の帯にせるあすかの川のとよめれば、注にあすか川といへる正義なるべし、龍田川は立田山のふもとに流れて平群郡なれば、高市郡よりこと郡をも隔て遙に西北に當りて、川のながれさへことなれば、みむろの山のもみぢてれにながくべきにあらず、いにしへも地理をよく考へられざりけるにや、おぼつかなし、

良暹法師

天台宗僧、先祖未詳、

さひしさに宿を立出てながむれはいつくもおなし秋のゆふくれ

後拾遺秋上題しらずなり、是は秋の夕ごとの淋しさひとり宿にありて堪がたきまゝに立出て、かゝらぬ方も有やとて所をかへて見れども、さびしさ我宿にかはらぬ時、よく〳〵おもへば秋も天下の秋、夕も所をわかぬ夕なれば、いづくに行ても此さびしさはなれぬことはりをしる心なり、さびしとは常にはつれ〳〵とあるをのみいへり、萬葉には不樂とも不怜とも書て、つれ〳〵ならぬ所にもいへり、書る様にて其心を知べし、今は二つに通はして心得べし、立出とはかりそめに庭などに出る、に

あらず、住捨て出るなり、詞花集に山家月をよめる、源道濟（ナリ）淋しさに家出しぬへき山里をこよひの月に思ひとまりぬ」これにて心得べし、又定家卿もこゝの歌をとりて「秋よたゝなかめ捨ても出なまし此里のみの夕と思はゝ」とよみたまへり、ながむればとは、たゞみればといふにあらず、心に思ふ事ある時に、心を入てつらつらみる也、月花の歌などにも只みる事なりと思ひてみるといひてこと葉のたらぬ時ながむとはよむべからず、心づかひすべし、右二人共に法師にて歌も上手なれば一類としたまへる歟、又次に今一首秋の歌なるを一類とす、

大納言經信

敦實親王曾孫、中納言道方子也、太宰權帥二位、於筑紫薨、

夕されはかど田の稻葉おとづれてあしの丸屋にあき風ぞふく

金葉秋、師賢朝臣の梅津の山里に人々まかりて田家秋風といふ事をよめると有、夕されば とは萬葉集の古語なり、夕去者と書り、假名に書る所には由布佐禮婆と有、婆は多分濁る所に書たれば、昔は佐をすみ婆を濁りていへるにや、春去者（ハルサレハ）、秋去者（アキサレハ）、夜去（ヨルサレ）

者、又春さらば秋さらばなどもよめり、第十に「風交雪者零乍然爲蟹霞田菜引春去爾來」是は春はきにけりといふ心なるにより、新古今には然あらためて入られたり、此外か丶る證おほし、去かれば是になずらふるに夕のくればといふ心にて、夕になるをいふ也、又夕去來者といへるは、夕去をば夕とおなじく躰になして、夕のくればといふなり、歌の心は田家の夕をとひくる人もなきに、ひとり秋風の音づれくる時の感情をいへり、まづ門田のいねにそよめきて後あしの丸屋にふきくるは、人をとふ時に、ともなる人してせうそくいひ入て、主人はあとより入來るがごとし、先選「和風報消息、續致啼鳥說來由」と作れる心に似たり、心なき風に心をあらせてよめる事、めづらかにして感も又ふかし、是も秋の夕をよまれたるをもて、良暹が歌につらねられたり、

祐子內親王家紀伊

祐子內親王後朱雀院第四皇女、母中宮嫄子、依后腹號一宮、仍金葉集號一宮紀伊云云、葛原親王九代孫、從五位下平經方女、依爲紀伊守重經妻號紀伊、

音にきくたかしの濱のあた浪はかけしや袖のぬれもこそすれ

金葉集戀下堀川院の御時艶書(ケサウブミ)合によめる、中納言俊忠「人しれぬ思ひありその浦風に波のよるこそいはまほしけれ」返し此歌也、俊忠ありその浦をもてよめれば是は、高師の濱をもてこたへとす、たかしの、濱は和泉也、上句は世の中にかくれなくあだ人といひさはがるゝ人と云心なり、さやうのあだ人にはかりにもかけあはじ、かけあはゞ思ひのたゆまじきにといふ心を、袖のぬれもこそすれと用意していふなり、波を袖にかけたらば常にほしわづらふべきことはりなり、源氏に「身をなげけん淵もまことの淵ならてかけしやさらにこりすまの波」かけじやの詞是を本歌としたるにや、定家卿「あた波のたかしの濱のそなれ松なれすはかけて我こひめやも」此發句は今の歌をおもひたまへるなるべし、經信卿の歌には時代をもてつゝけらるゝ哉、

權中納言匡房

大江音人六世孫、大學頭從四位下擧周(タカチカ)孫、信濃守從四位上成衡子、正二位大藏卿太宰權帥、

高砂のをのへの櫻咲にけり外山の霞たゝすもあらなむ

後拾遺春上、うちのおほいもうちきみの家にて人々酒たうべて歌よみ侍りたるに、遙に山の櫻を望むといふ心をよめるとあり、内のおほいまうちきみは後二條關白師道公なり、此高砂は山の總名なり、高き山の櫻咲そめたるをこゝよりみむとすれば、それよりこなたにひきなる山の峯に、霞の立かくすを佗てたゝずもありなんと制するなり、物見のにはにても我前なる人の立ふさがるをば制する其心におなじ、高砂といふにて遙なる事をえらせ、外山の霞なたちそといふにて望む心をきかせたる歌なり、題の心を得たれば、題の文字にはかゝはらずしてよむといふ是なり、

源俊頼朝臣

經信卿男、木工頭從四位上、

うかりける人をはつせの山おろしよはけしかれごはいのらぬものを

千載戀歌二、權中納言俊忠の家に戀の十首の歌よみ侍りける時祈不逢戀といへる

心をと有、題の心は我力のかぎり戀て猶つれなきのやまぬ時は、せんかたなくして神にもほとけにも祈りをかくるに、よく宿縁のうすき中には神ほとけのちからさへかなはざるを、いのれどもあはずといふ事なり、年月うくつらき人の我方便つきたるまゝに、せめてほとけの力をたのみて泊瀬に祈るといへども、猶その人の心とけず、はげしさたゞ此所の山おろしの吹まさるやうなれば、かゝれとはいのらぬになぞはげしさのまさるといふ心なり、はげしかれとはの詞、山おろしといふに付て縁にいへり、はつせに戀を祈て思ふ人にあへること住吉物語にあれば、其例をもて我も祈つるにかなはざりける心なり、此歌も題の心をよく得て文字にはよらぬものなり、六帖に「祈りつゝ頼みそ渡る泊瀬川うれしき瀬にも流れ逢やと」此歌をもて住吉物語に戀をはつせに祈るよしは書けるか、物語を本説にて此歌はよむまじければなり、拾遺集雜戀に「我といへはいなりの神もつらき哉人のためとはいのらさりしを」藤原長能歌なり、此歌を思はれけるにやあらん、似たる心あり、

藤原基俊

堀川右大臣頼宗孫、正二位右大臣俊家子、從五位下左衛門佐、保延四年出家、法名覺舜、

契りおきしさせもが露を命にてあはれことしの秋もいぬめり

千載雜上、僧都光覺維摩會の講師の請(シヤウ)をたびたびもれにければ、法性寺入道前太政大臣に恨申けるを、しめぢが原と侍りけれど、又そのとしももれにければ、つかはしけるとあり、袖中抄に引れたるには發句いかにせん下句たのめし秋のくれもいぬめりとあれば、千載集には俊成卿のすこし改めて入られたるか、光覺は權少僧都にて、興福寺の僧、即ち基俊の息也、光覺維摩會の講師の請にあづかるべき比たびたびもれて請せられざりければ、其恨を父基俊の法性寺殿へ申されけるに、しめぢがはらと有し心は、清水觀音の御歌の心を取て、我世にあらむほどには望みを遂すべければ猶行末を頼めといふ義なり、この會の事はひとへに藤氏の長者の進退なれば、さて法性寺殿へは申さるゝなり、かくてたのむに、又のとしももらされければかくは聞えける歌なり、去年しめぢがはらとのたまひしことをいのちにかけてたのみつるに、そのことばのあだなりしてと、露の消ぅするごとくにして、たのみし此秋もまた過ぎ侍りぬと恨申すなり、維摩會は十月行はるゝ事にて秋のうちより講師の定もある故、其定にはづれぬればかくいへるなり、恨いへるにはあらで來年はかな

らずとこふ心、ことしの秋もいぬといふにこもれり、契りおきしは露の縁語なり、又虫の命などは露をのみていくる物なるゆゑに、させもが露を命にてともいふ歟、かゝる事其體をいはねど心をふくみていふはふるき歌の例なり、續日本紀に、寶字元年閏八月紫微内相藤原朝臣仲麻呂等、天智天皇より大織冠に賜りて傳へたる功田百町を興福寺に入れて維摩會の助とせん事を、請ふ表に云、今在山階寺維摩會者是内大臣之所起也、願主垂化三十年間無人紹興此會中廢、乃至藤原朝廷胤子太政大臣傷構堂之將墜歎爲山之未成、更發弘誓追繼先行、則以每年冬十月十日始闢勝莚、至於内大臣忌辰終爲講了云云、續日本後紀第八云、承和六年十二月己酉朔癸亥勅以經予興福寺維摩會講師之僧宜爲宮中最勝會講師、自今以後永爲恒例、延喜式玄蕃云、凡興福寺維摩會、十月十日始十六日終、其聽衆九月中旬僧綱簡定、先經藤原氏長者定之、但專寺僧十人待彼寺遂名簿請用、其竪義者探題試之及第者即敍滿位、省寮共向會庭行事、元亨釋書第十八云、法明尼、百濟人齊明二年内臣鎌子連寢病、百方不瘥、明奏曰、維摩詰經因問疾說大法、試爲鎌子連讀之、帝詔讀之、未終卷病即愈、王臣大悅、これより内大臣此會をはじめ給ひけるなり、此會のこと猶延喜式釋書等にみえたり、玉葉冬部に、霜のいみじくふりたるあしたならなる子をおもひやりて僧正永縁がもとに申遣しけ

る、藤原基俊、ならの葉に霜やおくらんと思ふにもねてこそ冬の夜をあかしけれ」此ならなる子即ち光覺になれり、花林院權僧正永縁の弟子也、又風雅集雜中に權少僧都光覺竪義請のぞみ侍りける時、基俊「こゝのつの澤に鳴なるあしたつの子を思ふ聲はそらに聞ゆや」返し、法性寺入道前關白太政大臣「よそにても子を思ふたつの鳴聲をあはれと人のきかさらめやは」これらをもておもふに、此僧都いとけなき時より愛子にて、僧となられても講師等の望たび〳〵法性寺殿へうれへ申されけるなり、又清水觀音の御歌は上の實方歌にひける六帖の「下野やしめづが原のさしも草おのが思ひに身をややくらん」の心にて、さらぬだに三界火宅の中に三毒の火におのれとやけをるをすくはせ給はんとの心なるべし、右三人同時に歌に名ある人なるをもて一類とす、中にも匡房の外山の波なたちそと制する歌に俊頼のはげしかれとは祈らぬといふを對してつらねたる、佛と人とことなれど、基俊も法性寺殿へ維摩講師をねがはるゝをもて歌の心をも示たる歟、

法性寺入道前關白太政大臣

御堂關白道長五代孫、知足院關白忠實公子、

わたの原こき出てみれは久方の雲井にまかふおきつ白なみ

詞花雜下、新院くらゐにおはしましゝ時、海上遠望といふ事をよませ給ひけるによめると有、新院は崇德院なり、舟といはでこぐといふは古歌にかゝる事おほし、ことに萬葉に多き中に第廿に、奈爾波刀乎己岐涅豆美例婆可美佐夫流伊古麻多可禰爾久毛曾多奈妣久今は是を取用たまへり、海上眺望はおほくは磯にたちて奥をのぞむ心によめば、上の字ほとりと訓する心にて一向虚字なるを、是はこぎ出てみればといふにて、上といふ訓の心あり、いそべよりみればなを小島などのへだてにて限りあるにやともみゆるを、それをも過てこき出ればいよ〳〵海水と天とひとつに成てわかぬといふ事を雲井にまがふといへり、白雲に波の色のまがふといふにはあらず、又沖の方は、天にまがふ心にて白波は詞にそへたるほどの事也、後拾遺集羇旅の歌に「限りなく思しよりもわたの原漕出て遠き末のしら浪」心またく今の歌とおなし、海賦に、汎淡瀲灩浮天無岸、江賦に狀滔天以淼茫といへるこれらの心にや、基俊の歌法性寺殿へまゐらせられたればかくはつゞけられたる歟、

崇德院

第七十五代、諱顯仁、鳥羽院第一皇子、母待賢門院璋子、保安四年二月即位、永治元年十二月讓位、在位十八年、長寛二年讃岐國崩、四十六、

瀨をはやみ岩にせかるゝ瀧川のわれても末にあはんこそ思ふ

詞花戀上、題しらず、瀨をはやみは人をこふる心の切なるに比し、岩にせかるゝはそれを妨げさふる物の有に比す、しかりといふともこゝになづみて思ひやむ事有まじければ、猶行末にもしひてあはんとおもふとつよき心をよませ給へる也、山の間を流るゝ川を瀧川といふ、瀧川は岩にせかれて水われ碎くる物なれども、終に平地に流れ出ては悉くひとつにあふ物なればかくはよませ給へり、後撰に「瀨を早み絶す流るゝ水よりも絶せぬものは戀にぞ有ける」萬葉に(十一)「自高山出來水石觸破衣念妹不相夕者」此二首の心を得てよませ給へり、但萬葉集の歌は心のくだくるやうにもの思ふをわれていといひて、今と心は同じからず、又同集に(四)「愛常吾念情速河之雖塞塞友猶哉將崩」こもりつのさはたつみなる石根をもとほして思ふ我こふらく

は」此歌どもをもて斟酌すべし、「あひみては心ひとつをかはしまの水の流れてたえしとそ思ふ」（伊勢物語）「下の帯の道はかた〳〵わかるとも行めくりてもあはんとそ思ふ」（古今集）是等も心かよへり、ふるくわかれてをわりなくと云心と釋せらるゝは金葉に「みか月のおほろけならぬ戀しさにわれてそ出る雲のうへより」といふ歌の詞書に、内をわりなく出てといふ事のあるを取合てしか心得たり、但わりなくはことはりなくの心也、斷の字などをことはるとよむも、斧などにて木をわる如く、すじめをたゞして言をもて判斷する故に、ことばにてわるといふ心也、今の俗に古止波利（コトハリ）と書くは誤なり、萬葉第十五同十八には、己等和利（コトワリ）とかけり、人の戀しさに内をいづべき理（コトワリ）なきにいづるをわりなく出といふ、伊勢物語にも二月といふ夜をことわれてあはんといふとあり、此外歌にも詞にもおほし、是はおもひくだけての心なり、しのぶ時は、心たゞひとつなれど、思ひくだけてしのびあえずして、いひ出るは、たとへば物をおほく入たるうつは物の、たえずしてはりさきてこぼすがごとし、その心をわれてといふ、萬葉に我むねはわれてくだけてともよみ、菅家萬葉にも破而（ワレテ）と書せ給へり、今の御歌にも此心をふくませ給へりとも聞ゆ、續後拾遺集雜中、從二位爲子「瀬をはやみあまりてこゆる流川の岩にくたくる水の白玉」これは此御製をもてよまれた

るなり、此帝法性寺殿におほせ合せられて歌の沙汰も有ければ次第心ある歟、

源兼昌

宇多天皇皇子敦實親王六代孫、美濃守俊輔子、從五位下皇后宮大進、

あはぢ嶋かよふ千鳥の鳴聲にいく夜ねざめぬすまのせきもり

金葉冬關路千鳥といへることをよめるとあり、發句又はあはぢがたともあり、淡路島はすまの浦にさしむかひて海上いくほどもなければ、往來して千鳥も鳴なり、今夜我此浦に宿りて聞ばかの方よりかよひくる千鳥の聲にねざめの物わびしきをもて關守の上を思ふに、かれは此浦をはなれぬものにて、幾夜か此千鳥にねざめぬるといふ義なり、此ぬもじはぬるといふ略語の心なり、俊成卿霞たち雪もきえぬやとよまれ、清輔朝臣もいく世になりぬ水のみなかみとよまれたるたぐひおほし、須磨の浦に千鳥をよみ、ねざめの悲しきをいふは、源氏物語をふとゝする歟、須磨の卷の歌に「友ちどりもろ聲に鳴曉はひとりねざめの床もたのもし」續後拾遺羇旅、前中納言定家「旅ねする夢路はたえぬ須磨の關通ふ千鳥の曉の聲」兼昌はさして名高き

歌よみにもあらず、只堀川院後度百首の作者に入たるまでなるを、京極黄門かく本歌にもとられたるは、ことに思はるゝゆゑあるなるべし、

左京大夫顯輔

修理大夫藤原顯季三男、従三位、

秋風にたな引雲のたえまよりもれ出る月の影のさやけさ

新古今秋上、崇徳院に百首の歌奉りける時と有、たな引は萬葉に靉靆とも輕引ともかけり、神代紀には薄靡とかけり、薄雲のなびくなり、あつくおほふ雲にはあらず、秋風にふかれて浮雲のとだえたる所に、月のもれ出たるが、ひときはあたらしく明らかなるやうにおぼゆるなり、一天晴たる夜の月をいはずして、かゝる所をもとめていふがおかしき也、俊頼朝臣村雲や月のくまをはのこふらん晴行たひにてりまさる哉(金葉集)この歌と景氣おなじき歟、文選陶淵明詩に、明々雲間月、灼々葉中華、此初句をおもひてよまれたる歟、又月在浮雲淺處明といふ句、又源氏物語に雲隠れたる月の俄にさし出たるとかける詞皆心相似たり、風雅集に、後鳥羽御製薄雲のたゝよふ

空の月かけはさやけきよりもあはれなりけり」清輔朝臣「ひたすらにいとひもはてし村雲の晴間ぞ月はてりまさりける」此兩首の心今の歌に似たり、清輔は父の歌なればおぼえてよみうつされける歟、

待賢門院堀川

待賢門院鳥羽院皇后璋子也、堀河具平親王四代孫、神祇伯顯仲女、

なかゝらむ心もしらす黑髮のみだれてけさは物をこそおもへ

千載戀三、百首の歌奉りける時戀の心をよめると有、これは拾遺に貫之の歌に「あさな〳〵けつれはつもるおちかみの亂て物を思ふ比かな」といふを取てよめり、今朝起別れていにしをとこのながくわするまじきと契り置たれば、其心ざしみじかゝるべしとはおもはねど、只あかざりし名殘の悲しき餘りに、猶思ひみだれてなげくなり、長かるまじと云らばかくも歎くべし、長かるべくも云らでなげかるゝがわりなしといふ心なり、ながゝらん、亂て、皆黑髮の緣なり、朝寢髮はことに亂るゝものなるにそへてよみたるなり、萬四「朝髮之念亂而如是許名姉之戀曾夢爾所見家留」後拾

「朝寢髪亂れて戀ぞしどろなる逢よしも哉もとゆひにせん」、

後德大寺左大臣

實定公、德大寺左大臣實能公孫、大炊御門右大臣公能公子、正二位檢非違使別當、

郭公なきつる方をながむればたゞ有明の月ぞのこれる

千載夏部曉聞郭公といへる心をよみ侍りけるとあり、よひより待あかして曉がたに一聲きゝつるにおどろきてなきつるかたをみれば、ほとゝぎすはいづくともなくとびうせて、有明の月の其名殘とおぼしきやうに殘りたりとなり、後拾遺に、宇治前太政大臣「有明の月だにあれやほとゝぎすたゞ一聲のゆくかたもみん」金葉に、藤原顯輔朝臣「郭公あかで過ぬる聲により跡なき空をながめつるかな」今の歌は此二首を思ひ給ひけるにや、又玉葉に「ほとゝぎす過つるかたの雲間より猶ながめよと出る月かげ」「ほとゝぎす鳴つる雲をかたみにてやがてながむる有明の空」此兩首はまた今の歌より出來たるに似たり、

道因法師

内大臣高藤公九代孫治部丞藤原淸孝子、俗名敦賴、從五位下右馬助、

おもひ侘さても命はある物をうきにたへぬは涙なりけり

千載戀三題しらずと有、思ひわびとはつれなき人を年月こひ〳〵てわびはつる時をいふ、さてもはかくてもの心なり、かくても我命は戀もしなで、つれなくながらへてあるをうき事にえ堪ずして、もろくとゞめがたきは泪なりといひて、詮はうきにたえたるいのちをつれなく思ふこゝろなり、雅昌よりこなた、人のほど歌のやうもかはれるを交へらるゝ歟、

皇太后宮大夫俊成

御堂關白四代孫、權中納言俊忠子、正三位、安元二年出家、法名釋阿、元久元年十一月晦日薨、九十一歲、

世の中よ道こそなけれ思ひいる山のおくにも鹿ぞなくなる

千載集雑中、述懐の百首の歌よみ侍ける時、鹿の歌とてよめると有、此歌初二句は古今素性歌に「いつくにか世をはいとはん心こそ野にも山にもまとふへらなれ」此初の二句の心なり、おひも入とは思ひ入るゝと云ふに山に入をかねたり、腰句以下は止の猿丸が歌を取て、素性が歌の野にも山にもといふ句の心を変へ用られたるかよのうき時はとせめてもたのみ所にせし山の奥に今はとおもひ入たれば、こゝにも悲しき聲に鹿の鳴て秋のあはれを盡してえすむまじければ、世の中よ今はいづくにゆきてうき事をさくべき道こそなけれとわびたる心なり、或は道こそなけれを行ふ道かと思ふ人有べし、俊成卿世の中無道なりとはゝかりなくいかでよみ給ふべき、其上古今に世のうきめみえぬ山路へいらんにはとよめり、今道といふは彼山路にあたり、思ひ入は入らんにはといふにあたれり、うつぼ物語菊の宴に「山も野も猶うしといへは白ま弓いるへきかたのおもほへぬかな」この歌をも引合すべし、また賓方朝臣家集に「うき世には山のあなたもゆかしきに鹿の音なからいやはねらるゝ」

藤原清輔朝臣

顯輔卿男、太皇太后宮前大進、正四位下、

なからへはまた此ころやしのはれんうしとみし世そ今は戀しき

新古今雜下、題しらずなり、家集にはいにしへおもひ出られける比、三條內大臣いまだ中將にておはしける時つかはしけると有、是は文集第十一東城尋春といふ詩に、老色日上リ面ニ歡情日去ル心ヲ今既不如昔ニ後當ニ不如今と作れる、此後の二句を取てよめり、その中に初二句の心もこもるべし、よの中のおとろへ行さま年月にそひて住うく成心なり、今の歌よくいひはてゝ餘情あれば、八雲御抄にかゝせ給へる第一の體なるべし、右の詩山谷が集に歡情を歡悰と改てふたゝび是を載せたり、

右二首、作者もよきあはひにて、歌も共に述懷なるを一類としてつらねらる、

俊惠法師

俊賴朝臣息、

夜もすから物思ふ比は明やらぬねやの隙さへつれなかりけり

千載戀二、戀の歌とてよめるとあり、本歌後拾遺に、增基法師が歌に「冬の夜にいく度はかりねさめして物思ふ宿のひましらむらん」といふをとれり、心は、もの思ひにねられぬより、夜の明がたきをわびて閨のひまのしらむを待に、それさへつれなふしらまずといひて、外につれなき人のありて、我に物を思はせ夜をもねさせぬ事をあらはすものなり、

西行法師

從四位上藤原秀鄕八代孫、左衛門尉康淸子、俗名憲淸、出家後本名圓位、改西行、

なけとて月やは物を思はするかこちかほなる我なみた哉

千載戀五、月前戀といへる心をよめると有、月をかこつは白氏文集箏詩に、猨苦ニ啼嫦カコチ「月戀嫦語泥風、此初の句を取て月をきらひがほなるといふなり、戀する身のい

ゝとて月やは我にものをおもはする、外に物おもはする人のある故にこそ月にむかひてもかくはなげかるれ、ことはりなく何のとがなき月をきらひがほにも涙はこぼるゝ物かなと思ひ返してよめる心なり、古き抄には戀の心をたしかに注せず、又樂天が贈內詩に、莫對月明思往事、損君顏色減君年、といへるを引て此詩より出たるかのよしあれど、かなへるやう心得がたし、思はする、かこちがほなる、するとなるとをれあひて又二句共に平懐なり、是をいたはらぬは此上人の風骨なりといへり、

寂蓮法師

俊成卿猶子、實俊成弟俊海阿闍梨子、俗名定長中務少輔從五位下、建仁二年七月二十日卒、

村雨の露もまたひぬまきの葉に霧立のほる秋の夕くれ

新古今秋下、五十首の歌奉りける時と有、此歌まきの葉をもて深山の心をいふ、まきは深山にのみある木なれば、萬葉集にも眞木のたつあら山中とよめり、深き山はつねに日のめのうとくて時ならぬ雨のふるものなり、むら雨は暴雨とかく、その心な

り、楚辭にも、山峻高以蔽日兮下幽晦以多雨、ふかき山の有さまかくのごとし、村雨の一とほりふりやむかとみれば、又霧の立くらがる景氣、さし向ひて見るがごとし、時節秋にして又ゆふべなれば、深き山里の感情まきの露やがて袖をもうるほすべし、

右三首共に法師をもて一類とし、中にも初二首は共に戀の歌にて似たる心あるを一類とす、

皇嘉門院別當

皇嘉門院聖子、法性寺關白女、崇德院后別當、具平親王五代孫、太皇太后宮亮俊隆女、

難波江のあしのかりねのひとよゆゑみをつくしてや戀わたるべき

千載戀三、攝政右大臣の時家の歌合に、旅宿逢戀といへる心をよめると有、攝政は後法性寺入道前關白太政大臣兼實公なり、難波江とおけるは、題の旅宿にかなへむ爲に難波わたりにてえらぬ人にいひよりて枕をかはす心なり、蘆のかりねは、蘆をかりたる根に猶一節の殘るに、假ねの一夜とそへたり、伊勢がみじかきあしのふしのまとよめるにおなじ、身をつくしてやは難波の緣と澪標こ[illegible]

契の、さのみなごり思ふべきことにもあらねど、猶其折の忘がたくて絶ぬ思ひとなる心也、男女の情はかりそめことにも執着のやまぬ故なり、

式子內親王

號萱齋院、後白川院第三皇女、母從三位成子、

玉の緒よ絶なはたえねながらへは志のふることのよはりもそする

新古今戀一、百首の歌の中に忍ぶ戀の心をといへり、是は六帖に「戀しとはいはしと思ふにきのふけふ心よはくも成ぬへきかな」これをとり給へるか、忍ぶるならひ年經てのちには思ひ餘りて色にも出るためし、上に等の歌兼盛が歌等にもみえたり、されば今我思ひも終にはさだめて忍びよはる期あるべしとおしはかる故に、只今のうちに命のたえば絶もせよとなり、玉の緒は命なり、それを玉をぬく緒によせて、ながらへばといひ、よはりもぞするともつゞけ給へり、糸も綱もすべてみじかく用る時はつよく、長く用ればよはき物なれば其心なり、此內親王の歌をこゝにおかるゝは貴賤をまじへかよはする心歟、

殷富門院大輔

殷富門院亮子、後白川院第一皇女、母同式子内親王、崇德院准后大輔内大臣高藤十代苗裔、從五位上藤原信成女也、

みせはやな雄嶋のあまの袖たにもぬれにそぬれし色はかはらす

千載戀四、歌合し侍りける時戀の歌とてよめる、雄島は陸奥に有、古抄に松島郡に有と注せれど、松島は郡の名にあらず、本歌は後拾遺に、源重之「松島やをしまか礒にあさりせし海士の袖こそかくはぬれしか」とよめるにあたりて、誠にをしまのあまの袖のぬれやまぬさまは我袖におなじやうなれども、かれが袖はぬれ〳〵て終に色のかはるをみず、我袖は戀の泪に年をへたれば、その色紅に染り、そのたがひめを今思ふ人にみせまほしけれど、雄島は遠くしてみすべきやうのなければみせばやなとはいふなり、涙の色をいふは血涙の心なり、貫之歌「白玉とみえし涙も年ふればからくれなゐにうつろひにけり」(古今集)周易云、泣血漣如、韓非子云、楚人下和氏抱其璞而哭於楚山之下、三日三夜、泣盡而繼之以血、此外にもおほく見えたり、以上三首女儀の

歌に戀の心をやさしくよめるを一類とす、

後京極攝政前太政大臣

良經公法性寺關白忠通公孫後法性寺關白兼實公子、

きり〳〵す鳴や霜夜のさむしろに衣かたしきひとりかもねん

新古今秋下、百首の歌たてまつりし時とあり、毛詩に、七月在野八月在宇九月在戸十月蟋蟀入我牀下穹窒薫鼠塞向墐戸、これはきり〳〵すの寒きに隨ひて次第に人の家の暖氣をたのみ來る心なり、床下に入時に冬がまへすれば穹窒などはいへり、今霜夜のさむしろといふにて入床下の心をいひ、又霜夜の寒きといふ心にもつゞけ給へり、詩は十月といひ、此歌は秋の末にあれど、さるほどの和漢にかはる事おほし、衣かたしきは丸ねの心なり、伊勢物語に「さ筵に衣かたしきこよひもや戀しき人にあはでのみねん」又上の山鷄の尾のといふ歌をも思ひ給へるなるべし、上の詠は長き夜をいひたるうちに夜寒の心をこめ、此歌は夜寒をいひて長夜の心をふくめるなり、又萬葉に(十)「蟋蟀之待歡秋夜乎寐驗無枕與吾者」是もひとりねの心をよめれば

相叶へり、又萬葉九紀伊國作「吾戀妹相佐受玉浦丹衣片敷一鳴將寐萬葉はひろきものなれば、下句此全句なる事をおぼえ給はざりけるなるべし、此御歌をこゝにおかるゝは、前後戀の歌なるにこれも戀の心あればなるべし、又ひたつゞきに女の歌のみならんもあながちにあれば隔つる心もあるべし、又此攝政殿をば天性不思議の作者にておはしますよし此撰者の思ひたまへれば、前後をはなれて女の中におかるゝ心歟、

二條院讃岐

二條院諱守仁、後白川院第一皇子、讃岐源三位頼政女、

我袖はしほひにみえぬおきの石の人こそしらねかはくまもなし

千載戀二、寄石戀といへる心をと有、潮干に見えぬとはしほひにもみえぬといふよしなり、沖の石は、古抄一說の心、礒の石は潮のみつる時かくるといへども、ひかたにはあらはれてかはく時有、千尋のそこにある石は潮干にもみえずしてあれば終にかはかず人にもしられぬものなれば、[illegible]

外あるまじけれど、沖に石ありとておしておきの石といはん事少しいかにぞやおぼゆ、ひとつに沃焦石と注す、これ然るべきにや、萬葉第六難波宮にてよめる長歌に、海石之鹽干乃共納渚爾波千鳥妻呼云云、此あまいしの鹽干とつゞけたるは沃焦石によりて、百川海にいれども鹽の溢れぬ故に云るかとおぼし、荘子、水莫大於海尾閭泄之註、百川之下而閭疾故曰尾閭、司馬云、閭者聚也水聚族之處在扶桑東一名沃焦一石、方圓四万里、厚四万里、海水注者無不燋、堀川院の後度百首に神祇伯顯仲の石をよめる歌にも「浪たちてかくと斗は聞ゆれどかへるもみえす沖の白石」沃焦石しろしとは聞ねど猶考へられたる事ある歟、これまさしく彼石をよまれたりとみゆれば引合せて知るべし、又おし返してふたゝび案ずるに、さきの一説の心にてよめる歟、其故は頼政家集を見るに戀のこゝろを「ともすれば涙にしつむ枕かな鹽みつ磯の石ならなくに」「時々見戀なこの海しほひしほみついその石となれるか君かみえかくれする」寄石戀「いとはるゝ我みきはにははなれ石のかゝる涙にゆらきけそなき」かやうによめる人のむすめなれば、父の歌の心を得ておしてよめる歟、新勅撰に、藤原隆信朝臣、よとゝもにかはくまもなき我袖や鹽干にみえぬ浪の下草」是は今の歌をむねと取て、又讃岐が歌に「みるめこそ入ぬる磯の草ならは袖さへ浪の下に朽ぬる」

といふをもうらやみてあはせてよまれたるやうにみゆるを、いかで集には入にけむ、おぼつかなし、

鎌倉右大臣

正二位征夷大將軍實朝公、右大將賴朝二男、建保七年正月廿七日薨、廿八、

よのなかは常にもがもななぎさこぐあまの小舟のつなて悲しも

新勅撰羇旅題志らずなり、家集には題舟なり、羇旅の歌の中に有、此歌本歌三首による、萬一「河上乃湯津盤村二草武左受常丹毛冀名常處女煮手」同九「在衣邊著而榜尼杏人濱過者戀布在奈利」古二十「みちのくはいつくはあれと塩かまの浦こぐ舟のつなてかなしも」先本歌の心をあら〳〵注すべし、第一の歌は天武天皇の皇女十市皇女、伊勢太神宮へまうでたまふ御供に、吹黄刀自といふ女波多横山といふ所にて巖をみてよめるなり、湯津盤村は巖の志げきなり、いはほなれば草も生ずしてつねに有ごとく、我も命の常にもがな、仙女のごとく老ずして此面白く巖の志げき山川をながめをらんにとなり、おもしろき所をみて長壽をねがふは其處をほむる心あり、今

の歌、常にもがもなは是より出て、一首の大意も又此歌の心なり、次に第二の歌、ありそべにつきてこぐあまはあらいそべにつゐて釣舟を漕行あまなり、から人の濱は國いまだ詳ならず、濱をすぐれば戀しく有なりとは、から人の濱邊を彼釣舟の過ゆけば殘りおほきを戀しく有なりと云、又濱を過ればとは、我はまぢを過るにても有べし、是は渚こぐあまの小舟のと云所の本歌なり、次に第三古今の歌は、陸奥におもしろき所いづくはあれど鹽がまの浦第一にて、鹽がまの浦に又おもしろき事ども多けれど、浦わを漕行舟のつなで引さま中にもかなしとなり、萬葉に何怜と書て、かなしとも、あはれとも、おもしろしともよめり、共におなじ心なり、今の歌の下句は此みちのく歌より出たり、かくて今の歌の心は、旅に出てえもいはずおもしろき濱づらを行くに、渚につきてつなで引て漕行あまの釣舟のさま〳〵のめをかり魚をつり、貝をひろふをみるに、あかずめづらかにおぼゆる故に、かくて常にこゝにながめをらばやと思ふによりて、世の中は常にもがなとながき命のほしくなるなり、萬葉に又おもしろき所などにつきて命をねがひたる類は、第三に大納言旅人「吾命毛常有奴可昔見之象小河乎行見爲」第六に笠金村「万代見友將飽八三吉野乃多藝都河内之大宮所」「人皆乃壽毛吾母三吉野乃多吉乃床磐乃常有沼鴨」これら皆常にもがもな

の心なり、列子云、齊景公北遊於牛山臨其國城而流涕曰美哉國乎若何去此而死、これも牛山の好きに登り國城の華麗なるをみて死せん事を悲しめるは常にもがなと願ふ心なり、淸少納言に御前にあまたのおほせらるゝつひでなどにも、世の中のなべてはらだゝしうむつかしうかた時あるべきこゝちもせで、いづちも〳〵いきうせなばやとおもふに、たゞのかみのいとしろうきよらなる、よき筆しろきしきし、みちのくにがみなどえつれば、かくてもしばし有ぬべかりけりとなんおぼへ侍る、又かうらいべりのたゝみの、むしろあをうこまかに、へりのもんあざやかにくろうしろうみえたる、引ひろげてみれば、何か猶さらに此世はえおもひはなつまじと、命さへをしく成と申せば、いみじくはかなきことにもなぐさむかなをばすて山の月はいかなる人のみるにかとわらはせ給ふ、さぶらふ人もいみじくやすきそくさいの祈哉といふと笑る、これらの心をも引合せて案ずべし、さきの義孝が歌にをしからざりし命さへながくもと思ふと讀るごとく、よろづ心にかなふ事ある時は長壽のねがはるゝならひ、身をつみて知べし、一說に滿誓がこぎ行舟の跡のしら波といふを本歌にて無常の心をよめりといふはかなはぬ事なり、此右大臣は萬葉の古風を好みて、大かたの歌そのすじによまる、萬葉の心をうかゞひて此歌をばみるべき

なり、右二首海邊をよめるを一類とす、又讃岐は賴政の女なれば男女殊なれど、源氏にて武家なるをもてつらぬる歟、

〔追考〕この歌は三四五の句より一二の句へかへしてみるべし、なぎさこぐ海士の小舟の綱手ひくさま、中々外にもとめんこゝろなく愛すべく面白によりて、嗟嘆のこうじて哀にかよふ所より、さてこそ世の中は不變にてあれかし、されど不變にてはなきとうけたり、かなしもは古今集序に、霞をあはれみ露をかなしぶと書けり、これも愛するこゝろの深きより哀をもよほせるなり、源氏にもかなしふする妻子といへり、これも妻子はかなしきものにあらず、愛のいたりたるより哀に通へるなり、淮南子の高誘が注にも哀猶愛也とし、字書にも哀字を憐也と注せり、これらも思ひ合すべし、がもなどいへることは萬葉集にもさま〳〵かける中に、冀の字をがもなど點せり、これ然るべくや何とぞしてとこひねがへる心なりさきに引る吹黃刀自が巖をみて長壽をねがへるも、齊景公の牛山に遊びて死をかなしめるも、ともに巖と國城にて動かぬものゆゑに長壽をほりせり、この右大臣の歌は舟の歌なれば、船は靜ならずそこかしこ漕めぐるものなれは、こゝにありしもかしこに漕めぐれば、こゝにあれかし面白きにも思へどもさもなくとく

の心なり、列子云、齊景公北遊於牛山臨其國城而流涕曰美哉國乎若何去此而死、これも牛山の好きに登り國城の華麗なるをみて死せん事を悲しめるは常にもがなと願ふ心なり、清少納言に御前におまたのおほせらるゝつひでなどにも、世の中のなべてはらだゝしうむつかしうかた時あるべきこゝちもせで、いづちも〳〵いきうせなばやとおもふに、たゞのかみのいとしろうきよらなる、よき筆しろきしきし、みちのくにがみなどえつれば、かくてもしばし有ぬべかりけりとなんおぼへ侍る、又かうらいべりのたゝみの、むしろあをうこまかに、へりのもんあざやかにくろうしろうみえたる、引ひろげてみれば、何か猶さらに此世はえおもひはなつまじと、命さへをしく成と申せば、いみじくはかなきことにもなぐさむかな、をばすて山の月はいかなる人のみるにかとわらはせ給ふ、さぶらふ人もいみじくやすきそくさいの祈哉といふと書る、これらの心をも引合せて案ずべし、さきの義孝が歌にをしからざりし命さへながくも哉と思ふと讀るごとく、よろづ心にかなふ事ある時は長壽のねがはるゝならひ、身をつみて知べし、一説に滿誓がこぎ行舟の跡のしら波といふを本歌にて無常の心をよめりといふはかなはぬ事なり、此右大臣は萬葉の古風を好みて、大かたの歌そのすじによまる、萬葉の心をうかゞひて此歌をばみるべき

なり、右二首游遊をよめるを一類とす、又讃岐は頼政の女なれば男女殊なれど、源氏にて武家なるをもてつらぬる歟、

〔追考〕この歌は三四五の句より一二の句へかへしてみるべし、なぎさこぐ海士の小舟の綱手ひくさま、中々外にもとめんこゝろなく愛すべく面白によりて、嗟嘆のこうじて哀にかよふ所より、さてこそ世の中は不變にてあれかし、されど不變にてはなきどうけたり、かなしもは古今集序に、霞をあはれみ露をかなしぶと書けり、これも愛するこゝろの深きより哀をもよほせるなり、源氏にもかなしふする妻子といへり、これも妻子はかなしきものにあらず、愛のいたりたるより哀に通へるなり、淮南子の高誘が注にも哀猶愛也とし、字書にも哀字を憐也と注せり、これらも思ひ合すべし、がもなどいへることは萬葉集にもさま〳〵かける中に、冀の字をがもなど點せり、これ然るべくや何とぞしてとこひねがへる心なりさきに引る吹黄刀自が巖をみて長壽をねがへるも、齊景公の牛山に遊びて死をかなしめるも、ともに巖と國城にて動かぬもののゆゑに長壽をほりせり、この右大臣の歌は舟の歌なれば、船は靜ならずそこかしこ漕めぐるものなれは、こゝにありしもかしこに漕めぐれば、こゝにあれかし面白きにも思へどもさもなくとく

漕すぐるをみて、いつも面白きとのみ思ふ所にあれかし、されど、一所にあらねばさてこそ世の中は常住心にかなふやうにあれかしと願へどもさもなき事哉とよみ給へるなり、此右大臣の歌は長壽をねがへるのみにあらず、動ものと靜なるものとに對していへる義理をよく〳〵思ふべし、古抄に滿誓が「世の中を何にたとへん朝ぼらけこぎ行舟の路のあと波」を引て、無常の心をよめりといふは、哀の理につよくなづみて世の中はといへるより漕行舟とあれば引合ていへるにて牽強の說なり、其上家集にて舟の題新勅撰集にては覊旅の部に入れば、無常述懐の歌ならずと云るべし、

參議雅經

〔四六〕權大納言忠教曾孫、刑部卿頼輔孫、刑部卿頼經子、從三位、

みよしの〻山の秋風さよふけてふる郷さむく衣うつなり

新古今秋下、擣衣の心をと有、古今友則歌に「みよしの〻山の白雪つもるらしふるさと寒くなりまさるなり」これを取らる、本歌のふるさとはならの京をいへり、此ふる

さとは吉野の里の心なり、よしのをふる郷とよめるは古今に「ふる郷は吉野の山し近ければひと日もみゆきふらぬ日はなし」躬恒が長歌にもふるさとのよしのゝ山の山あらしも寒く日ごとになりゆけばとよめり、昔吉野離宮とて皇居のありし所なれば、後々行幸絶てより故郷とはよめる也、歌の心は明なり、感情かぎりなくたけたかき歌なり、實朝公の歌につらぬるは、共に撰者の門弟にて同しく本歌を能取てよめる心歟、

〔追考〕よしのを故郷とよめる事は、日本紀第二十六齊明帝元年冬災飛鳥板蓋宮、二年於飛鳥岡本更定宮地、號曰後飛鳥岡本宮、又作吉野宮と有、此事より皇都によみならはせるなるべし、

前大僧正慈圓

法性寺關白息、嘉祿九年九月廿五日入滅、嘉禎三年三月八日諡號慈鎮、

おほけなくうき世の民におほふかな我たつ杣にすみぞめの袖

千載雜中題しらず、おほけなくは大氣といふ心也、なくはそへていふことば無の字

にあらず、あらきをあらけなきといふがごとし、萬葉第三人丸歌、草枕羈宿爾誰嬬可國忘有家待莫國是はかく山にて死したる人の屍をみてよまる、家またなくには家人の待んにといふ心にて、待莫國とは書たれど、無の字の心にあらず、此外彼集に此ことば多し、分に過て大なる心つかひなどするをおほけなきといふなり、大膽と云ふが如し、歌の心はみづから智もなく德もいたらずして、天台の貫首に、あげられて天が下の廣き万民の上にせばき袖のおほはるまじきを云ひておほはんとするはおほけなき役なる心なり、比叡山は帝都の鬼門を守護して帝運の長久を第一にいのらるゝ事なれど、こゝに君の御事をいはぬは袖をおほふと云詞の憚あるがゆゑに、たゞ國民の上ばかりをいへるなり、本歌後撰に「大空におほふばかりの袖も哉春咲はなを風にまかせし」袖をおほふとは父母のいとけなき子をはぐゝみたつるとて、風にも雨にもあてじと袖をおほひきするよりいふなり、万民をやすからしめんとて天下の祈りをする同じ心なればなり、又法華經法師品云、藥王當知如來滅後其能書持讀誦供養爲他人說者如來則爲以法衣覆之、又勸發品云、若有受持讀誦正憶念修習書寫是法華經者當知是人爲釋迦牟尼佛手摩其頭當知是人爲釋迦牟尼佛衣之所覆と有、此經を宗とする人なれば、この本文をも思ひてよみ給へるなるべし、我ゝた

つ杣は、傳敎大師一乘止觀院今の中堂建立の時、此山に杣をたて我たつ杣に冥加あらせ給へとよみ給へるより叡山の名とはなれり、此句に傳敎大師の一人万民のために此山をひらかせたまへるに、其德なくして其路を追ふといふ心こもりてきこゆ、墨染の袖は住といひかけたり、右鎌倉右大臣よりこなた三人は歌のやうはかはりたれど、ともにおほきらかによむ人々なればつゞけられたる歟、

〔追考〕 古抄に天台座主になりて一人の寶祚より万民のうへをおもひてよみ給へりと注す、心はさなるべけれど、天台座主になりてといへるに不審あり、千載集には法印慈圓とあり勅撰の作者は天台座主にいたりたる人を僧正とも天台座主とも書て、僧都法印など書る事なし、慈鎭和尙の補任を案ずるに、養和元年十一月六日叙法印（二十七歳）元曆元年十二月護持僧、建久三年十一月廿九日任權僧正、（三十八歳）初度座主、建仁三年二月十八日不經正官大僧正（四十九歳）かくのごとし、千載集の撰定は文治三年五月二十日なれば初度の座主より五年ばかりも以前なり、其上家集には日吉社法樂百首の中とせり、これらにて天台座主ならぬ時の歌なる事考へしるべし、されば古く傳へたるは護持の僧になりて天子より庶民の上を快樂ならしめんと祈るはおほけなき役なりとよみたまへるなりといへり、元曆元年

十二月護持僧とあれば記年も千載集撰定以前なれば此説然るべし、天台座主になりてといふ注は記年をかんがへざる誤なり、

入道前太政大臣

西園寺公經公、中納言通季卿曾孫内大臣實宗公二男也、貞應元年任太政大臣、寛喜三年十二月出家、法名覺空、嘉祿年中建立西園寺、

花さそふ嵐の庭の雪ならでふりゆく物はわかみなりけり

新勅撰春部に、落花をよみ侍りけるといへり、上の句を古抄にすでに散しきたる花のやうに釋したるはかなはず、今めの前にあらしにさそはるゝ花の雪とふり行を見て、此花の雪にあらでふり行ものは我身なりとよみたまへり、ふり行は雪の縁、又雪といふに付て黑髮のかはる色をもそへられたるか、樹頭の花とみるほどに、庭上の雪とふるに驚きて、我身にうつして觀ずる心なり、嵐の庭とある詞すこし後の連歌めきて聞ゆるにや、又嵐はいづくに吹まじきにはあらねど、野山などには似つき、庭には似つかぬやうにおぼゆるにや、又此歌は定家卿の「花さそふ庭の春風跡もな

しとは丶その人の雪とたにみん」これより出たるやうに見ゆ、述懐の心をもて上の歌につがる丶歟、

權中納言定家

俊成卿息正二位民部卿權の字は誤て加へたる歟、末の集どもには前中納言と有、後の人考ふべし、

こぬ人をまつほの浦の夕なきにやくやもしほの身もこかれつゝ

新勅撰戀三に、建保六年内裏の歌合にと有、本歌萬葉第六笠金村長歌に、名寸隅乃船瀬從所見淡路島松帆乃浦爾朝名藝爾玉藻苅管暮菜寸二藻鹽燒乍云々とあるを取用らる本歌の松ほは浦の名ばかりによめるを待にそへ、本歌の夕なぎはたゞ夕ばかりにいへるを人まつ時分にとれり、夕なぎは夕に波風のなぐ也、是は松帆の浦といふによりて本歌の詞にてつゞけたり、古抄に夕なぎといへる妙なり、煙のふかき心をとれりとあるは然らず、下句はやくしほによそへて身もまちこがる丶となり、上の歌雪ならでふり行物はとあるに、此歌もやくやもしほのとそへたる心を一類とし

てつらねられたる歟、

從二位家隆

兼輔卿九代孫、壬生中納言光隆息、宮內卿、父中納言、平家物語云猫間中納言光隆同人歟、

風そよくならの小川の夕くれはみそきそ夏のしるしなりける

新勅撰夏寛喜元年女御入内の御屛風にといへり、此女御は後堀川院后藻壁門院にて、光明峯寺攝政道家公の御女なり、本歌六帖に「みそきするならの小川の河風に祈そわたるしたに絕しと」此歌新古今に八代(ヤツシロ)女王とてとられたる故は、六帖に此歌の右に「君によりてことのしけきにふるさとの飛鳥の川に御秡しにゆく」是萬葉第四に八代女王の歌なるを拔出て名をあらはして次にあれば、常の集の例にて八代女王の歌とは心得られたり、然るに彼六帖常の例にあらず、假令貫之とて貫之の歌一首ありて、次て萬葉の歌五首七首書つらねたるやうのこともおほし、特に作者の名をしるすに常にたがひたる事さまぐ有、ひらきみん人心をつけて知べし、萬葉集に載

せざる上に下句ことに古風にあらず、ならの小川山城なりといへば、今の京となりて後の人の歌なるべし、龍田川瀧のせきりにはらへつゝいはふ心は君が爲とぞ此歌又次にあり、是又萬葉集の歌ならず、上古の風ならねば八代女王の歌ならぬ事知べし、風そよぐとおかれたるはならの葉によせていふ、後拾遺に夏山のならの葉そよぐ夕ぐれはことしも秋のこゝちこそすれ是をも本歌に取あはされたり、ならの葉に風ふきて所は何邊、時は夕ぐれなれば、涼しさ餘り有て、只みそぎをするばかり夏のしるしは有といふは、賴綱のことしも秋のこゝちこそすれとおなじ心にてさながら秋とおぼゆる心をふくめり、さはやかにて涼しく聞ゆる歌なり、右二人又一双心二のにつゞけられけるにや、歌はおの／＼本性のごとくよみ得たるをえらばれけるなるべし、

後鳥羽院

第八十二代、諱尊成、高倉院第四子、母殖子(藤原)號七條院、贈左大臣信隆女、壽永二年八月踐祚四歳、建久九年十一月讓位十九歳、承久三年七月御出家、法諱良然、同月奉移隱岐國、延應元年二月廿二日崩、六十三、

人もをし人も恨めしあぢきなく世を思ふゆゑにものおもふ身は

續後撰雜中、題しらずなり、人とは世の人にて國たみなり、をしとは愛する心、すなはちこの愛の字をよめり、今の世はたとへば花のうつろひ、ちり、月のくもり、又などするやうの時わたらしふをのみいひならへり、ふるくは花に付ていはゞ、さかりなる當位にもいへるは愛惜の心なり、あぢきなくは、文選には無爲をあぢきなしとよめれば、思ふ事さま〴〵にてせんかたなき心なり、此句は下句につゞけず、一句をたて心得べし、世をあぢきなくおぼしめすといふにはあらず、すべての心はあぢきなくものをおぼしめさるゝは、万民を哀み給ふゆゑなれば、世の人をおしくも、又かへりてはうらめしくもおぼしめすとなり、此御製のふるき注心得がたき事多し、

順德院

第八十四代、諱守成、後鳥羽院第二子、母修明門院藤原重子、贈左大臣範季女、承元四年十一月受禪、承久三年四月讓位、同七月奉移佐渡國、仁治三年九月十二日崩、四十六歲、

百しきやふるき軒端のしのふにも猶あまりある昔なりけり

續後撰雜下、題しらずなり、右兩院の御歌此色紙形にも書れたれば、新勅撰集に入らるべきを彼は關東を憚られけるにや、後鳥羽院、土御門院、順德院、此御歌どもはすべて一首も入れられず、さればそれをくちおしき事に思ひてせめても此百首に載られ、爲家卿も父の心ざしをつぎて此兩首を續後撰には撰び取られけるにや、もゝしきは日本紀に內裏をおほうちとも、もしきとも訓せり、もゝしきといふ和語の心は、禁中は百官の座ある故に百敷の心也といふ、是常の說也、然れども、萬葉集を考ふるに此詞數しらぬ中に、多く百磯城と書き、其外は百師木百師紀などかきて、一所も百敷百鋪など書ける事なし、況や古事記に雄略天皇、もゝしきの大宮人はとよませ給へる御歌有、彼比までは百官の沙汰なければ上の說おぼつかなし、百磯城と書るに付て案ずるに、崇神天皇磯城瑞籬宮にましまして世をしろしめす事六十八年、めでたき御世なれば、此御宮をいはひてもゝしきとはいひそめけるにや、古事記に磯城を師木とかゝれたるに、萬葉にも百師木と書ればいよ／＼此義にやと心をよせ侍り、ふるき軒端とは當時帝德の衰へたる事をよませ給へり、武臣あたらしく威をふ

るひて古き王道を用ぬ世なればかくはたとへさせ給へり、忍ぶにも猶あまりあるとは、ふるき軒端には忘のぶといふ草の生ふれば其名にことよせて、上の參議等の歌をとらせ給ひて、昔盛なりし世を忍び思召すに、忍ぶ心はたえずして、忍ぶべき事どもはなをあまりありとあそばせり、いにしへの太平なりし時に今をかへさばやとおぼせど返らぬが故也、新千載春下に、又此帝翫花といふ事を、百敷や花も昔の香をとめてふるき梢に春風ぞ吹く是も古を忍び思召す心ふかし、但又事なきさきの御歌どもなれば、先表めきても聞ゆる歟、天智天皇よりこゝにいたりてやう〳〵五百五十年許に王道はすたれて行はれずなりにき、毛詩の序に治世之音以樂、亡國之音哀以思といへり、秋の田の御歌は治まれる世の聲にして、百しきの御歌はかなしひて以て思ふ心を顯はせり、詩人歌人の尤歎くべき時なれば黄門の心こゝにあるべし、本に二帝の御歌をすゑて末に兩院の御歌を載らる、これ又一部の首尾なり、

〔追考〕猶あまりありといふは、催馬樂東屋、東やのまやのあまりのその雨そゝきといへるを取らせ給ふとみゆ、

百人一首改觀抄 卷下

明治三十三年十一月廿五日印刷
明治三十三年十二月六日發行

編輯兼發行者　東京市神田區淡路町一丁目一番地　三好仲雄

印刷者　東京市下谷區長者町一丁目十四番地　三和林太郎

印刷所　東京市下谷區長者町一丁目十四番地　芳文社

發兌元　東京市神田區淡路町一丁目一番地　四海堂

贈正四位釋契沖阿闍梨撰　従五位木村正辭先生校訂

原本五十四卷　縮册　全二十五册　（全部の紙數三千數百頁）

本文廿册惣釋一册雜説一册枕詞釋一册拾遺一册目錄一册計二十五册

每帙　正價八十錢　郵税八錢　全部正價八圓

●十帙にて全部完結　●每帙二册或三册宛

第三帙 五卷六卷及目錄の三册　**印刷中　第一帙第二帙既刊**

本書が萬葉注釋書中の巨擘たるは云ふまでもなく實に万世不朽の名著なれども由來流布本皆開書の傳寫にして眞の代匠記にあらず今般弊店が原本とするは今の萬葉學の大家木村正辭先生所藏契沖師自筆の精撰本の傳寫にして此本固より他に傳本なし故に殊に秘せられたるを今其許を得たれば更に先生の校訂を乞ひ廣く同好の士に頒たんとす希くは續々御購求あらむことを

發兌元　東京市神田區淡路町二丁目一番地　**四海堂**

大賣捌　●東京堂●三省堂●岡崎屋●大阪吉岡等

◉本書に對する世評の一斑

▲帝國文學　橘守部嘗て萬葉集墨縄の總論にいへらく「世に流布する代匠記といふものは、いつ比の草按にていかなるをこの者の抜寫せしにかあらむいまだしく且あらきものなり」とこれ洵に尓かなり今日流布の代匠記はこれ完全の代匠記にあらざるなり。今日の代匠記を以て契沖を批判するはこれ眞正に契沖を知るものといふべからざるなり。これ實に世のため契沖のため、惜むべき限りにあらずや是萬葉代匠記は萬葉博士を以てきこえたる木村正辭氏がその藏本の珍たる書代匠記を飜刻したるものにしてこれを流布の代匠記と比するに註釋の精細なるふしいと多し。恐らく完全なる代匠記に最もちかきものなるべし。尓かのみならず校訂嚴密にして體裁の清楚なるいとよみすべし。まことに萬葉研究者の寶典なるべし。かの今日流行する曖昧なる射利的豫約出版とは同日に論ずべからざる良書といふべきな

贈正四位釋契沖阿闍梨撰　從五位木村正辭先生校訂

原本五十四卷　縮冊全三十五冊（全部の紙數三千數百頁）

本文廿冊總釋一冊雜説一冊枕詞釋一冊拾遺一冊目錄一冊計二十五冊

每帙價正八十錢 郵稅八錢 全部正價八圓

◎十帙にて全部完結 ◎每帙二冊或三冊宛

第三帙（五卷六卷及目錄の三冊）印刷中　第一帙第二帙既刊

本書が萬葉注釋書中の巨觀たるは云ふまでもなく實に万世不朽の名著なれども由來流布本書開書の傳寫にして眞の代匠記にあらず今般弊店が原本とするは今の萬葉學の大家木村正辭先生所藏契沖師自筆の精撰本の傳寫にして此本固より他に傳本なし故に殊に秘せられたるを今其許を得たれば更に先生の校訂を乞ひ廣く同好の士に頒たんとす冀くは續々御購求あらむことを

發兌元　東京市神田區淡路町二丁目二番地　國海堂

大賣捌 ◎東京堂◎三省堂◎岡崎屋◎大阪吉岡等

◎本書に對する世評の一班

▲帝國文學　橘守部嘗て萬葉集墨繩の總論にいへらく「一世に流布する代匠記といふものは、一つ比の草按にていかなるをこの者の抜寫せしにかあらむいまだしく且あらきものなり」とこれ洵に然かなり今日流布の代匠記はこれ完全の代匠記にあらざるなり。今日の代匠記を以て契沖を批判するはこれ眞正に契沖を知るものといふべからざるなり。これ實に世のため契沖のため、惜むべき限りにあらずや是萬葉代匠記は萬葉博士を以てきこえたる木村正辭氏がその藏本の珍たる書代匠記を飜刻したるのものにしてこれを流布の代匠記と比するに註釋の精細なるふしいと多し。恐らく完全なる代匠記に最もちかきものなるべし。然かのみならず校訂嚴密にして體裁の淸楚なるいとよみすべし。まことに萬葉研究者の寶典なるべし。かの今日流行する曖昧なる射利的豫約出版とは同日に論ずべからざる良書といふべきな

▲太陽　　本書は有名なる釋契沖阿闍梨が水戸西山公に上りし釋萬葉集のためにとてものせし註釋なり。萬葉集全註の嚆矢にして從來寫本のみ傳はりそれも多くは誤謬夥しくその原本と異れるものもありしが書肆四海堂主人これを遺憾とし特に國學大家木村正辞氏の藏せる清撰本（塙檢校か彰考館にをさめたる阿闍梨の原本を寫したるものを又寫したるもの）に氏の校訂を請ひて擬に豫約を募り此たびその第一帙を出せり。第一帙は代匠記惣釋首卷雜説、第一卷、第二卷の三冊とす。代匠記そのもの丶價値は既に斯道の學者が認め居れる處なれば今更喋々するを要せざるが、只今回の刊行に就ては校訂者の苦心は實に非常なるもの丶由にて元來記には本文なかりしを寛永二十年の刻本を以てこれに充て總じて片仮名なりしを草仮名に改め成べく著者の素志と舊版本の面目とを失はざらんを主として字体の如きは原刻本の古字を用ひ傍訓の仮字將た古格に據りその中に於て順序の錯亂せるものは之を正し誤れるものには一々訂正を施したり。されば萬葉集註釋としては最も良好且つ最も完全せる書といふべし。苟も國語國文を修め若しくは詩歌の道にたつさはれるものにして萬葉をよく解し得んとせば本書を備へこれによりて研究を極めて適當なりと信ず。（第六卷第十三號）

▲言語學雜誌　　本誌第四號で報じた『萬葉集代匠記』の翻刻は豫定よりは二ヶ月ばかり後れて、その第一帙か出版された、該帙は惣釋首卷、第一卷及第二卷の三卷より成る、印刷は鮮明で、活字の體裁も整ひ、紙質もよく、加ふるに校正は嚴密で誤字は殆んど見當らない位に出來上つてゐる。吾々は近時親切な翻刻の一として、校訂者木村氏、及び之を輔助し且つ校正に任せし三好内山の兩氏の勞を多とし、あはせてこの書を江湖に推奨するに躊躇しない。（第一卷第八號）

▲國學院雜誌　　契沖阿闍梨の萬葉代匠記に就きては、既に定説のあるあり、今更に事新しく吾人の贅言を要せず、本書は即ち水戸彰考館の原本を謄寫せる塙檢校本を再寫せるものを本として木村正

辭翁の校訂せられたるものなり、原本には萬葉の本文を略して片假名の傍訓のみを記せるを寛永二十年の刻本によりて本文を補ひ、近に年山紀聞に載せたる西山公に奉りし代匠記の序を附し、文法字法の今と違へるものは、一切舊によりてす、毫も變改することなく舊書の面目を失はざらんことを力められ、今の活字を以てあらはすべからざるものは活字を新調せるなど、古書の出版としては、甚懇切丁寧を極めたるものなり、第一帙には、卷之一上下、卷之二上中下及惣釋雜說を合して三冊として出されたり、校訂の嚴密なるは、この種の出版物にとりては最喜ぶべきことなり、たゞ釘裝の少しく疎なるが如きは憾とすべし、出版期に後れたるがごときは、校訂の正確によりて自ら補はるべきなり（第六卷第十一）

▲新小說　契冲阿闍梨の撰になれるを木村正辭大人の校訂せられたるものなり、代匠記は契冲阿闍梨が水戶西山公の委囑によりてものせしものなるが、原本は彰考館にありて、濫りに人に示さず爲めに坊間に流布するものは、甚しき省略を加へ或は誤謬多き物にて、和學者の遺憾とする處なりしが、本書は彰考館の原本によりて塙檢校の寫したるものに依りたれば正確なる事論を待たず、製本もまた美なり、

▲中央新聞　水戶西山公の爲めに當時國語界の明星たる釋契冲が其該博深淵なる學殖を傾注して難解の闇黑に葬られたる萬葉集に初めて一大光明を與へし二十二卷の代匠記は今回木村正辭氏の校閲を經て神田淡路町四海堂より先つ其第一帙（三冊）を出版せしが契冲の說を其儘に傳へんとの主旨にていかゝはしき釋義もあやしき詞遣ひも當時尙誤用し來れる假字遣ひなど一切改訂を加へざりしは却て阿闍梨の面目を其儘に見るを得べし體裁は菊判にして刷字鮮明原歌は三號字を用ゐて片假名の傍訓を附したる大に繙讀に便なり兎に角浩翰なる本書のことゝて出版者の苦辛經營察するに餘りあり（九月二日）

（右は其一班を示せるもの他は畧して掲げず）

成城學校獨逸語專任講師 石井賢治君著

獨逸文法詳解

三十四年一月元旦 發賣

正價金參拾五錢
郵稅金 四 錢

本邦獨逸語研究者の難關は其文法の入り難きにあり當今其需要に應ぜんとして公刊せられたる獨逸文法書數多ありと雖も概ね繁簡宜しきを得ず殊に至難門たる文法を解說するに偏に理論の一途を以てすされば之に就て學ぶ者層一層迷路に入るが如き觀あり本書は夫等の缺を補はんが爲め著者石井賢治君が成城學校に於て親しく教鞭を執られ本邦人に特殊なる難處を實驗に徵して理論を左にし例題を右にし丁寧懇切に解說せられたるもの豈に其心核に徹せずと云ふべけんや請ふ一本を購ふて彼此對照せば蓋し思ひ半に過ぎん續々御購求あらんことを希ふ

第一高等學校教授 小島憲之先生
バチェロル、オフ、アーキテクチュール
理學士 宮本久太郎先生 校閱

東京美術學校得業
東京開成尋常中學校教諭 岡田秀先生
東京美術學校得業
越後高田尋常中學校教諭 高城次郎先生 共著

用器畫法 附投象法

近刊

用器畫法を設けるもの出來其書に乏しからずと雖も概ね繁簡宜しきを得ず教科書として將た參考書として常に以て遺憾なしとせず本書は岡田秀高城次郎兩先生が教授上の實驗に徵して編成せられし所簡にして明なるものなり加ふるに小島憲之宮本久太郎兩先生の是擧を助けての校閱あり蓋し用器畫法は本書を俟ちて初めて完全に修了し得べきなり

高橋雄次郎君著

（第六版）

洋裝美本 正價金十八錢

全一冊 郵税金四錢

野球術演習の圖（寫眞石版）一葉。野球場全圖幷に攻守準備配置圖（大圖）一葉。新式仕合經過表。解説圖二十三個挿入

ベースボール術は今や我國に於て長足の進歩をなして殆ど米國より奪つて我國技となすに至れり故を以て都鄙苟も學生あるの地は斯術にたづさはらざる者なし然れども之に關するの良書なきを以て其門に入るも終に圓熟の域に達する者稀なり本書が斯術の書中最も高評を博せるは既に諸君の了知せらるゝ所解説圖廿餘個を挿入して丁寧懇切に説明したれば一讀以て斯術の蘊奥を極むる又難きに非ず

所載項目

百人一首改観抄

契冲／撰